第３章　施行状況調査詳細

１．基礎情報

（１）団体区分

１）　地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が 1783 団体（全体の 53.4%）、地方公共団体の組合が 1558 団体（同 46.6%）である。

図表 66　地方公共団体の区分

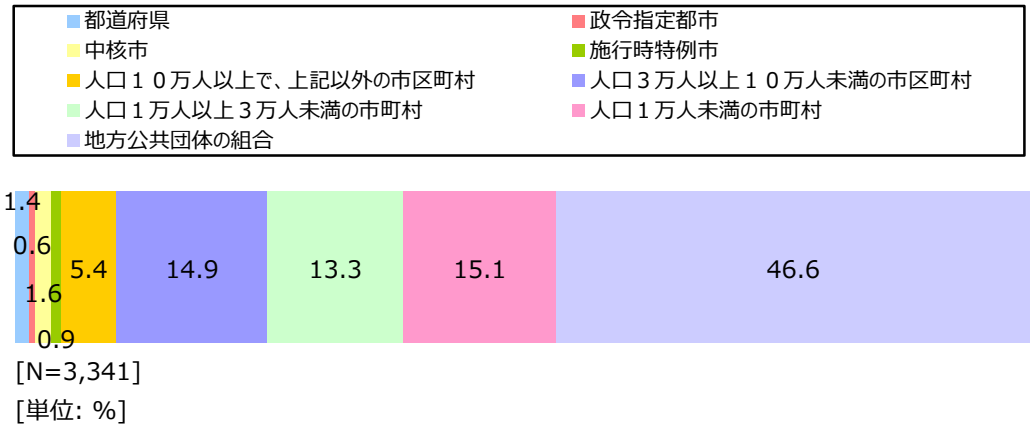

		回答数	%
	全　体	3,341	100.0
1	都道府県	47	1.4
2	政令指定都市	20	0.6
3	中核市	54	1.6
4	施行時特例市	31	0.9
5	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	181	5.4
6	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	499	14.9
7	人口１万人以上３万人未満の市町村	445	13.3
8	人口１万人未満の市町村	506	15.1
9	地方公共団体の組合	1,558	46.6

（２）団体内の体制

１）　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 62.8%、無い団体が 37.2%である。

図表 67　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

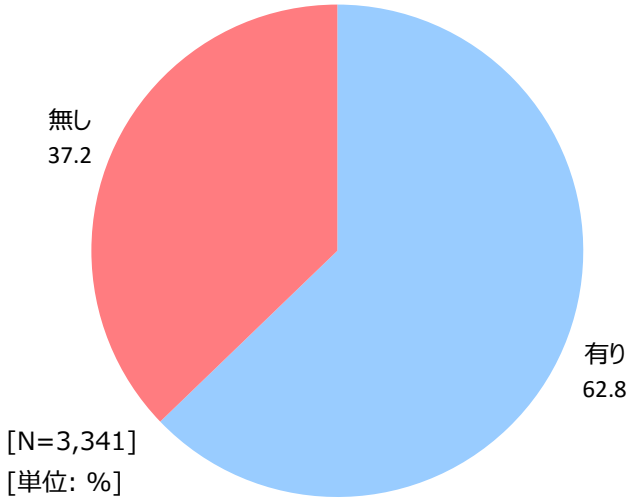

地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 71.3%、人口 1 万人未満の市町村の 17.2%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 68　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無【団体区分別】

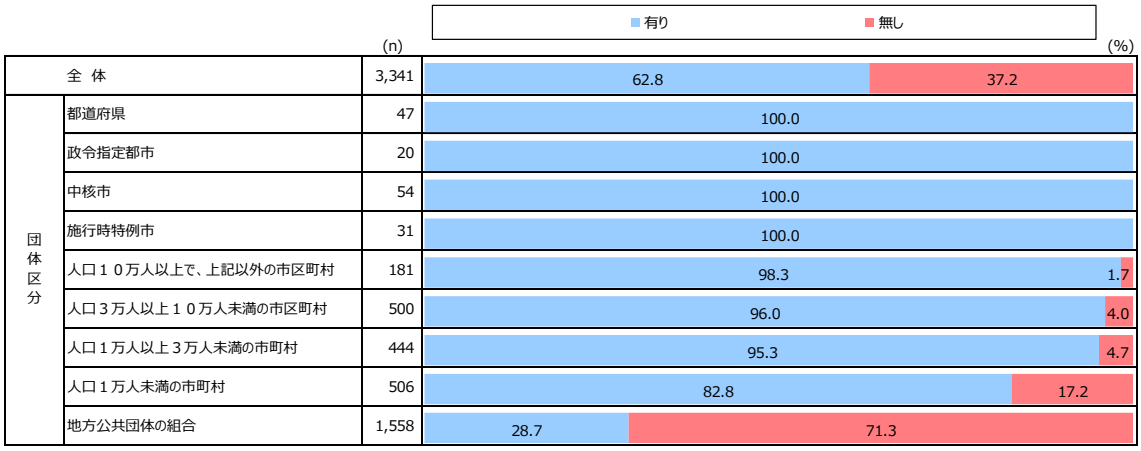

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,341 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	500 (100.0)	444 (100.0)	506 (100.0)	1,558 (100.0)
有り	2,099 (62.8)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	178 (98.3)	480 (96.0)	423 (95.3)	419 (82.8)	447 (28.7)
無し	1,242 (37.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	3 (1.7)	20 (4.0)	21 (4.7)	87 (17.2)	1,111 (71.3)

２） 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体の中では、所属職員数は「5～10 人未満」（30.5%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数は「0 人」（73.8%）が最も多く、「1 人」（18.5%）と続く。

図表 69 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体＞

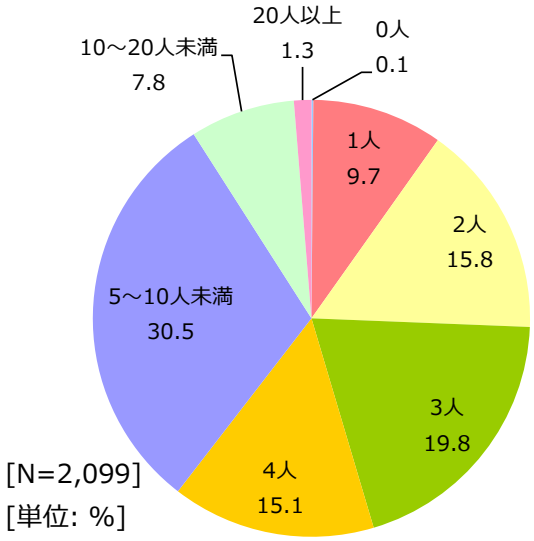

図表 70 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞

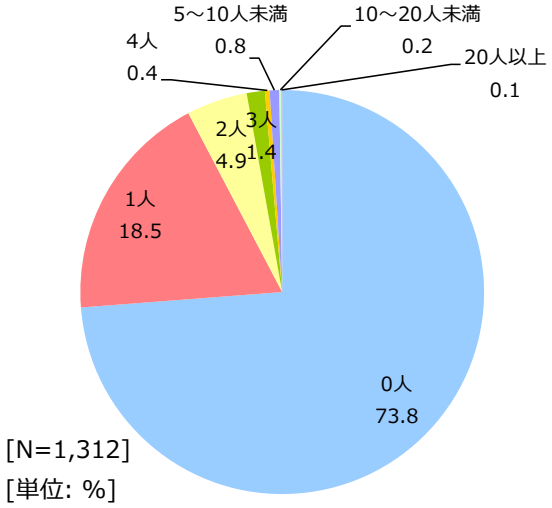

地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向がある。

図表 71　地球温暖化対策を担当する部（局）課係の所属職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体＞【団体区分別】

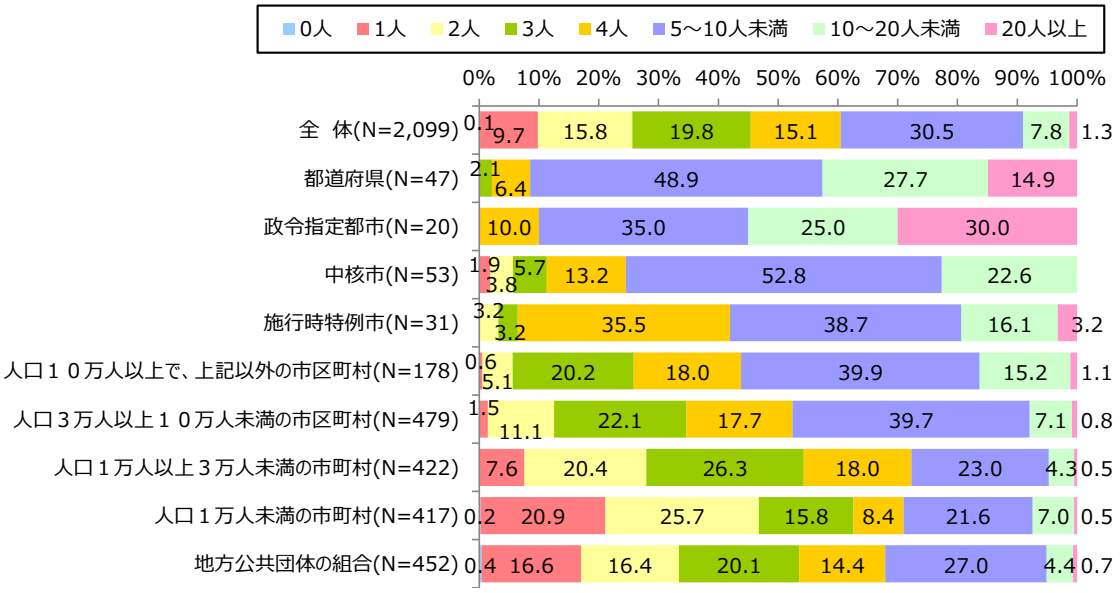

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	2,099 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	178 (100.0)	479 (100.0)	422 (100.0)	417 (100.0)	452 (100.0)
0人	3 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	2 (0.4)
1人	203 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (0.6)	7 (1.5)	32 (7.6)	87 (20.9)	75 (16.6)
2人	332 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.8)	1 (3.2)	9 (5.1)	53 (11.1)	86 (20.4)	107 (25.7)	74 (16.4)
3人	415 (19.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.7)	1 (3.2)	36 (20.2)	106 (22.1)	111 (26.3)	66 (15.8)	91 (20.1)
4人	316 (15.1)	3 (6.4)	2 (10.0)	7 (13.2)	11 (35.5)	32 (18.0)	85 (17.7)	76 (18.0)	35 (8.4)	65 (14.4)
5～10人未満	640 (30.5)	23 (48.9)	7 (35.0)	28 (52.8)	12 (38.7)	71 (39.9)	190 (39.7)	97 (23.0)	90 (21.6)	122 (27.0)
10～20人未満	163 (7.8)	13 (27.7)	5 (25.0)	12 (22.6)	5 (16.1)	27 (15.2)	34 (7.1)	18 (4.3)	29 (7.0)	20 (4.4)
20人以上	27 (1.3)	7 (14.9)	6 (30.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	2 (1.1)	4 (0.8)	2 (0.5)	2 (0.5)	3 (0.7)

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、人口１万人未満の市町村や地方公共団体の組合では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0 人」の団体が相当数存在する。

図表 72　地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞【団体区分別】

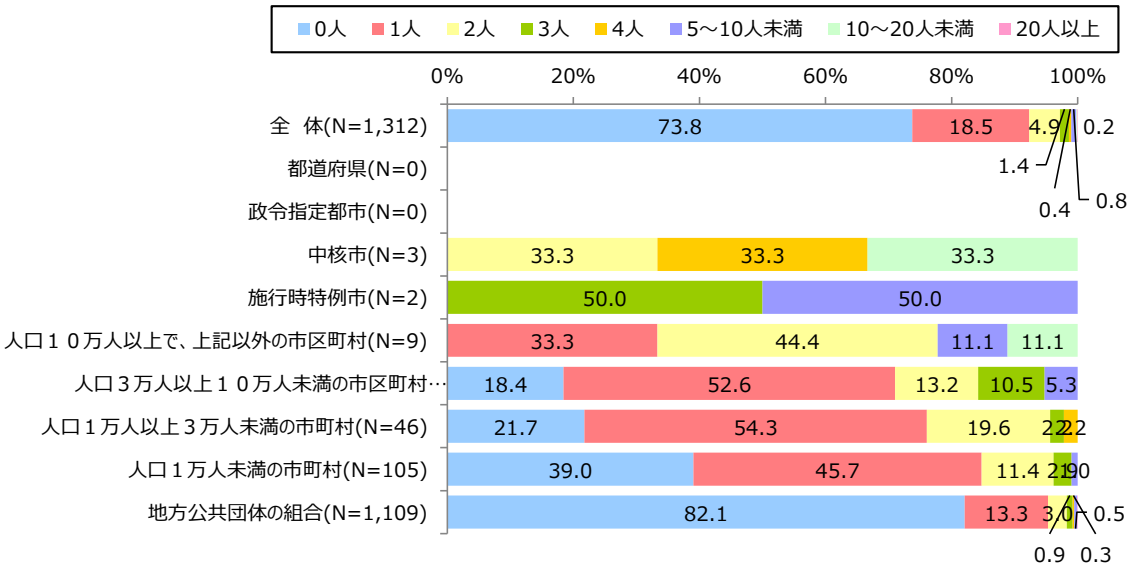

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区町村を除く人口10万人以上の市	町村人口3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,312 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	3 (100.0)	2 (100.0)	9 (100.0)	38 (100.0)	46 (100.0)	105 (100.0)	1,109 (100.0)
0人	968 (73.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (18.4)	10 (21.7)	41 (39.0)	910 (82.1)
1人	243 (18.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	20 (52.6)	25 (54.3)	48 (45.7)	147 (13.3)
2人	64 (4.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	4 (44.4)	5 (13.2)	9 (19.6)	12 (11.4)	33 (3.0)
3人	19 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	4 (10.5)	1 (2.2)	3 (2.9)	10 (0.9)
4人	5 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.2)	0 (0.0)	3 (0.3)
5～10人未満	10 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (11.1)	2 (5.3)	0 (0.0)	1 (1.0)	5 (0.5)
10～20人未満	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
20人以上	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.1)

（３）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

１）　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 18.9%である。

図表 73　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

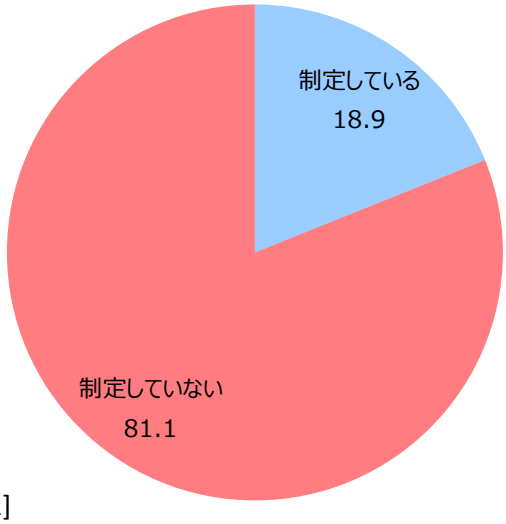

[N=3,341]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体の割合は低くなる傾向がある。

図表 74　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況【団体区分別】

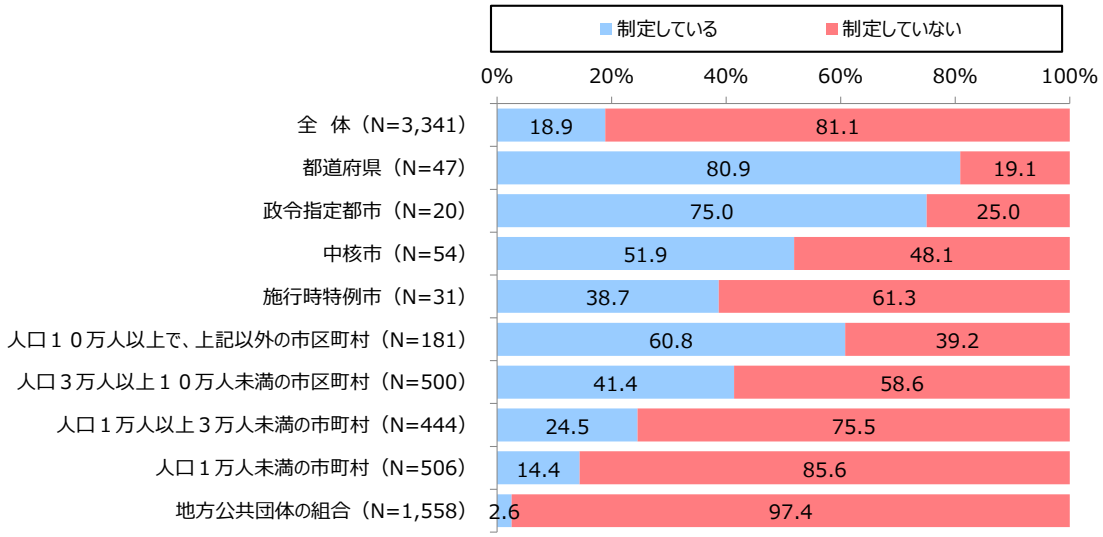

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,341 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	500 (100.0)	444 (100.0)	506 (100.0)	1,558 (100.0)
制定している	632 (18.9)	38 (80.9)	15 (75.0)	28 (51.9)	12 (38.7)	110 (60.8)	207 (41.4)	109 (24.5)	73 (14.4)	40 (2.6)
制定していない	2,709 (81.1)	9 (19.1)	5 (25.0)	26 (48.1)	19 (61.3)	71 (39.2)	293 (58.6)	335 (75.5)	433 (85.6)	1,518 (97.4)

２） 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」（31.5%）が最も多く、「2000～2004 年」（25.0%）、「2010～2014 年」（19.2%）と続く。

図表 75　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

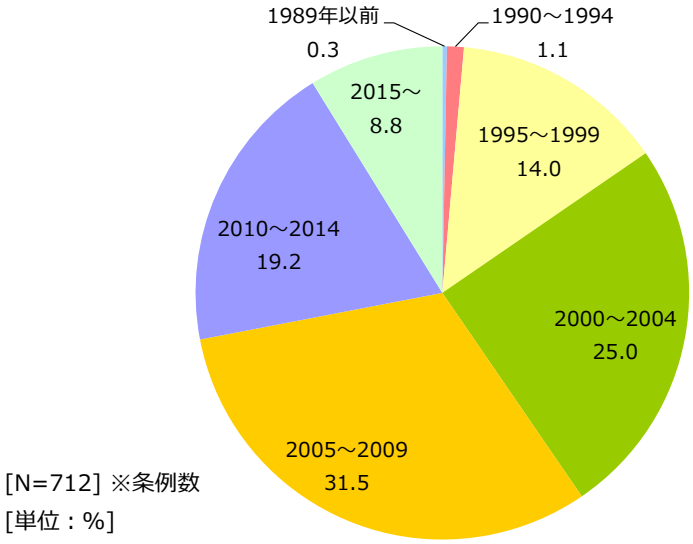

注）１つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

		回答数	%
	全 体	712	100.0
1	1989年以前	2	0.3
2	1990～1994年	8	1.1
3	1995～1999年	100	14.0
4	2000～2004年	178	25.0
5	2005～2009年	224	31.5
6	2010～2014年	137	19.2
7	2015年以降	63	8.8

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」（87.6%）が最も多く、「省エネルギーの推進」（54.6%）、「再生可能エネルギー利用の促進」（39.0%）と続く。

図表 76　地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的

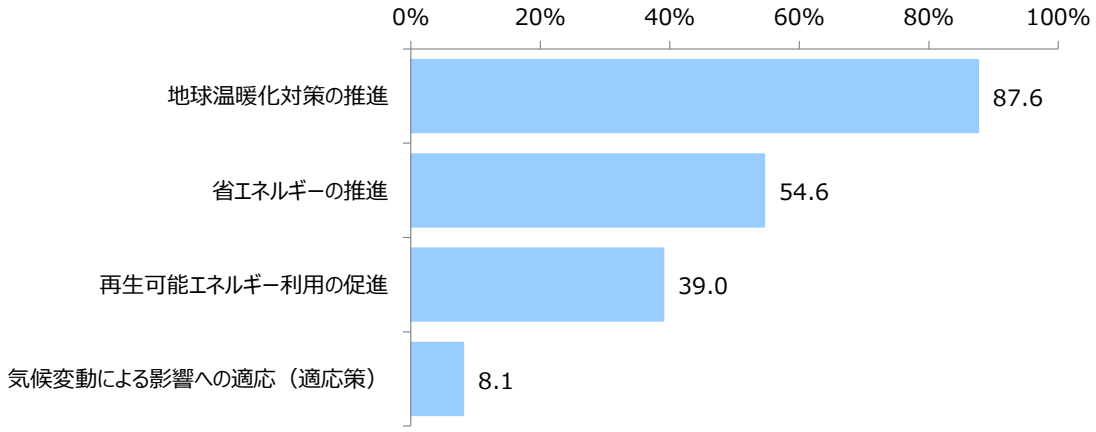

[N=712] ※条例数
[単位：%]

注）１つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

		回答数	%
	全　体	712	100.0
1	地球温暖化対策の推進	624	87.6
2	再生可能エネルギー利用の促進	278	39.0
3	省エネルギーの推進	389	54.6
4	気候変動による影響への適応（適応策）	58	8.1

（４）一部事務組合及び広域連合の事務内容

１）　団体の事務内容

地方公共団体の組合における団体の事務内容は、「その他行政事務」（30.7%）が最も多く、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（26.8%）、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（21.9%）、「消防」（18.4%）、「火葬・斎場・墓地等」（14.9%）と続く。

団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」（35.6%）が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」（27.6%）、「消防」（21.5%）、「その他行政事務」（20.9%）、「救急」（17.4%）と続く。

図表 77　団体の事務内容

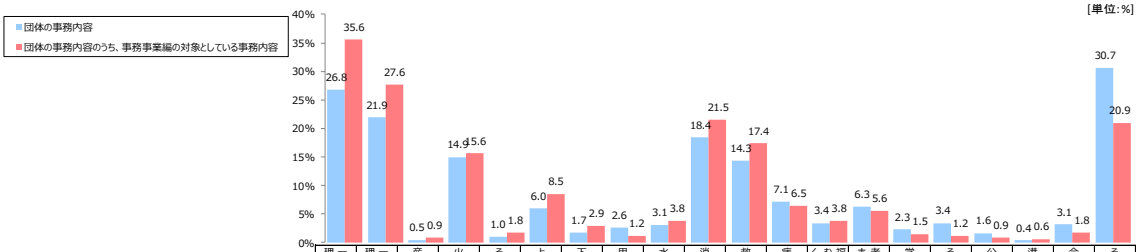

	(n)	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務
団体の事務内容	1,539	26.8	21.9	0.5	14.9	1.0	6.0	1.7	2.6	3.1	18.4	14.3	7.1	3.4	6.3	2.3	3.4	1.6	0.4	3.1	30.7
団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容	340	35.6	27.6	0.9	15.6	1.8	8.5	2.9	1.2	3.8	21.5	17.4	6.5	3.8	5.6	1.5	1.2	0.9	0.6	1.8	20.9

[上段：N数、下段：%]

	回答数	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務
団体の事務内容	1,539 (100.0)	412 (26.8)	337 (21.9)	7 (0.5)	230 (14.9)	15 (1.0)	92 (6.0)	26 (1.7)	40 (2.6)	47 (3.1)	283 (18.4)	220 (14.3)	109 (7.1)	52 (3.4)	97 (6.3)	35 (2.3)	52 (3.4)	25 (1.6)	6 (0.4)	48 (3.1)	472 (30.7)
団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容	340 (100.0)	121 (35.6)	94 (27.6)	3 (0.9)	53 (15.6)	6 (1.8)	29 (8.5)	10 (2.9)	4 (1.2)	13 (3.8)	73 (21.5)	59 (17.4)	22 (6.5)	13 (3.8)	19 (5.6)	5 (1.5)	4 (1.2)	3 (0.9)	2 (0.6)	6 (1.8)	71 (20.9)

２）　団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は60.5%、活動量を把握している施設が無い団体は39.5%である。

図表 78　団体が活動量を把握している施設の有無

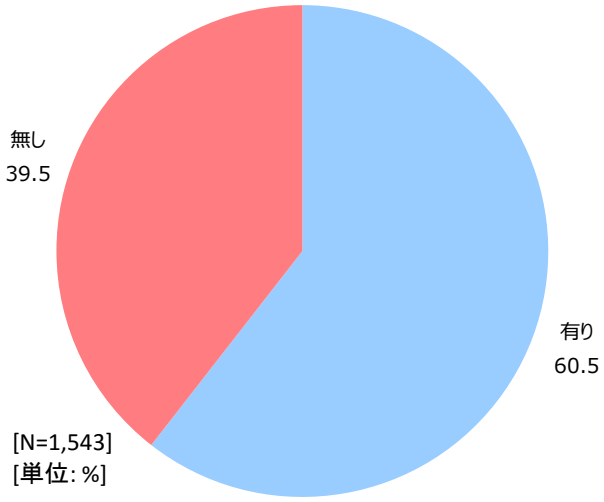

	回答数	%
全　体	1,543	100.0
有り	934	60.5
無し	609	39.5

（５）地域エネルギー事業の実施状況

１）　地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」（81.0%）が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「貴団体が直接事業を行っている。」（5.6%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。」（2.7%）が多い。

図表 79　地域エネルギー事業の取組状況

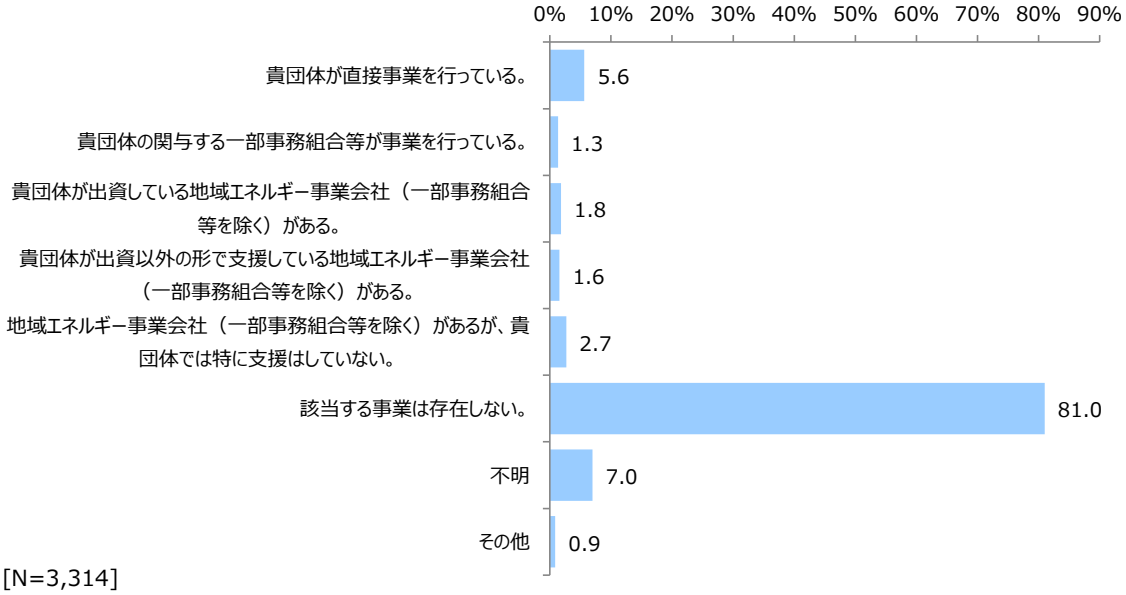

[N=3,314]

地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 80　地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

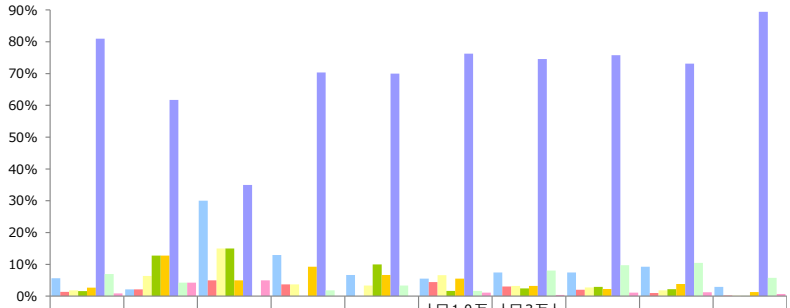

[単位：%]

	全 体 (N=3,314)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市(N=30)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=496)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=442)	人口１万人未満の市町村(N=498)	地方公共団体の組合 (N=1,546)
貴団体が直接事業を行っている。	5.6	2.1	30.0	13.0	6.7	5.5	7.5	7.5	9.2	2.9
貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	1.3	2.1	5.0	3.7	0.0	4.4	3.0	2.0	1.0	0.2
貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	1.8	6.4	15.0	3.7	3.3	6.6	3.2	2.7	1.8	0.1
貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	1.6	12.8	15.0	0.0	10.0	1.7	2.4	2.9	2.2	0.1
地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。	2.7	12.8	5.0	9.3	6.7	5.5	3.2	2.3	3.8	1.3
該当する事業は存在しない。	81.0	61.7	35.0	70.4	70.0	76.2	74.6	75.8	73.1	89.4
不明	7.0	4.3	0.0	1.9	3.3	1.7	8.1	9.7	10.4	5.8
その他	0.9	4.3	5.0	0.0	0.0	1.1	0.4	1.1	1.2	0.7

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人以上１０万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	3,314	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	30	(100.0)	181	(100.0)	496	(100.0)	442	(100.0)	498	(100.0)	1,546	(100.0)
貴団体が直接事業を行っている。	187	(5.6)	1	(2.1)	6	(30.0)	7	(13.0)	2	(6.7)	10	(5.5)	37	(7.5)	33	(7.5)	46	(9.2)	45	(2.9)
貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	44	(1.3)	1	(2.1)	1	(5.0)	2	(3.7)	0	(0.0)	8	(4.4)	15	(3.0)	9	(2.0)	5	(1.0)	3	(0.2)
貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	60	(1.8)	3	(6.4)	3	(15.0)	2	(3.7)	1	(3.3)	12	(6.6)	16	(3.2)	12	(2.7)	9	(1.8)	2	(0.1)
貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	52	(1.6)	6	(12.8)	3	(15.0)	0	(0.0)	3	(10.0)	3	(1.7)	12	(2.4)	13	(2.9)	11	(2.2)	1	(0.1)
地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない。	89	(2.7)	6	(12.8)	1	(5.0)	5	(9.3)	2	(6.7)	10	(5.5)	16	(3.2)	10	(2.3)	19	(3.8)	20	(1.3)
該当する事業は存在しない。	2,684	(81.0)	29	(61.7)	7	(35.0)	38	(70.4)	21	(70.0)	138	(76.2)	370	(74.6)	335	(75.8)	364	(73.1)	1,382	(89.4)
不明	231	(7.0)	2	(4.3)	0	(0.0)	1	(1.9)	1	(3.3)	3	(1.7)	40	(8.1)	43	(9.7)	52	(10.4)	89	(5.8)
その他	29	(0.9)	2	(4.3)	1	(5.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.1)	2	(0.4)	5	(1.1)	6	(1.2)	11	(0.7)

２） 地域エネルギー事業の検討状況

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」（87.7%）が多いが、「貴団体が直接事業を行う。」（2.9%）をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 81　地域エネルギー事業の検討状況

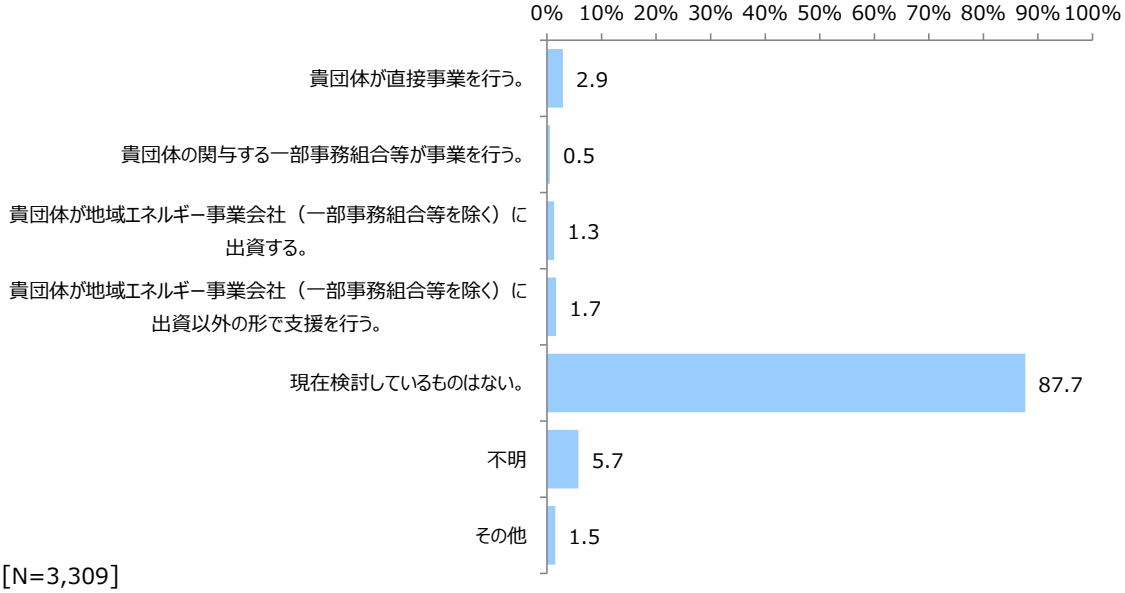

[N=3,309]

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 82　地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

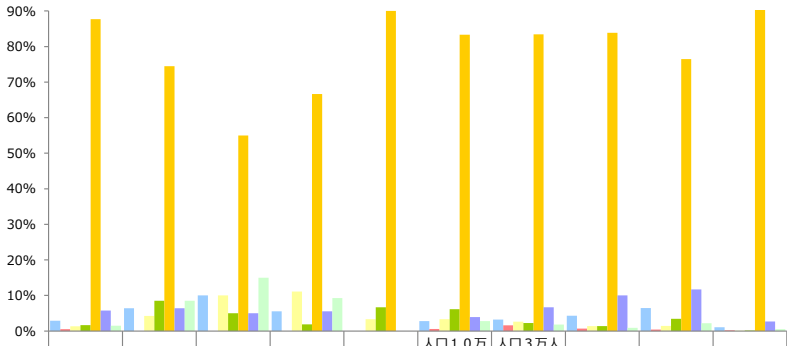

[単位：%]

	全 体 (N=3,309)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市(N=30)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=495)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=440)	人口１万人未満の市町村(N=497)	地方公共団体の組合 (N=1,546)
貴団体が直接事業を行う。	2.9	6.4	10.0	5.6	0.0	2.8	3.2	4.3	6.4	1.0
貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.6	0.7	0.4	0.2
貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	1.3	4.3	10.0	11.1	3.3	3.3	2.6	1.4	1.4	0.1
貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	1.7	8.5	5.0	1.9	6.7	6.1	2.2	1.4	3.4	0.1
現在検討しているものはない。	87.7	74.5	55.0	66.7	90.0	83.3	83.4	83.9	76.5	95.7
不明	5.7	6.4	5.0	5.6	0.0	3.9	6.7	10.0	11.7	2.7
その他	1.5	8.5	15.0	9.3	0.0	2.8	1.8	0.9	2.2	0.5

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人以上１０万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	3,309	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	30	(100.0)	180	(100.0)	495	(100.0)	440	(100.0)	497	(100.0)	1,546	(100.0)
貴団体が直接事業を行う。	96	(2.9)	3	(6.4)	2	(10.0)	3	(5.6)	0	(0.0)	5	(2.8)	16	(3.2)	19	(4.3)	32	(6.4)	16	(1.0)
貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	17	(0.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	8	(1.6)	3	(0.7)	2	(0.4)	3	(0.2)
貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	44	(1.3)	2	(4.3)	2	(10.0)	6	(11.1)	1	(3.3)	6	(3.3)	13	(2.6)	6	(1.4)	7	(1.4)	1	(0.1)
貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	55	(1.7)	4	(8.5)	1	(5.0)	1	(1.9)	2	(6.7)	11	(6.1)	11	(2.2)	6	(1.4)	17	(3.4)	2	(0.1)
現在検討しているものはない。	2,901	(87.7)	35	(74.5)	11	(55.0)	36	(66.7)	27	(90.0)	150	(83.3)	413	(83.4)	369	(83.9)	380	(76.5)	1,480	(95.7)
不明	190	(5.7)	3	(6.4)	1	(5.0)	3	(5.6)	0	(0.0)	7	(3.9)	33	(6.7)	44	(10.0)	58	(11.7)	41	(2.7)
その他	49	(1.5)	4	(8.5)	3	(15.0)	5	(9.3)	0	(0.0)	5	(2.8)	9	(1.8)	4	(0.9)	11	(2.2)	8	(0.5)

２．事務事業に関する事項

（１）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

１）　平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の 41.5%である。

回答団体全体の 39.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の 11.0%は今後策定予定があると回答しているが、28.6%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 18.8%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の 10.5%は今後改定予定があると回答しているが、8.3%は改定する予定がないと回答している。

なお、未策定団体は昨年度の 42.0%から 2.4%減少、未改定団体は昨年度の 19.0%から 0.2%減少した。

図表 83　平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

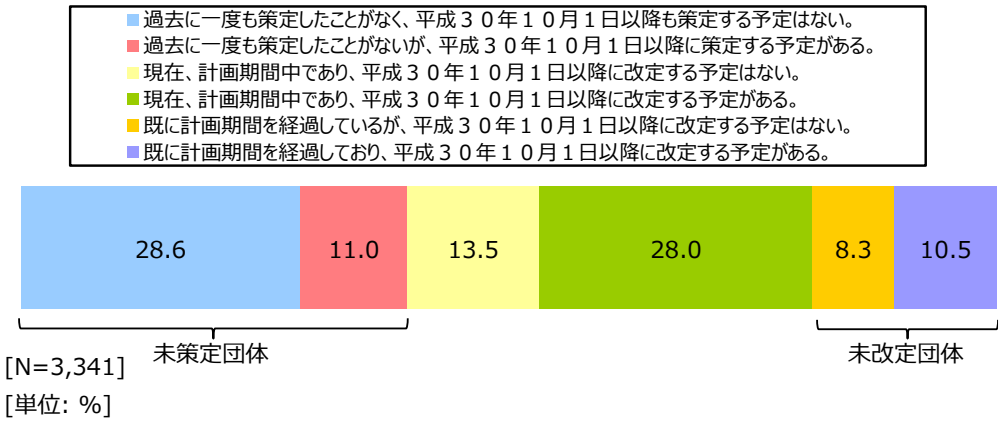

図表 84　平成 29 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【昨年度調査】

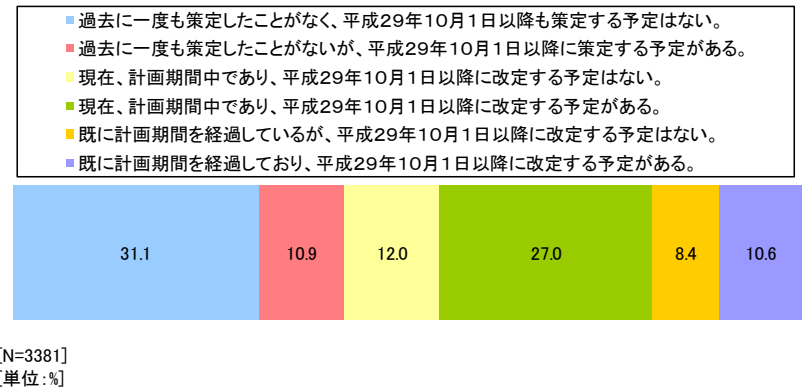

地方公共団体の区分別に見ると、「人口１～３万人未満の市町村」の 16.0%、「人口１万人未満の市町村」の 32.8%、「地方公共団体の組合」の 68.7%が未策定団体である。

図表 85　平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【団体区分別】

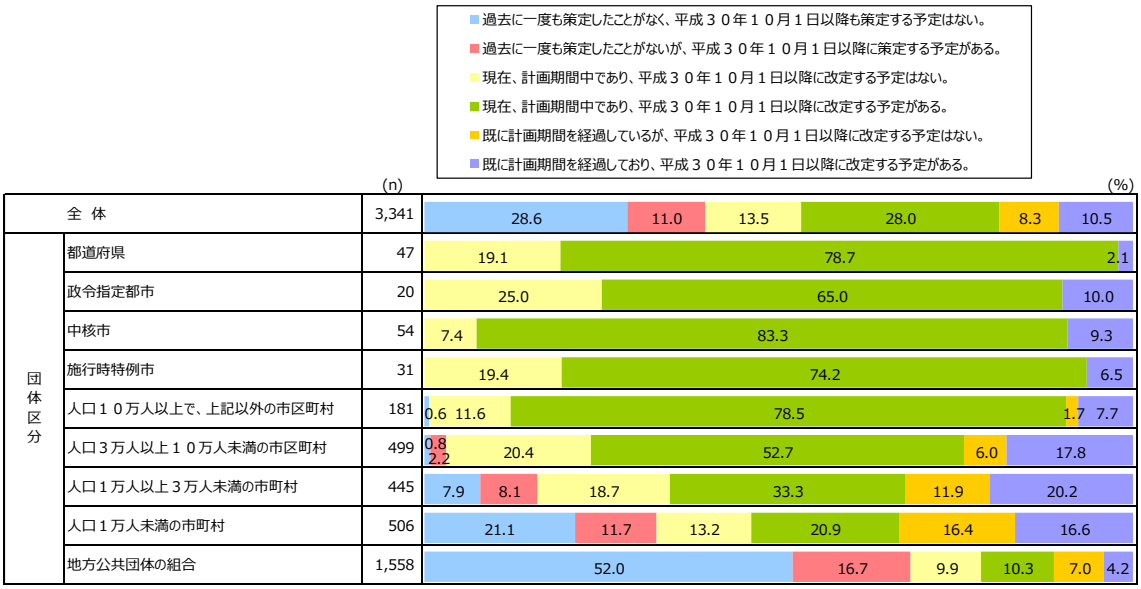

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人未満の市区町村	人口１万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,341 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	499 (100.0)	445 (100.0)	506 (100.0)	1,558 (100.0)
過去に一度も策定したことがなく、平成３０年１０月１日以降も策定する予定はない。	957 (28.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (0.6)	4 (0.8)	35 (7.9)	107 (21.1)	810 (52.0)
過去に一度も策定したことがないが、平成３０年１０月１日以降に策定する予定がある。	366 (11.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	11 (2.2)	36 (8.1)	59 (11.7)	260 (16.7)
現在、計画期間中であり、平成３０年１０月１日以降に改定する予定はない。	451 (13.5)	9 (19.1)	5 (25.0)	4 (7.4)	6 (19.4)	21 (11.6)	102 (20.4)	83 (18.7)	67 (13.2)	154 (9.9)
現在、計画期間中であり、平成３０年１０月１日以降に改定する予定がある。	937 (28.0)	37 (78.7)	13 (65.0)	45 (83.3)	23 (74.2)	142 (78.5)	263 (52.7)	148 (33.3)	106 (20.9)	160 (10.3)
既に計画期間を経過しているが、平成３０年１０月１日以降に改定する予定はない。	278 (8.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	3 (1.7)	30 (6.0)	53 (11.9)	83 (16.4)	109 (7.0)
既に計画期間を経過しており、平成３０年１０月１日以降に改定する予定がある。	352 (10.5)	1 (2.1)	2 (10.0)	5 (9.3)	2 (6.5)	14 (7.7)	89 (17.8)	90 (20.2)	84 (16.6)	65 (4.2)

２） 事務事業編の策定・改定予定年度

事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「平成 31 年度」（29.6%）が最も多く、「平成 30 年度」（23.2%）、「平成 32 年度」（21.1%）と続く。

図表 86 事務事業編の策定・改定予定年度

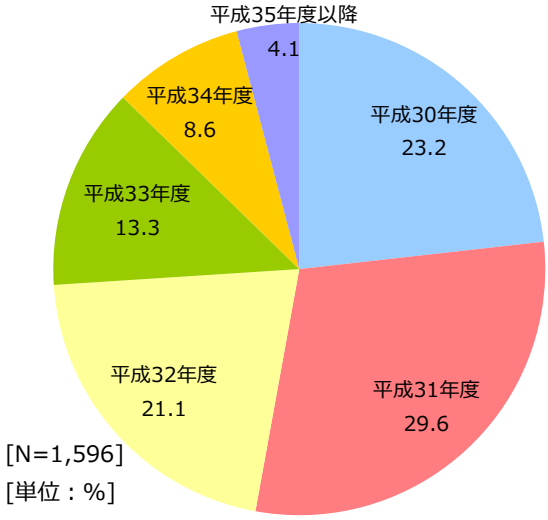

		回答数	%
	全 体	1,596	100.0
1	平成30年度	371	23.2
2	平成31年度	473	29.6
3	平成32年度	336	21.1
4	平成33年度	213	13.3
5	平成34年度	138	8.6
6	平成35年度以降	65	4.1

３） 事務事業編の当初策定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「平成20 年度」（9.6%）、「平成 13 年度」（9.0%）及びその前後が多い。

図表 87　事務事業編の当初策定年度

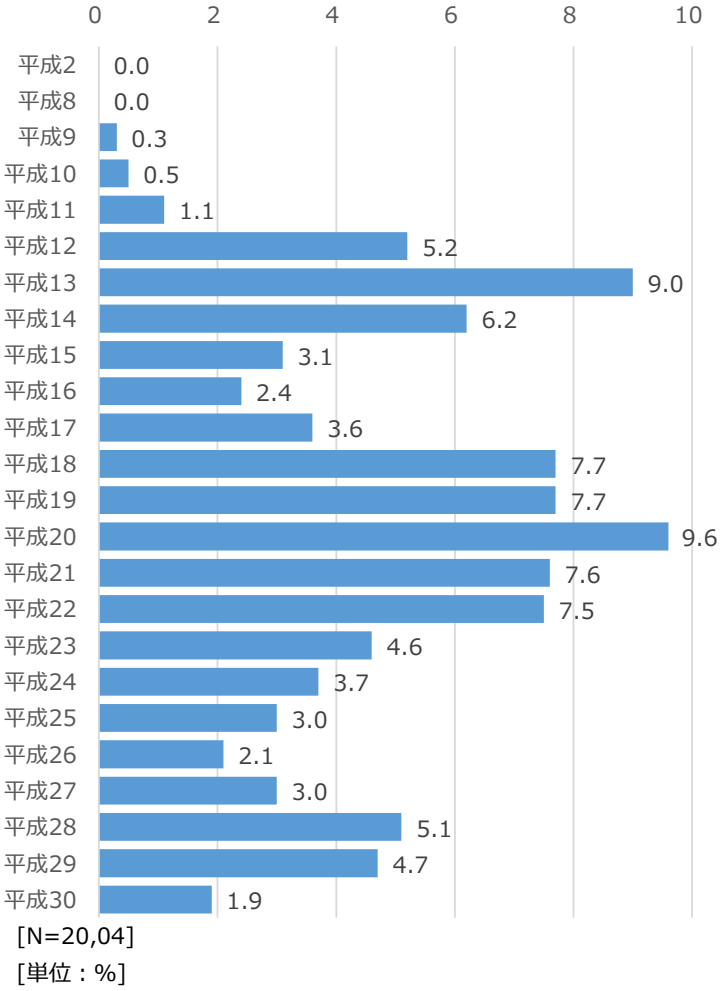

N数（%）

回答数		2,004	(100.0)
平成2	1990	1	(0.0)
平成8	1996	1	(0.0)
平成9	1997	6	(0.3)
平成10	1998	11	(0.5)
平成11	1999	22	(1.1)
平成12	2000	105	(5.2)
平成13	2001	181	(9.0)
平成14	2002	124	(6.2)
平成15	2003	62	(3.1)
平成16	2004	49	(2.4)
平成17	2005	72	(3.6)
平成18	2006	154	(7.7)
平成19	2007	154	(7.7)
平成20	2008	192	(9.6)
平成21	2009	153	(7.6)
平成22	2010	150	(7.5)
平成23	2011	93	(4.6)
平成24	2012	74	(3.7)
平成25	2013	60	(3.0)
平成26	2014	43	(2.1)
平成27	2015	61	(3.0)
平成28	2016	103	(5.1)
平成29	2017	94	(4.7)
平成30	2018	39	(1.9)

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「５年」（77.4%）が多い。

図表 88　当初計画の計画期間

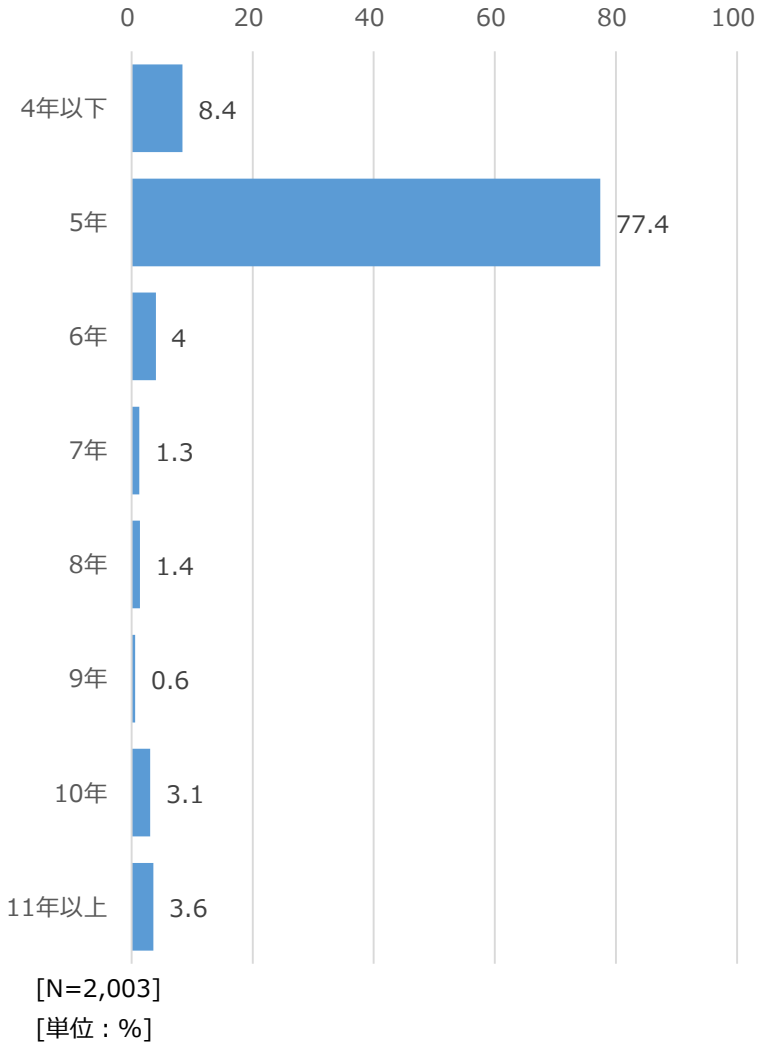

N数（%）

回答数	2,003	(100.0)
4年以下	169	(8.4)
5年	1,550	(77.4)
6年	81	(4.0)
7年	26	(1.3)
8年	29	(1.4)
9年	12	(0.6)
10年	63	(3.1)
11年以上	73	(3.6)

４） 事務事業編の最終改定年度・その計画期間

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「平成29 年度」（21.2%）、「平成 28 年度」（20.0%）と近年に集中している。

図表 89 事務事業編の最終改定年度

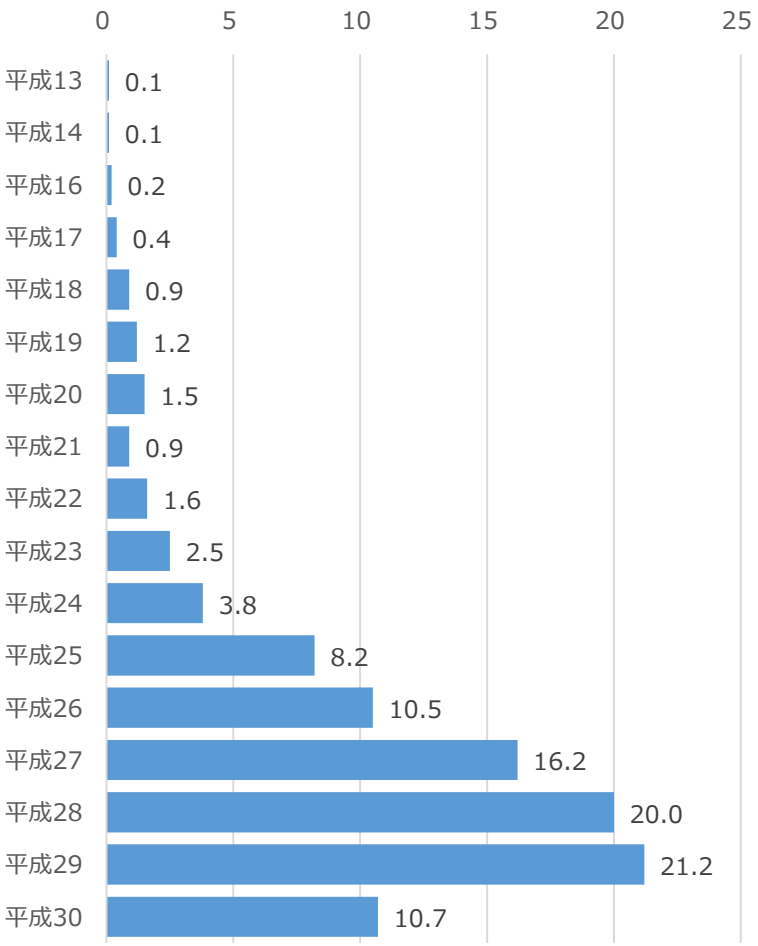

[N=1,216]
[単位：%]

N数（%）

回答数		1,216	(100.0)
平成13	2001	1	(0.1)
平成14	2002	1	(0.1)
平成16	2004	2	(0.2)
平成17	2005	5	(0.4)
平成18	2006	11	(0.9)
平成19	2007	15	(1.2)
平成20	2008	18	(1.5)
平成21	2009	11	(0.9)
平成22	2010	20	(1.6)
平成23	2011	30	(2.5)
平成24	2012	46	(3.8)
平成25	2013	100	(8.2)
平成26	2014	128	(10.5)
平成27	2015	197	(16.2)
平成28	2016	243	(20.0)
平成29	2017	258	(21.2)
平成30	2018	130	(10.7)

また、最新の事務事業編の計画期間は「５年」（70.3%）が多い。

図表 90　改定後の最新計画の計画期間

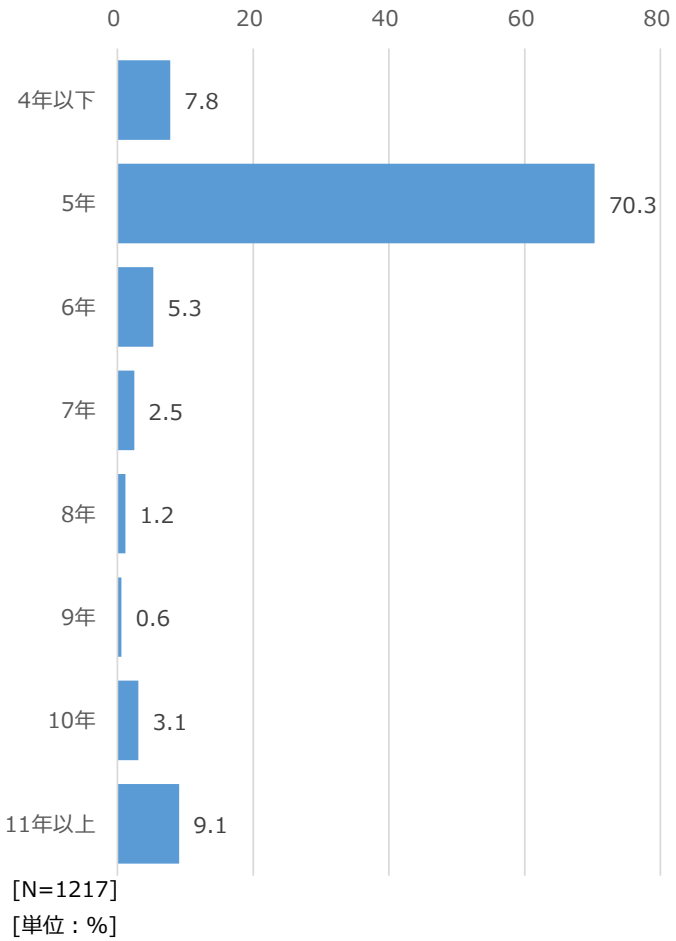

N数（%）

回答数	1,217	(100.0)
4年以下	95	(7.8)
5年	856	(70.3)
6年	65	(5.3)
7年	30	(2.5)
8年	15	(1.2)
9年	7	(0.6)
10年	38	(3.1)
11年以上	111	(9.1)

５）　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」（65.0%）が最も多く、「専門知識がないため。」(48.6%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（34.1%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」（21.3%)、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。（一部事務組合及び広域連合のみ)」（19.6%）と続く。

図表 91　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

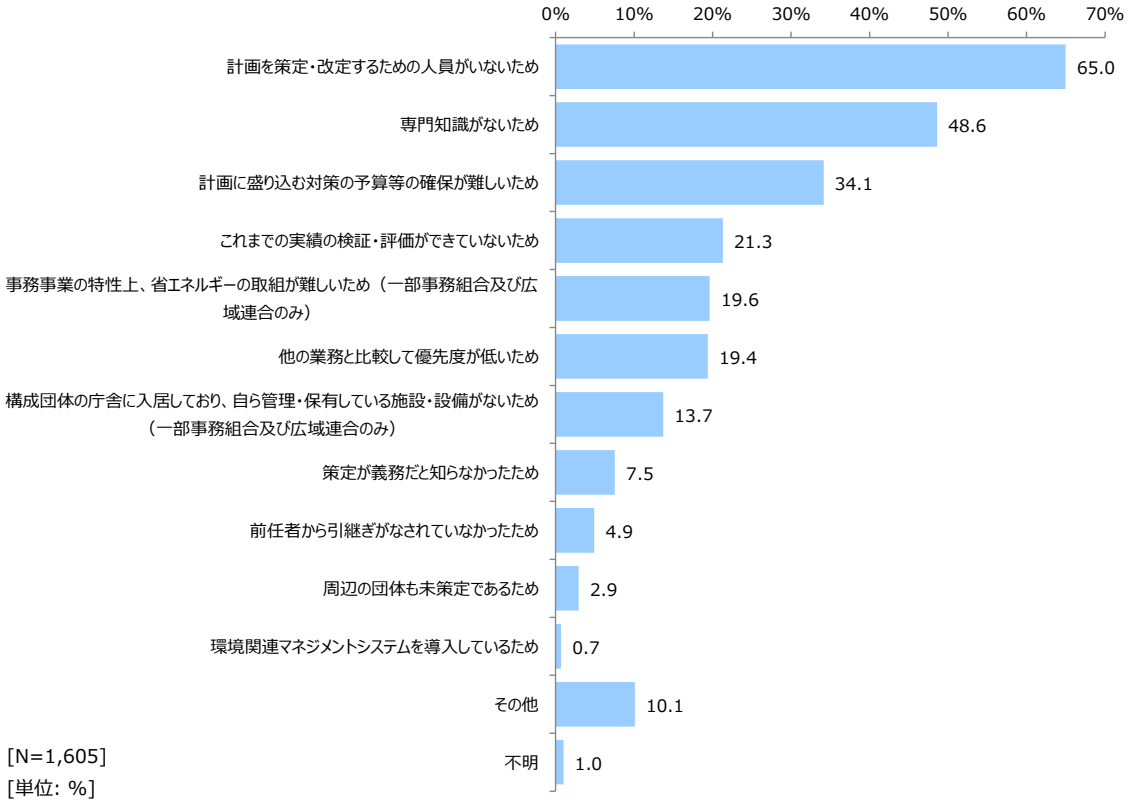

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がいないため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 92　事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

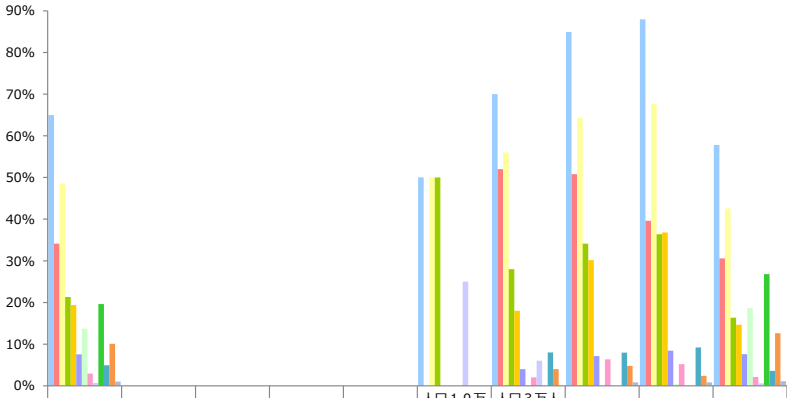

[単位：%]

	全 体 (N=1,605)	都道府県 (N=0)	政令指定都市(N=0)	中核市 (N=0)	施行時特例市(N=0)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=4)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=50)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=126)	人口１万人未満の市町村(N=250)	地方公共団体の組合 (N=1,175)
計画を策定・改定するための人員がいないため	65.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	70.0	84.9	88.0	57.8
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	34.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.0	50.8	39.6	30.6
専門知識がないため	48.6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	56.0	64.3	67.6	42.6
これまでの実績の検証・評価ができていないため	21.3	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	28.0	34.1	36.4	16.3
他の業務と比較して優先度が低いため	19.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	30.2	36.8	14.6
策定が義務だと知らなかったため	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	7.1	8.4	7.6
構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	18.6
周辺の団体も未策定であるため	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	6.3	5.2	2.1
環境関連マネジメントシステムを導入しているため	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	6.0	0.0	0.0	0.6
事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	19.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.8
前任者から引継ぎがなされていなかったため	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	7.9	9.2	3.6
その他	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.8	2.4	12.6
不明	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	1.1

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、上記以外の市区町村		人口3万人以上10万人未満の市区町村		人口1万人以上3万人未満の市町村		人口1万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	1,605	(100.0)	0	(100.0)	0	(100.0)	0	(100.0)	0	(100.0)	4	(100.0)	50	(100.0)	126	(100.0)	250	(100.0)	1,175	(100.0)
計画を策定・改定するための人員がいないため	1,043	(65.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(50.0)	35	(70.0)	107	(84.9)	220	(88.0)	679	(57.8)
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	548	(34.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	26	(52.0)	64	(50.8)	99	(39.6)	359	(30.6)
専門知識がないため	780	(48.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(50.0)	28	(56.0)	81	(64.3)	169	(67.6)	500	(42.6)
これまでの実績の検証・評価ができていないため	342	(21.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(50.0)	14	(28.0)	43	(34.1)	91	(36.4)	192	(16.3)
他の業務と比較して優先度が低いため	311	(19.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	9	(18.0)	38	(30.2)	92	(36.8)	172	(14.6)
策定が義務だと知らなかったため	121	(7.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(4.0)	9	(7.1)	21	(8.4)	89	(7.6)
構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	220	(13.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.4)	219	(18.6)
周辺の団体も未策定であるため	47	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.0)	8	(6.3)	13	(5.2)	25	(2.1)
環境関連マネジメントシステムを導入しているため	11	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(25.0)	3	(6.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	7	(0.6)
事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	315	(19.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	315	(26.8)
前任者から引継ぎがなされていなかったため	79	(4.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(8.0)	10	(7.9)	23	(9.2)	42	(3.6)
その他	162	(10.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(4.0)	6	(4.8)	6	(2.4)	148	(12.6)
不明	16	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.8)	2	(0.8)	13	(1.1)

６） 排出量算定の対象としているガスの種類

事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.2%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（41.2%）、「一酸化二窒素」（40.2%）は、事務事業編を策定済みの団体の約４割が排出量算定の対象としている。

図表 93　排出量算定の対象としているガスの種類

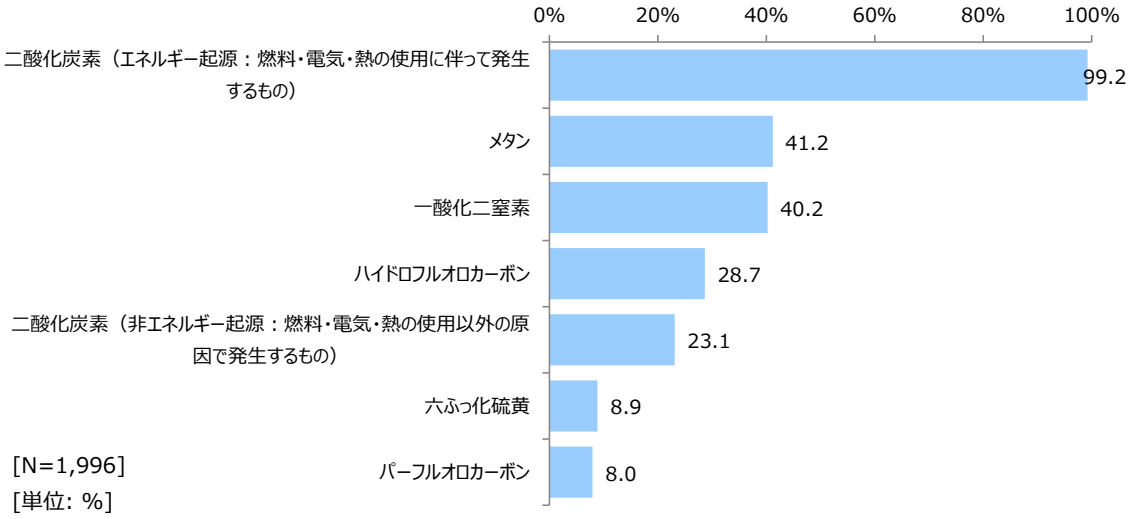

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模の小さな市町村や組合では、それ以外の団体に比べて、非エネルギー起源のガスを算定対象としている団体の割合が相対的に低い。

図表 94　排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】

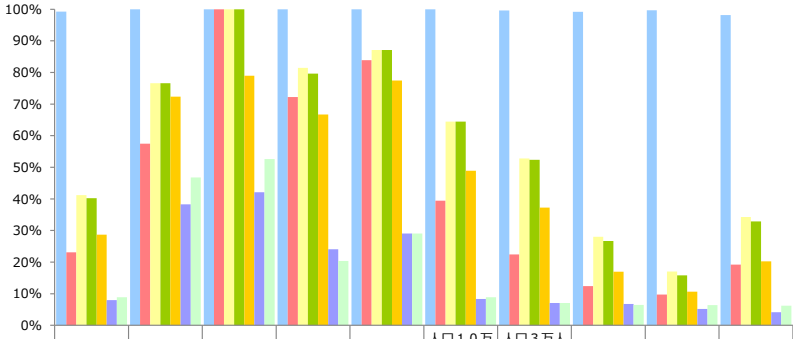

[単位：%]

	全体 (N=1,996)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=19)	中核市 (N=54)	施行時特例市(N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=481)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=371)	人口１万人未満の市町村(N=329)	地方公共団体の組合 (N=484)
二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.2	99.7	98.1
二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	23.1	57.4	100.0	72.2	83.9	39.4	22.5	12.4	9.7	19.2
メタン	41.2	76.6	100.0	81.5	87.1	64.4	52.8	28.0	17.0	34.3
一酸化二窒素	40.2	76.6	100.0	79.6	87.1	64.4	52.4	26.7	15.8	32.9
ハイドロフルオロカーボン	28.7	72.3	78.9	66.7	77.4	48.9	37.2	17.0	10.6	20.2
パーフルオロカーボン	8.0	38.3	42.1	24.1	29.0	8.3	7.1	6.7	5.2	4.1
六ふっ化硫黄	8.9	46.8	52.6	20.4	29.0	8.9	7.1	6.5	6.4	6.2

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,996 (100.0)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	481 (100.0)	371 (100.0)	329 (100.0)	484 (100.0)
二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	1,981 (99.2)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	479 (99.6)	368 (99.2)	328 (99.7)	475 (98.1)
二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	461 (23.1)	27 (57.4)	19 (100.0)	39 (72.2)	26 (83.9)	71 (39.4)	108 (22.5)	46 (12.4)	32 (9.7)	93 (19.2)
メタン	822 (41.2)	36 (76.6)	19 (100.0)	44 (81.5)	27 (87.1)	116 (64.4)	254 (52.8)	104 (28.0)	56 (17.0)	166 (34.3)
一酸化二窒素	803 (40.2)	36 (76.6)	19 (100.0)	43 (79.6)	27 (87.1)	116 (64.4)	252 (52.4)	99 (26.7)	52 (15.8)	159 (32.9)
ハイドロフルオロカーボン	572 (28.7)	34 (72.3)	15 (78.9)	36 (66.7)	24 (77.4)	88 (48.9)	179 (37.2)	63 (17.0)	35 (10.6)	98 (20.2)
パーフルオロカーボン	159 (8.0)	18 (38.3)	8 (42.1)	13 (24.1)	9 (29.0)	15 (8.3)	34 (7.1)	25 (6.7)	17 (5.2)	20 (4.1)
六ふっ化硫黄	177 (8.9)	22 (46.8)	10 (52.6)	11 (20.4)	9 (29.0)	16 (8.9)	34 (7.1)	24 (6.5)	21 (6.4)	30 (6.2)

７）　排出量算定の担当部署

事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」（63.1%）、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」（69.5%）が最も多い。

エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。

図表 95　排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署

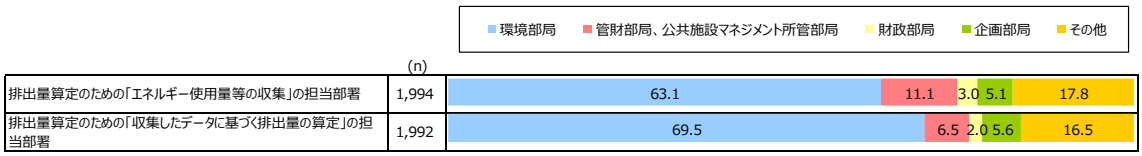

「エネルギー使用量等の収集」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 96　排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署【団体区分別】

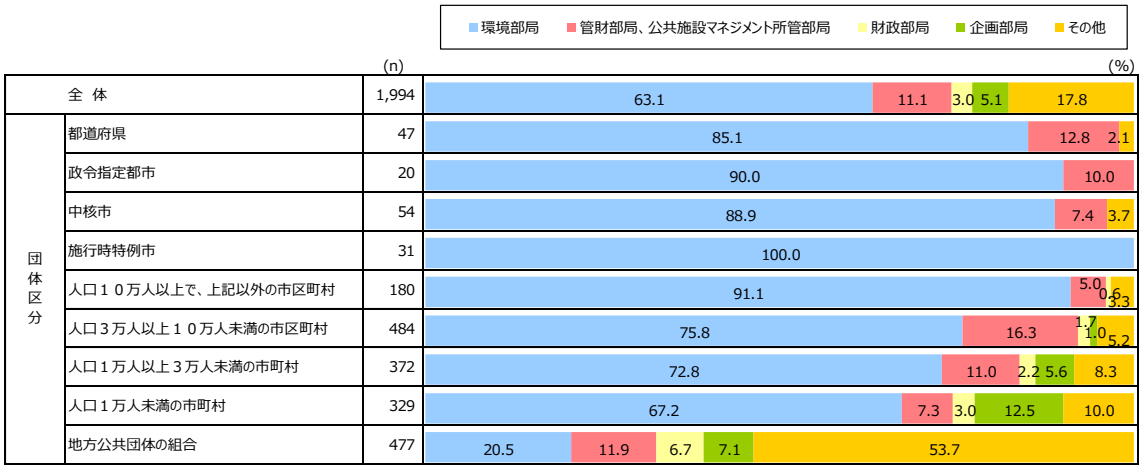

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,994 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	484 (100.0)	372 (100.0)	329 (100.0)	477 (100.0)
環境部局	1,258 (63.1)	40 (85.1)	18 (90.0)	48 (88.9)	31 (100.0)	164 (91.1)	367 (75.8)	271 (72.8)	221 (67.2)	98 (20.5)
管財部局、公共施設マネジメント所管部局	222 (11.1)	6 (12.8)	2 (10.0)	4 (7.4)	0 (0.0)	9 (5.0)	79 (16.3)	41 (11.0)	24 (7.3)	57 (11.9)
財政部局	59 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	8 (1.7)	8 (2.2)	10 (3.0)	32 (6.7)
企画部局	101 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.0)	21 (5.6)	41 (12.5)	34 (7.1)
その他	354 (17.8)	1 (2.1)	0 (0.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	6 (3.3)	25 (5.2)	31 (8.3)	33 (10.0)	256 (53.7)

「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 97　排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

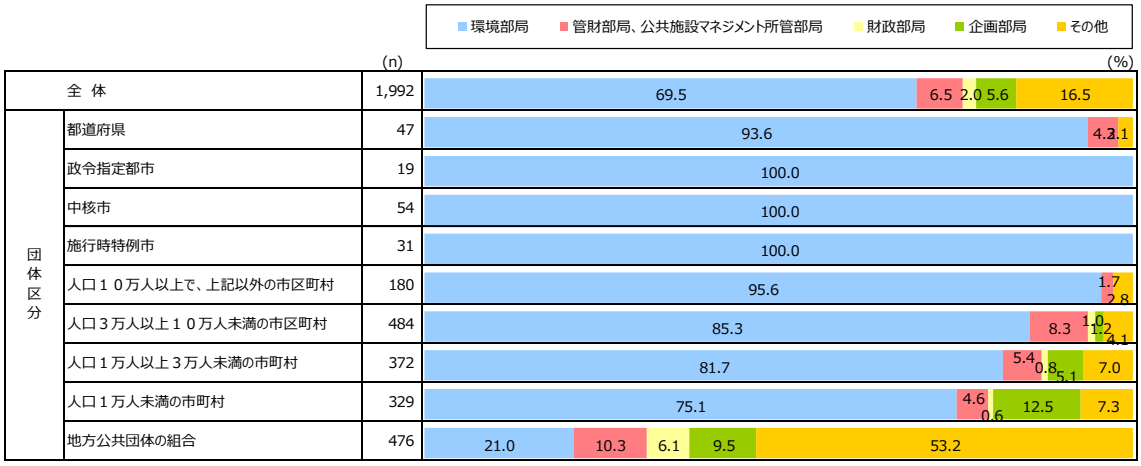

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,992 (100.0)	47 (100.0)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	484 (100.0)	372 (100.0)	329 (100.0)	476 (100.0)
環境部局	1,384 (69.5)	44 (93.6)	19 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	172 (95.6)	413 (85.3)	304 (81.7)	247 (75.1)	100 (21.0)
管財部局、公共施設マネジメント所管部局	129 (6.5)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	40 (8.3)	20 (5.4)	15 (4.6)	49 (10.3)
財政部局	39 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.0)	3 (0.8)	2 (0.6)	29 (6.1)
企画部局	111 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.2)	19 (5.1)	41 (12.5)	45 (9.5)
その他	329 (16.5)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (2.8)	20 (4.1)	26 (7.0)	24 (7.3)	253 (53.2)

８） マニュアルやツール類のうち、使用したもの

事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」（36.3%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（28.9%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（18.1%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。

図表 98　マニュアルやツール類のうち、使用したもの

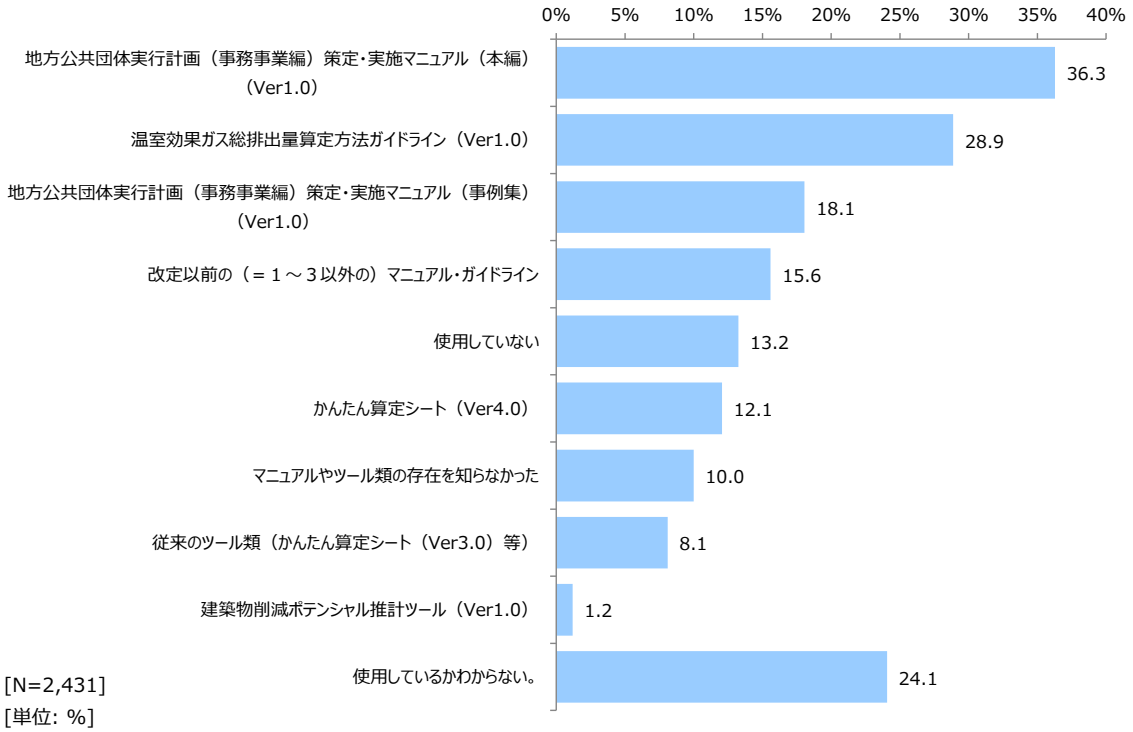

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 99　マニュアルやツール類のうち、使用したもの【団体区分別】

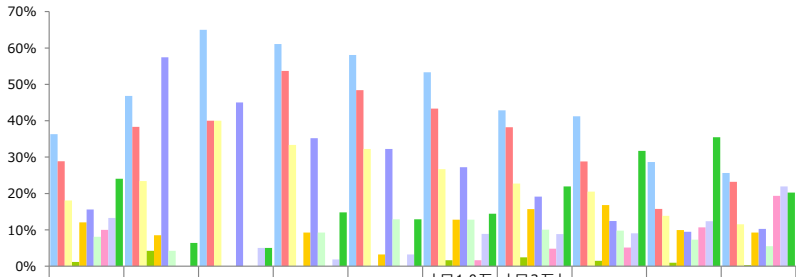

[単位：%]

	全 体 (N=2,431)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市(N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=497)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=410)	人口１万人未満の市町村(N=412)	地方公共団体の組合 (N=780)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（本編）（Ｖｅｒ１．０）	36.3	46.8	65.0	61.1	58.1	53.3	42.9	41.2	28.6	25.6
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ｖｅｒ１．０）	28.9	38.3	40.0	53.7	48.4	43.3	38.2	28.8	15.8	23.2
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（事例集）（Ｖｅｒ１．０）	18.1	23.4	40.0	33.3	32.3	26.7	22.7	20.5	13.8	11.5
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ｖｅｒ．１．０）	1.2	4.3	0.0	0.0	0.0	1.7	2.4	1.5	1.0	0.3
かんたん算定シート（Ｖｅｒ．４．０）	12.1	8.5	0.0	9.3	3.2	12.8	15.7	16.8	10.0	9.2
改定以前の（＝１～３以外の）マニュアル･ガイドライン	15.6	57.4	45.0	35.2	32.3	27.2	19.1	12.4	9.5	10.3
従来のツール類（かんたん算定シート（Ｖｅｒ．３．０）等）	8.1	4.3	0.0	9.3	12.9	12.8	10.1	9.8	7.3	5.5
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	4.8	5.1	10.7	19.4
使用していない	13.2	0.0	5.0	1.9	3.2	8.9	8.9	9.0	12.4	21.9
使用しているかわからない。	24.1	6.4	5.0	14.8	12.9	14.4	21.9	31.7	35.4	20.3

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	2,431 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	497 (100.0)	410 (100.0)	412 (100.0)	780 (100.0)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（本編）（Ｖｅｒ１．０）	882 (36.3)	22 (46.8)	13 (65.0)	33 (61.1)	18 (58.1)	96 (53.3)	213 (42.9)	169 (41.2)	118 (28.6)	200 (25.6)
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ｖｅｒ１．０）	702 (28.9)	18 (38.3)	8 (40.0)	29 (53.7)	15 (48.4)	78 (43.3)	190 (38.2)	118 (28.8)	65 (15.8)	181 (23.2)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･実施マニュアル（事例集）（Ｖｅｒ１．０）	439 (18.1)	11 (23.4)	8 (40.0)	18 (33.3)	10 (32.3)	48 (26.7)	113 (22.7)	84 (20.5)	57 (13.8)	90 (11.5)
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ｖｅｒ．１．０）	29 (1.2)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	12 (2.4)	6 (1.5)	4 (1.0)	2 (0.3)
かんたん算定シート（Ｖｅｒ．４．０）	293 (12.1)	4 (8.5)	0 (0.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	23 (12.8)	78 (15.7)	69 (16.8)	41 (10.0)	72 (9.2)
改定以前の（＝１～３以外の）マニュアル･ガイドライン	379 (15.6)	27 (57.4)	9 (45.0)	19 (35.2)	10 (32.3)	49 (27.2)	95 (19.1)	51 (12.4)	39 (9.5)	80 (10.3)
従来のツール類（かんたん算定シート（Ｖｅｒ．３．０）等）	197 (8.1)	2 (4.3)	0 (0.0)	5 (9.3)	4 (12.9)	23 (12.8)	50 (10.1)	40 (9.8)	30 (7.3)	43 (5.5)
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	243 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.7)	24 (4.8)	21 (5.1)	44 (10.7)	151 (19.4)
使用していない	322 (13.2)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	16 (8.9)	44 (8.9)	37 (9.0)	51 (12.4)	171 (21.9)
使用しているかわからない。	585 (24.1)	3 (6.4)	1 (5.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	26 (14.4)	109 (21.9)	130 (31.7)	146 (35.4)	158 (20.3)

９）　事務事業編の共同策定の検討状況

回答団体全体では、「共同策定の予定がなく関心もない。」（52.3%）が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」（23.3%）、「共同策定ができることを知らなかった。」（22.4%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.6%から 2.0%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体の割合は 17.6%から 23.3%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合も 18.2%から 22.4%に増加しており、制度の周知が課題となっている。

図表 100　事務事業編の共同策定の検討状況

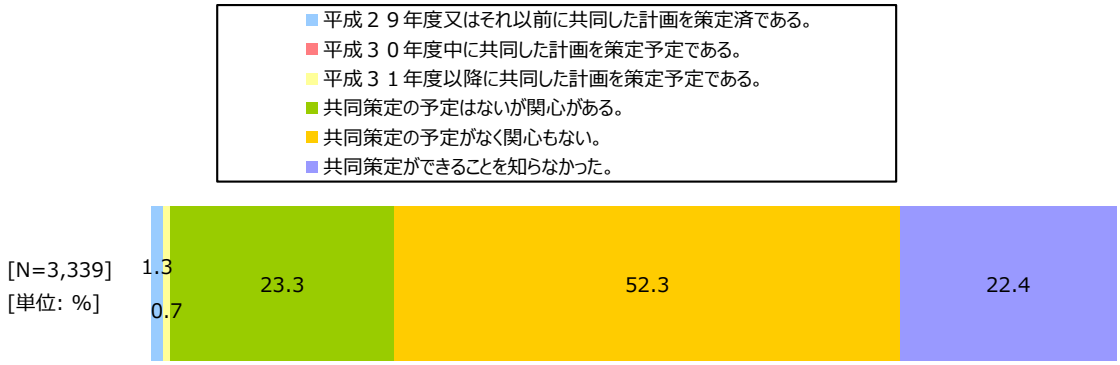

図表 101　事務事業編の共同策定の検討状況【昨年度調査】

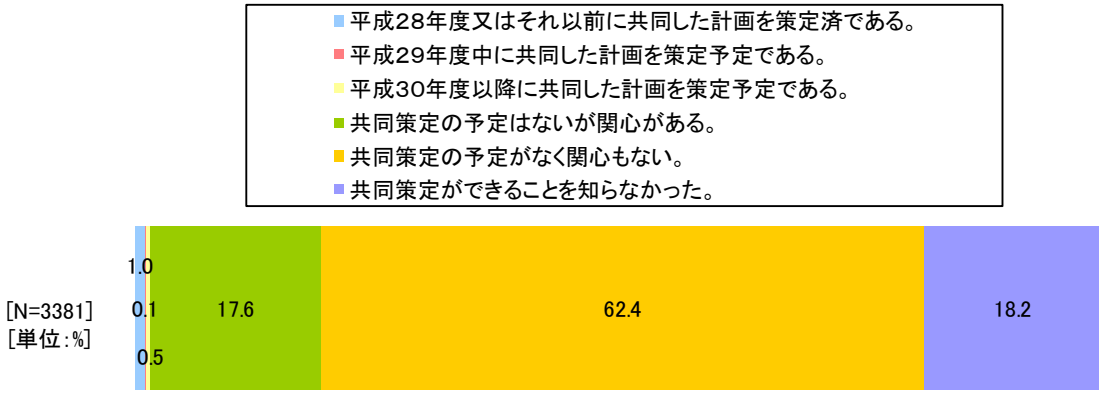

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村や地方公共団体の組合において、共同策定に対する関心が高い一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も多い。

図表 102　事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

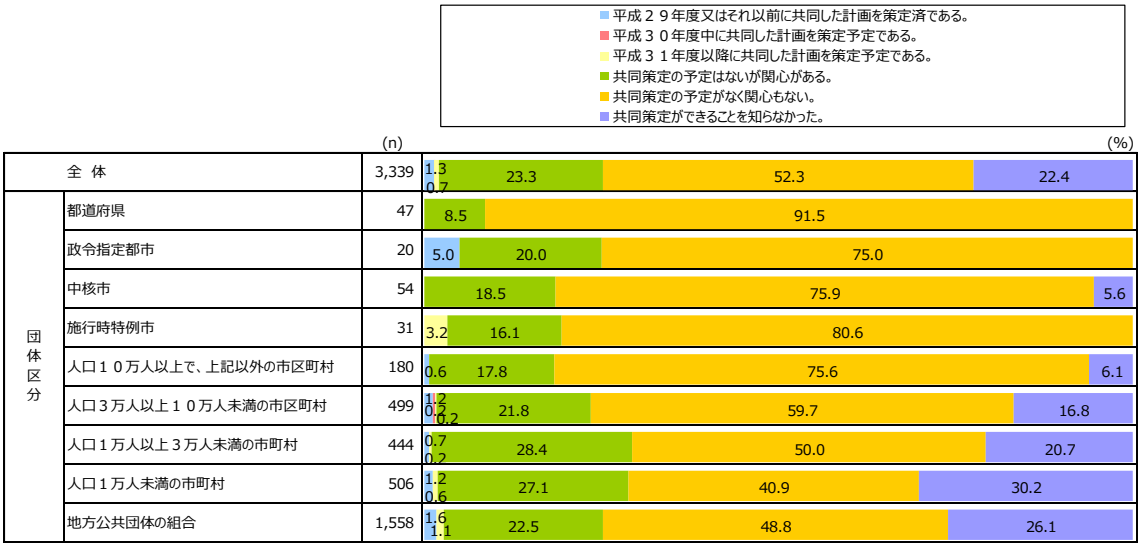

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		区で人口１０万人以上、町村上記以外の市		町村人口３万人未満の市区１		万人以上１万人未満の市町村３		市町村人口１万人未満の		地方公共団体の組合	
回答数	3,339	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	180	(100.0)	499	(100.0)	444	(100.0)	506	(100.0)	1,558	(100.0)
平成２９年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である。	42	(1.3)	0	(0.0)	1	(5.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	6	(1.2)	3	(0.7)	6	(1.2)	25	(1.6)
平成３０年度中に共同した計画を策定予定である。	1	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
平成３１年度以降に共同した計画を策定予定である。	23	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(3.2)	0	(0.0)	1	(0.2)	1	(0.2)	3	(0.6)	17	(1.1)
共同策定の予定はないが関心がある。	777	(23.3)	4	(8.5)	4	(20.0)	10	(18.5)	5	(16.1)	32	(17.8)	109	(21.8)	126	(28.4)	137	(27.1)	350	(22.5)
共同策定の予定がなく関心もない。	1,747	(52.3)	43	(91.5)	15	(75.0)	41	(75.9)	25	(80.6)	136	(75.6)	298	(59.7)	222	(50.0)	207	(40.9)	760	(48.8)
共同策定ができることを知らなかった。	749	(22.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(5.6)	0	(0.0)	11	(6.1)	84	(16.8)	92	(20.7)	153	(30.2)	406	(26.1)

１０）＜組合以外＞共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（71.5%）が最も多い。

図表 103　＜組合以外＞共同したい相手先

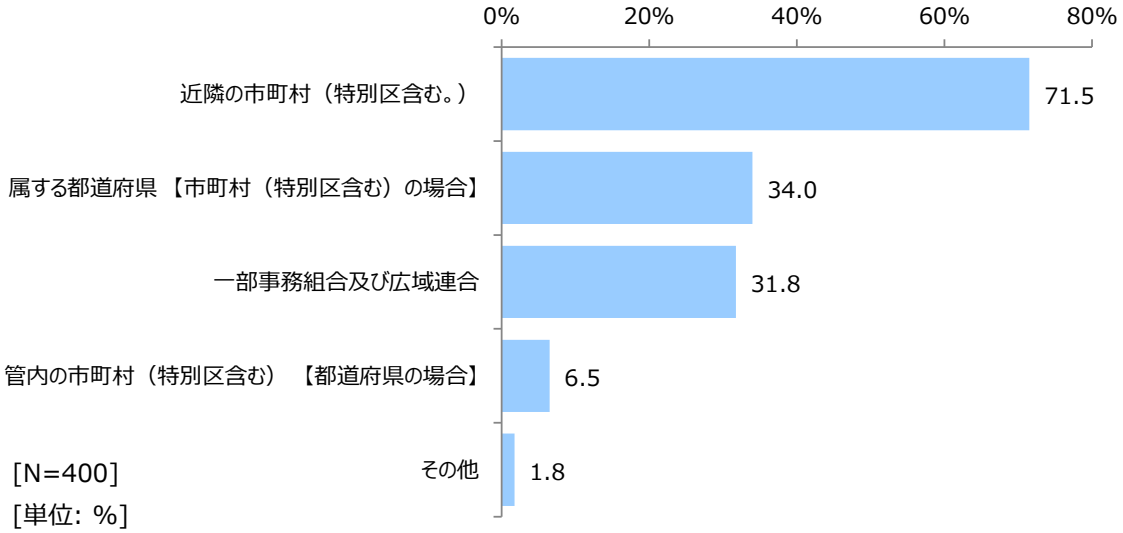

地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 104　＜組合以外＞共同したい相手先【団体区分別】

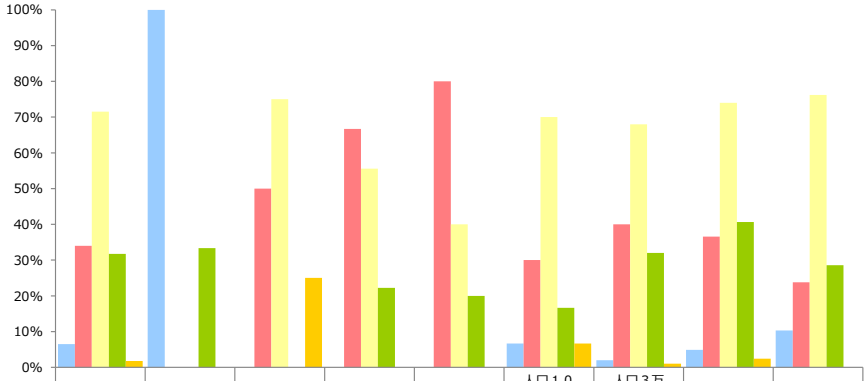

[単位：%]

	全 体 (N=400)	都道府県 (N=3)	政令指定都市 (N=4)	中核市 (N=9)	施行時特例市 (N=5)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=30)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=100)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=123)	人口1万人未満の市町村 (N=126)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	6.5	100.0	0.0	0.0	0.0	6.7	2.0	4.9	10.3
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	34.0	0.0	50.0	66.7	80.0	30.0	40.0	36.6	23.8
近隣の市町村（特別区含む。）	71.5	0.0	75.0	55.6	40.0	70.0	68.0	74.0	76.2
一部事務組合及び広域連合	31.8	33.3	0.0	22.2	20.0	16.7	32.0	40.7	28.6
その他	1.8	0.0	25.0	0.0	0.0	6.7	1.0	2.4	0.0

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区町村で人口10万人以上、上記以外の市	町村人口3万人以上10万人未満の市区	町村人口1万人以上3万人未満の市	町村人口1万人未満の
回答数	400 (100.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	30 (100.0)	100 (100.0)	123 (100.0)	126 (100.0)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	26 (6.5)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	2 (2.0)	6 (4.9)	13 (10.3)
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	136 (34.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	6 (66.7)	4 (80.0)	9 (30.0)	40 (40.0)	45 (36.6)	30 (23.8)
近隣の市町村（特別区含む。）	286 (71.5)	0 (0.0)	3 (75.0)	5 (55.6)	2 (40.0)	21 (70.0)	68 (68.0)	91 (74.0)	96 (76.2)
一部事務組合及び広域連合	127 (31.8)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (20.0)	5 (16.7)	32 (32.0)	50 (40.7)	36 (28.6)
その他	7 (1.8)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	1 (1.0)	3 (2.4)	0 (0.0)

１１）＜組合＞共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」（40.9%）と「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」（39.9%）が多い。

図表 105　＜組合＞共同したい相手先

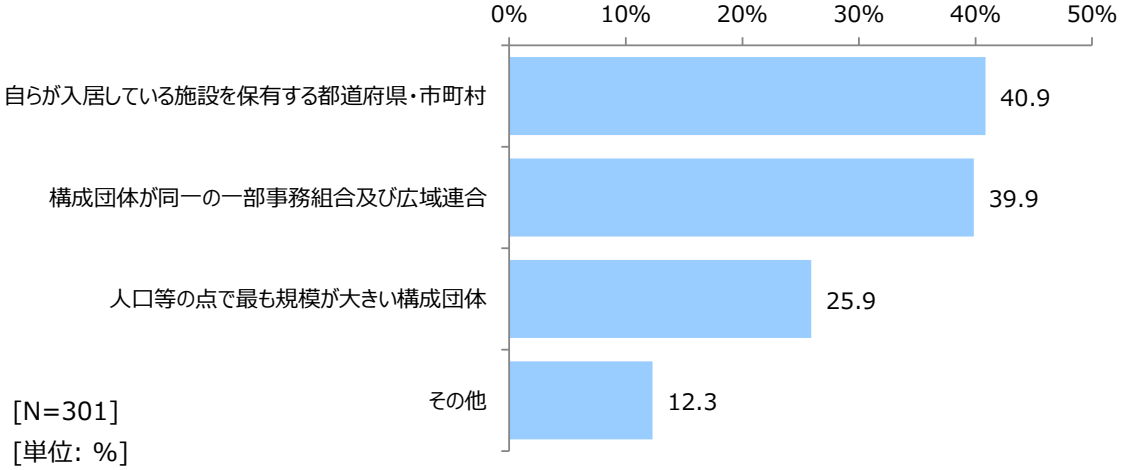

		回答数	%
	全　体	301	100.0
1	自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村	123	40.9
2	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	78	25.9
3	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合	120	39.9
4	その他	37	12.3

１２）＜組合＞共同策定に関心がない理由

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい。」（50.0%）と「構成団体や他の組合に相談したことがない。」（40.4%）が多い。

図表 106　＜組合＞共同策定に関心がない理由

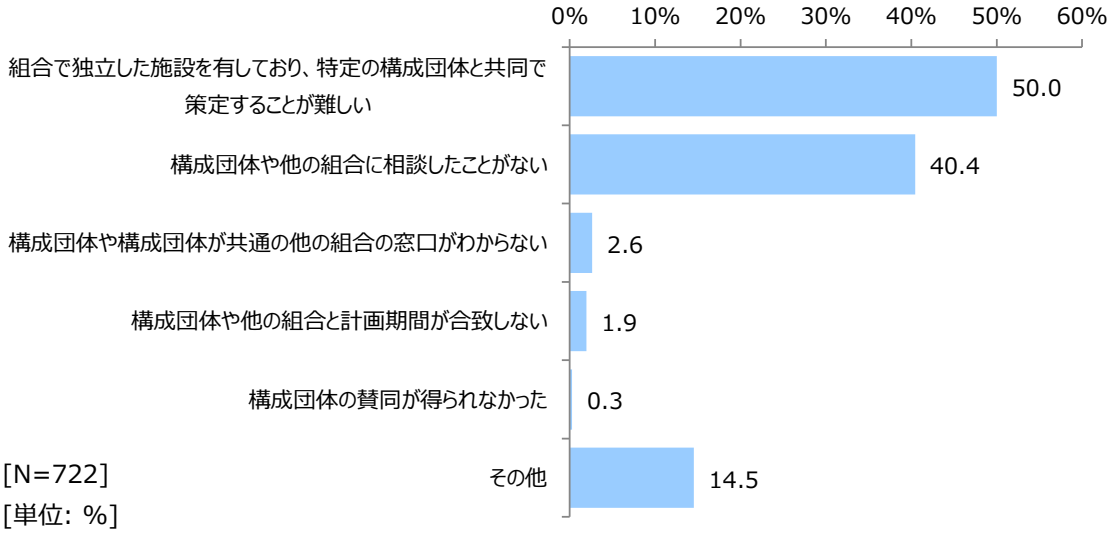

		回答数	%
	全　体	722	100.0
1	組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい	361	50.0
2	構成団体や構成団体が共通の他の組合の窓口がわからない	19	2.6
3	構成団体や他の組合に相談したことがない	292	40.4
4	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない	14	1.9
5	構成団体の賛同が得られなかった	2	0.3
6	その他	105	14.5

１３） 事務事業編の公表方法

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」（56.5%）が最も多く、「公表していない。」（22.0%）、「環境審議会で公表している。」（14.7%）、「専用の冊子等を作成し公表している。」（12.3%）、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（10.9%）と続く。

図表 107　事務事業編の公表方法

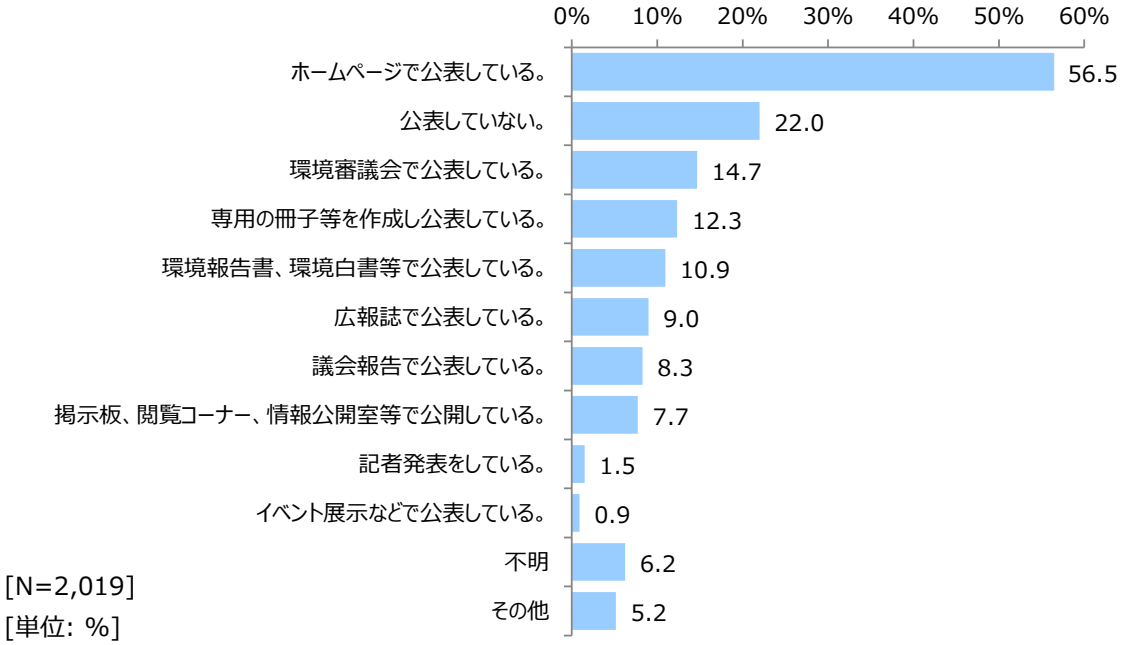

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 108　事務事業編の公表方法【団体区分別】

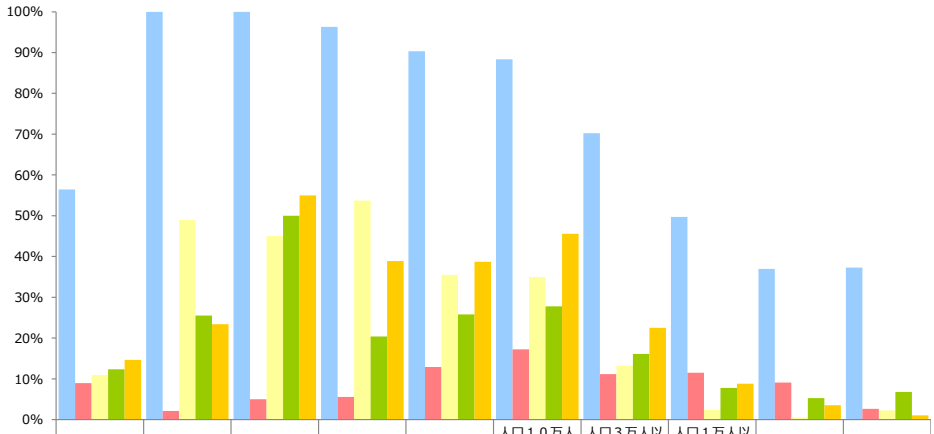

[単位：%]

	全 体 (N=2,019)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市 (N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=484)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=374)	人口１万人未満の市町村 (N=341)	地方公共団体の組合 (N=488)
ホームページで公表している。	56.5	100.0	100.0	96.3	90.3	88.3	70.2	49.7	37.0	37.3
広報誌で公表している。	9.0	2.1	5.0	5.6	12.9	17.2	11.2	11.5	9.1	2.7
環境報告書、環境白書等で公表している。	10.9	48.9	45.0	53.7	35.5	35.0	13.2	2.4	0.6	2.3
専用の冊子等を作成し公表している。	12.3	25.5	50.0	20.4	25.8	27.8	16.1	7.8	5.3	6.8
環境審議会で公表している。	14.7	23.4	55.0	38.9	38.7	45.6	22.5	8.8	3.5	1.0

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	2,019 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	484 (100.0)	374 (100.0)	341 (100.0)	488 (100.0)
ホームページで公表している。	1,140 (56.5)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (96.3)	28 (90.3)	159 (88.3)	340 (70.2)	186 (49.7)	126 (37.0)	182 (37.3)
広報誌で公表している。	181 (9.0)	1 (2.1)	1 (5.0)	3 (5.6)	4 (12.9)	31 (17.2)	54 (11.2)	43 (11.5)	31 (9.1)	13 (2.7)
環境報告書、環境白書等で公表している。	221 (10.9)	23 (48.9)	9 (45.0)	29 (53.7)	11 (35.5)	63 (35.0)	64 (13.2)	9 (2.4)	2 (0.6)	11 (2.3)
専用の冊子等を作成し公表している。	249 (12.3)	12 (25.5)	10 (50.0)	11 (20.4)	8 (25.8)	50 (27.8)	78 (16.1)	29 (7.8)	18 (5.3)	33 (6.8)
環境審議会で公表している。	296 (14.7)	11 (23.4)	11 (55.0)	21 (38.9)	12 (38.7)	82 (45.6)	109 (22.5)	33 (8.8)	12 (3.5)	5 (1.0)
議会報告で公表している。	167 (8.3)	7 (14.9)	9 (45.0)	10 (18.5)	5 (16.1)	35 (19.4)	47 (9.7)	26 (7.0)	17 (5.0)	11 (2.3)
記者発表をしている。	30 (1.5)	5 (10.6)	7 (35.0)	2 (3.7)	3 (9.7)	2 (1.1)	7 (1.4)	3 (0.8)	0 (0.0)	1 (0.2)
イベント展示などで公表している。	18 (0.9)	0 (0.0)	2 (10.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	2 (1.1)	6 (1.2)	4 (1.1)	0 (0.0)	1 (0.2)
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	156 (7.7)	3 (6.4)	5 (25.0)	8 (14.8)	9 (29.0)	29 (16.1)	27 (5.6)	20 (5.3)	9 (2.6)	46 (9.4)
その他	104 (5.2)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	4 (2.2)	16 (3.3)	20 (5.3)	18 (5.3)	43 (8.8)
公表していない。	444 (22.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.5)	5 (2.8)	65 (13.4)	96 (25.7)	104 (30.5)	172 (35.2)
不明	126 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	13 (2.7)	32 (8.6)	49 (14.4)	31 (6.4)

（２）実行計画（事務事業編）の目標設定と対象

１） 温室効果ガス総排出量：基準年度

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「平成 25 年度」（20.9%）が最も多い。

図表 109 温室効果ガス総排出量：基準年度

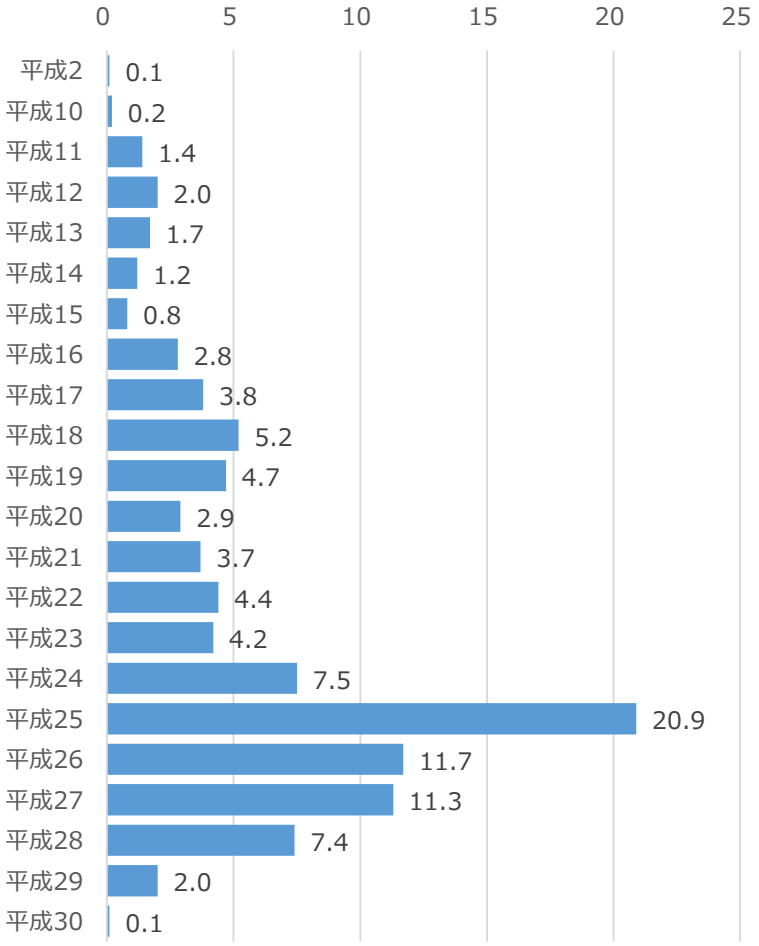

[N=1,986]
[単位：%]

N数（%）

回答数		1,986	(100.0)
平成2	1990	2	(0.1)
平成10	1998	4	(0.2)
平成11	1999	27	(1.4)
平成12	2000	40	(2.0)
平成13	2001	34	(1.7)
平成14	2002	23	(1.2)
平成15	2003	16	(0.8)
平成16	2004	56	(2.8)
平成17	2005	76	(3.8)
平成18	2006	103	(5.2)
平成19	2007	94	(4.7)
平成20	2008	58	(2.9)
平成21	2009	73	(3.7)
平成22	2010	88	(4.4)
平成23	2011	83	(4.2)
平成24	2012	149	(7.5)
平成25	2013	416	(20.9)
平成26	2014	232	(11.7)
平成27	2015	224	(11.3)
平成28	2016	146	(7.4)
平成29	2017	40	(2.0)
平成30	2018	2	(0.1)

２） 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス総排出量は、「1000～2000t 未満」（13.5%）が最も多く、「10000～20000t 未満」（12.6%）、「～500t 未満」（11.1%）、「500～1000t 未満」（8.3%）、「2000～3000t 未満」（8.0%）と続く。

図表 110 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

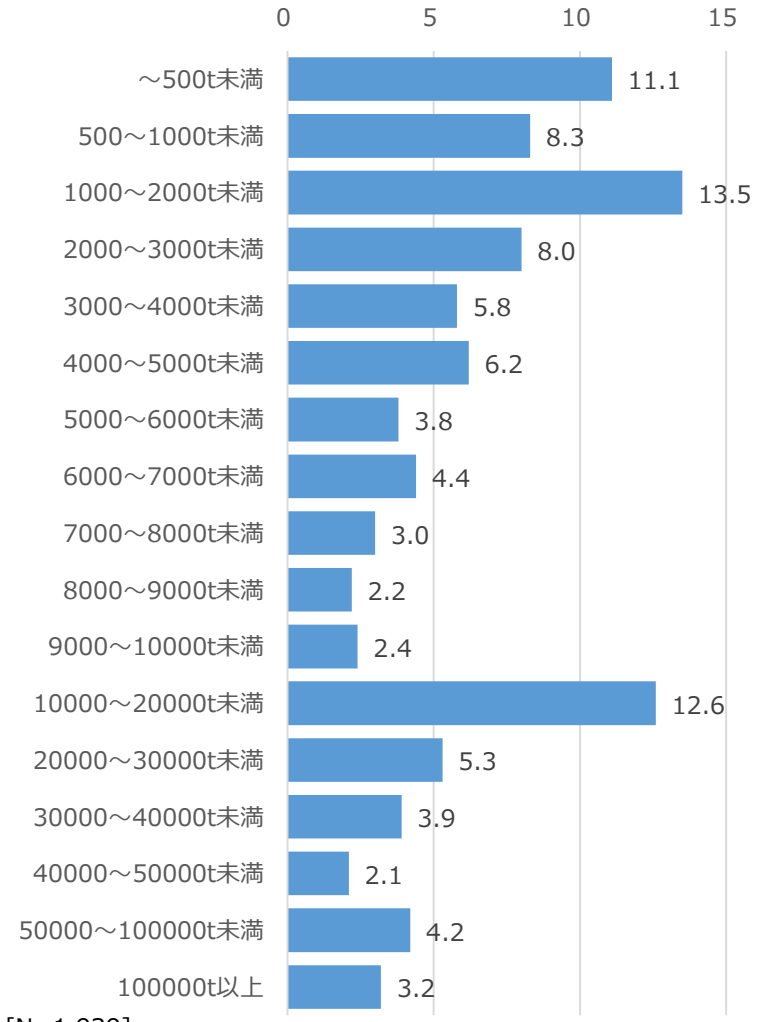

[N=1,939]
[単位：%]

N数（%）

回答数	1,939	100.0
～500t未満	215	11.1
500～1000t未満	160	8.3
1000～2000t未満	261	13.5
2000～3000t未満	155	8.0
3000～4000t未満	113	5.8
4000～5000t未満	120	6.2
5000～6000t未満	74	3.8
6000～7000t未満	85	4.4
7000～8000t未満	58	3.0
8000～9000t未満	43	2.2
9000～10000t未満	46	2.4
10000～20000t未満	245	12.6
20000～30000t未満	102	5.3
30000～40000t未満	76	3.9
40000～50000t未満	41	2.1
50000～100000t未満	82	4.2
100000t以上	63	3.2

地方公共団体の区分別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（399,755t）が最も多く、「都道府県」（146,649t）、「中核市」（84,328t）と続く。

「地方公共団体の組合」（7,423t）は、「人口１万人以上３万人未満の市町村」（4,531t）と「人口３万人以上 10 万人未満の市町村（特別区含む。）」（12,013t）の間の水準である。

図表 111　温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別平均値】

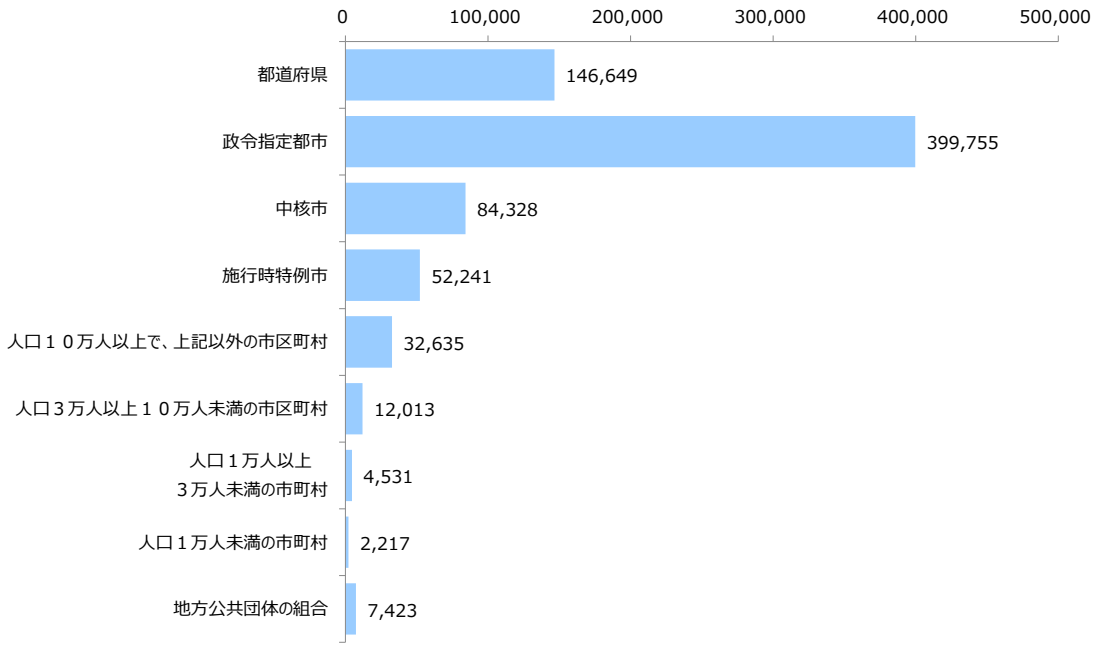

[N=1,939]
[単位：t]

３） 温室効果ガス総排出量：目標年度

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「平成 32 年度」（22.1%）が最も多い。

図表 112　温室効果ガス総排出量：目標年度

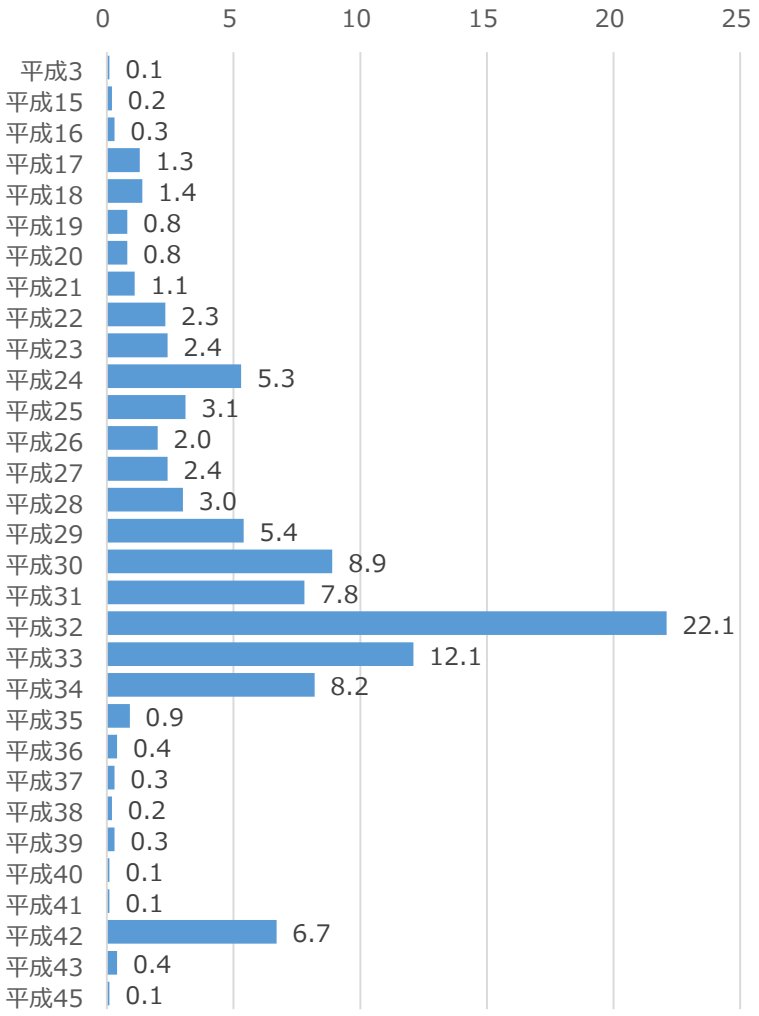

[N=1,977]

[単位：%]

N数（%）

回答数		1977	(100.0)
平成3	1991	1	(0.1)
平成15	2003	3	(0.2)
平成16	2004	6	(0.3)
平成17	2005	25	(1.3)
平成18	2006	28	(1.4)
平成19	2007	15	(0.8)
平成20	2008	15	(0.8)
平成21	2009	22	(1.1)
平成22	2010	45	(2.3)
平成23	2011	47	(2.4)
平成24	2012	104	(5.3)
平成25	2013	62	(3.1)
平成26	2014	39	(2.0)
平成27	2015	47	(2.4)
平成28	2016	60	(3.0)
平成29	2017	106	(5.4)
平成30	2018	176	(8.9)
平成31	2019	155	(7.8)
平成32	2020	437	(22.1)
平成33	2021	239	(12.1)
平成34	2022	163	(8.2)
平成35	2023	17	(0.9)
平成36	2024	7	(0.4)
平成37	2025	5	(0.3)
平成38	2026	3	(0.2)
平成39	2027	5	(0.3)
平成40	2028	1	(0.1)
平成41	2029	2	(0.1)
平成42	2030	132	(6.7)
平成43	2031	8	(0.4)
平成45	2033	2	(0.1)

４） 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量の基準年度からの削減率

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（45.0%）が最も多い。

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（32.7%）が最も多く、次いで「増加」（20.5%）が多い。

図表 113　目標年度排出量の基準年度からの削減率

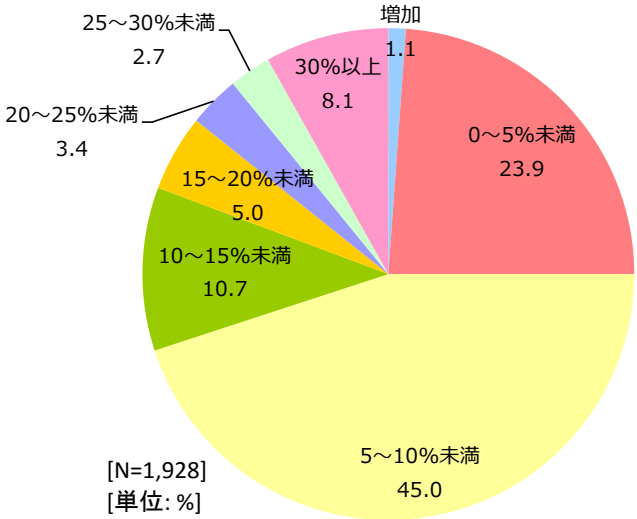

図表 114　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率

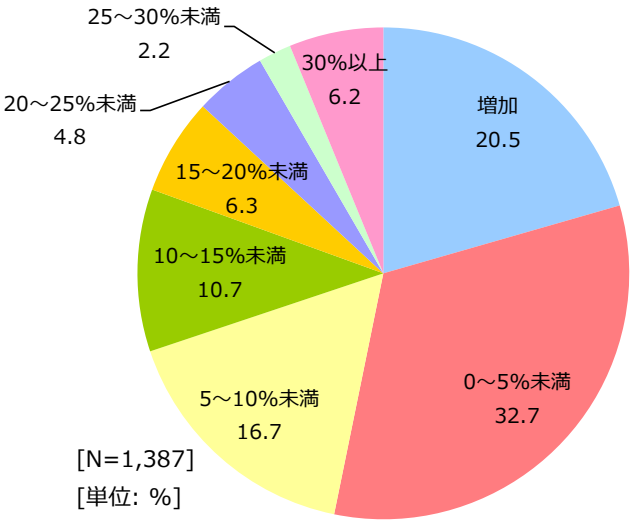

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 115　目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】

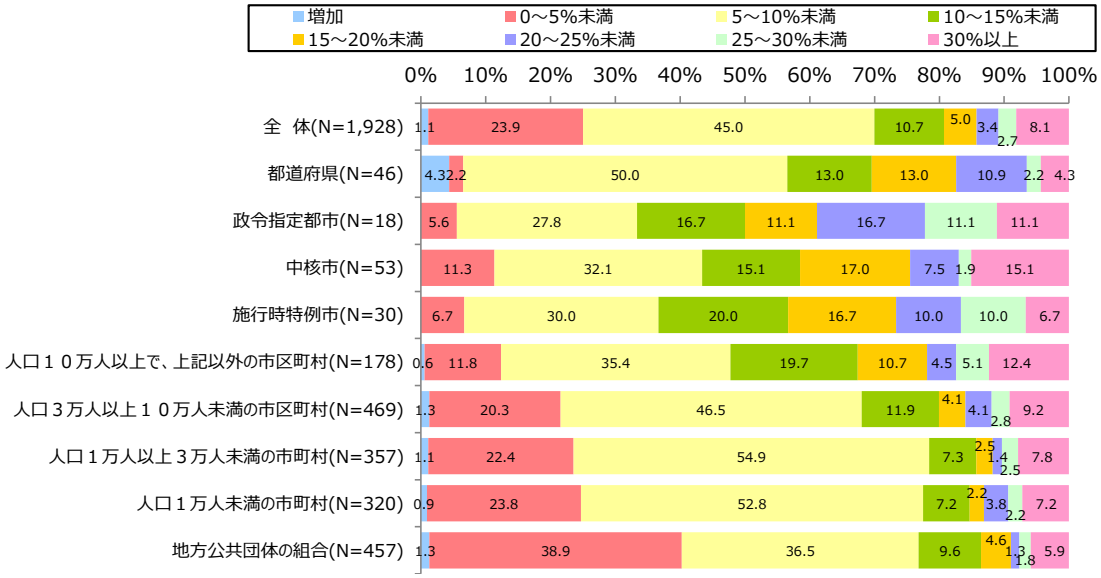

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,928 (100.0)	46 (100.0)	18 (100.0)	53 (100.0)	30 (100.0)	178 (100.0)	469 (100.0)	357 (100.0)	320 (100.0)	457 (100.0)
増加	22 (1.1)	2 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	6 (1.3)	4 (1.1)	3 (0.9)	6 (1.3)
0～5%未満	460 (23.9)	1 (2.2)	1 (5.6)	6 (11.3)	2 (6.7)	21 (11.8)	95 (20.3)	80 (22.4)	76 (23.8)	178 (38.9)
5～10%未満	867 (45.0)	23 (50.0)	5 (27.8)	17 (32.1)	9 (30.0)	63 (35.4)	218 (46.5)	196 (54.9)	169 (52.8)	167 (36.5)
10～15%未満	207 (10.7)	6 (13.0)	3 (16.7)	8 (15.1)	6 (20.0)	35 (19.7)	56 (11.9)	26 (7.3)	23 (7.2)	44 (9.6)
15～20%未満	97 (5.0)	6 (13.0)	2 (11.1)	9 (17.0)	5 (16.7)	19 (10.7)	19 (4.1)	9 (2.5)	7 (2.2)	21 (4.6)
20～25%未満	65 (3.4)	5 (10.9)	3 (16.7)	4 (7.5)	3 (10.0)	8 (4.5)	19 (4.1)	5 (1.4)	12 (3.8)	6 (1.3)
25～30%未満	53 (2.7)	1 (2.2)	2 (11.1)	1 (1.9)	3 (10.0)	9 (5.1)	13 (2.8)	9 (2.5)	7 (2.2)	8 (1.8)
30%以上	157 (8.1)	2 (4.3)	2 (11.1)	8 (15.1)	2 (6.7)	22 (12.4)	43 (9.2)	28 (7.8)	23 (7.2)	27 (5.9)

図表 116　直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】

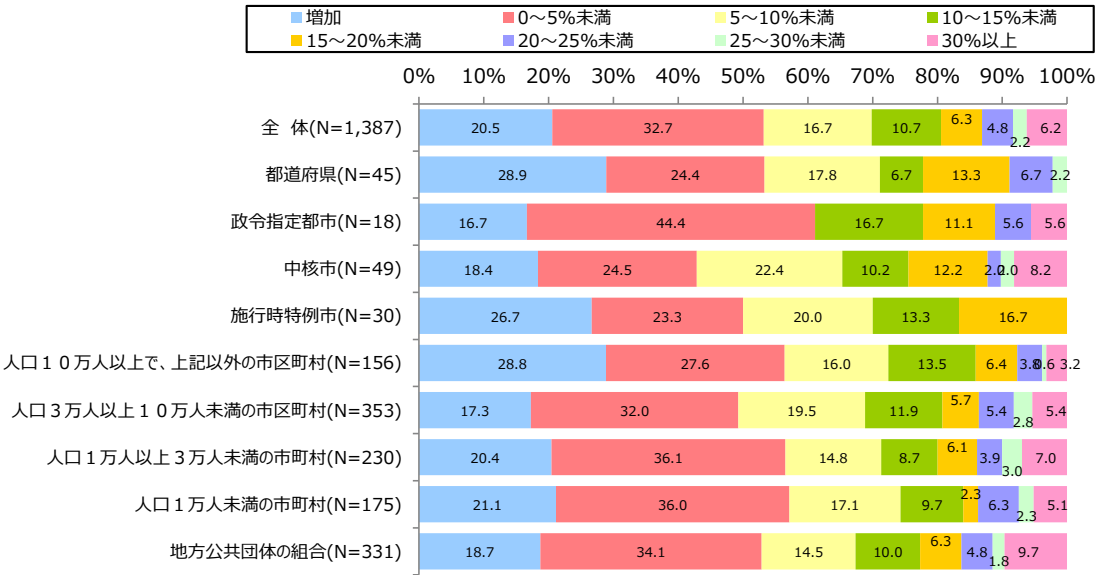

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,387 (100.0)	45 (100.0)	18 (100.0)	49 (100.0)	30 (100.0)	156 (100.0)	353 (100.0)	230 (100.0)	175 (100.0)	331 (100.0)
増加	285 (20.5)	13 (28.9)	3 (16.7)	9 (18.4)	8 (26.7)	45 (28.8)	61 (17.3)	47 (20.4)	37 (21.1)	62 (18.7)
0～5%未満	453 (32.7)	11 (24.4)	8 (44.4)	12 (24.5)	7 (23.3)	43 (27.6)	113 (32.0)	83 (36.1)	63 (36.0)	113 (34.1)
5～10%未満	231 (16.7)	8 (17.8)	0 (0.0)	11 (22.4)	6 (20.0)	25 (16.0)	69 (19.5)	34 (14.8)	30 (17.1)	48 (14.5)
10～15%未満	148 (10.7)	3 (6.7)	3 (16.7)	5 (10.2)	4 (13.3)	21 (13.5)	42 (11.9)	20 (8.7)	17 (9.7)	33 (10.0)
15～20%未満	88 (6.3)	6 (13.3)	2 (11.1)	6 (12.2)	5 (16.7)	10 (6.4)	20 (5.7)	14 (6.1)	4 (2.3)	21 (6.3)
20～25%未満	66 (4.8)	3 (6.7)	1 (5.6)	1 (2.0)	0 (0.0)	6 (3.8)	19 (5.4)	9 (3.9)	11 (6.3)	16 (4.8)
25～30%未満	30 (2.2)	1 (2.2)	0 (0.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	10 (2.8)	7 (3.0)	4 (2.3)	6 (1.8)
30%以上	86 (6.2)	0 (0.0)	1 (5.6)	4 (8.2)	0 (0.0)	5 (3.2)	19 (5.4)	16 (7.0)	9 (5.1)	32 (9.7)

５） 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」（48.6%）が最も多く、「調和・連携も統合もしていない。」（29.5%）が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 117 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】

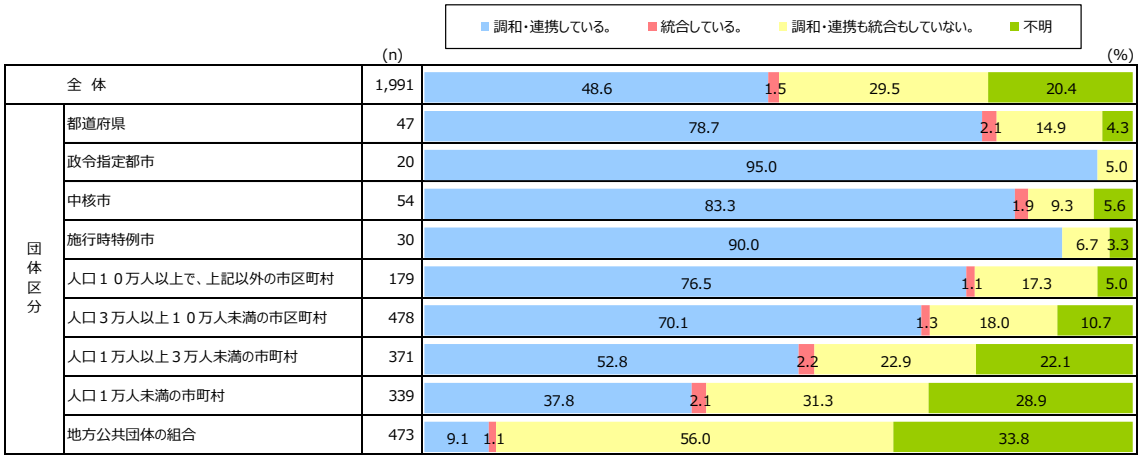

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上市、町村上記以外の市	町村0人口3万人未満の市区以上1	万人口1万人未満の市町村以上3	市町村人口1万人未満の	地方公共団体の組合
回答数	1,991 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	179 (100.0)	478 (100.0)	371 (100.0)	339 (100.0)	473 (100.0)
調和・連携している。	967 (48.6)	37 (78.7)	19 (95.0)	45 (83.3)	27 (90.0)	137 (76.5)	335 (70.1)	196 (52.8)	128 (37.8)	43 (9.1)
統合している。	30 (1.5)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	2 (1.1)	6 (1.3)	8 (2.2)	7 (2.1)	5 (1.1)
調和・連携も統合もしていない。	588 (29.5)	7 (14.9)	1 (5.0)	5 (9.3)	2 (6.7)	31 (17.3)	86 (18.0)	85 (22.9)	106 (31.3)	265 (56.0)
不明	406 (20.4)	2 (4.3)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.3)	9 (5.0)	51 (10.7)	82 (22.1)	98 (28.9)	160 (33.8)

②環境基本計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」（42.7%）が最も多く、「調和・連携も統合もしていない。」（27.9%）が続く。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高い。

図表 118　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

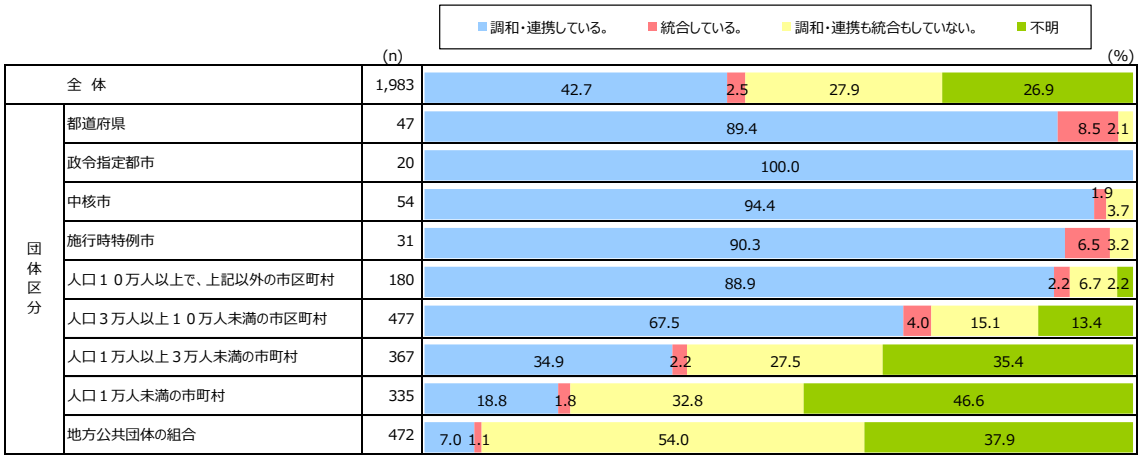

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,983 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	477 (100.0)	367 (100.0)	335 (100.0)	472 (100.0)
調和・連携している。	847 (42.7)	42 (89.4)	20 (100.0)	51 (94.4)	28 (90.3)	160 (88.9)	322 (67.5)	128 (34.9)	63 (18.8)	33 (7.0)
統合している。	49 (2.5)	4 (8.5)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	4 (2.2)	19 (4.0)	8 (2.2)	6 (1.8)	5 (1.1)
調和・連携も統合もしていない。	554 (27.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	2 (3.7)	1 (3.2)	12 (6.7)	72 (15.1)	101 (27.5)	110 (32.8)	255 (54.0)
不明	533 (26.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.2)	64 (13.4)	130 (35.4)	156 (46.6)	179 (37.9)

③公共施設等総合管理計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携も統合もしていない。」（49.1%）が最も多く、「不明」（35.4%）が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 119　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

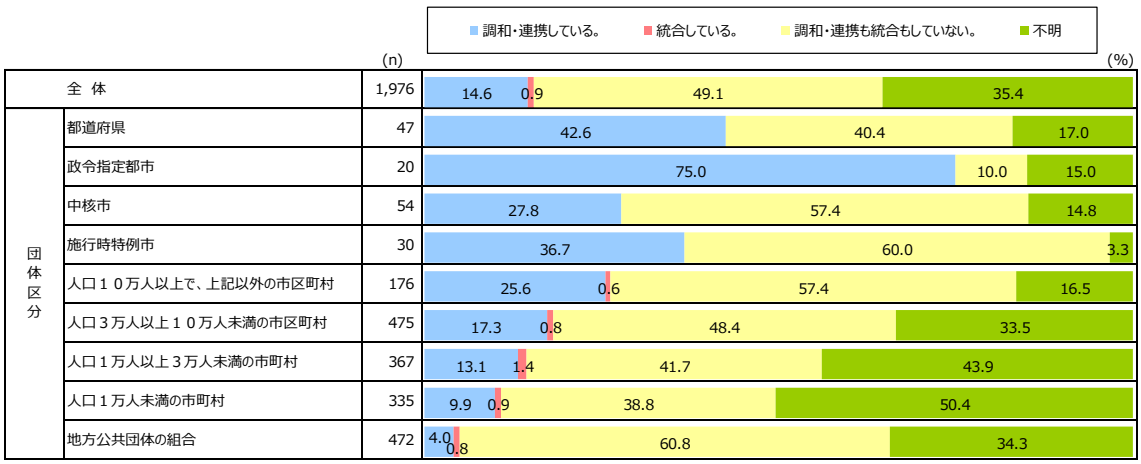

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,976 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	176 (100.0)	475 (100.0)	367 (100.0)	335 (100.0)	472 (100.0)
調和・連携している。	288 (14.6)	20 (42.6)	15 (75.0)	15 (27.8)	11 (36.7)	45 (25.6)	82 (17.3)	48 (13.1)	33 (9.9)	19 (4.0)
統合している。	17 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	4 (0.8)	5 (1.4)	3 (0.9)	4 (0.8)
調和・連携も統合もしていない。	971 (49.1)	19 (40.4)	2 (10.0)	31 (57.4)	18 (60.0)	101 (57.4)	230 (48.4)	153 (41.7)	130 (38.8)	287 (60.8)
不明	700 (35.4)	8 (17.0)	3 (15.0)	8 (14.8)	1 (3.3)	29 (16.5)	159 (33.5)	161 (43.9)	169 (50.4)	162 (34.3)

④廃棄物処理計画

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携も統合もしていない。」（44.0%）が最も多く、「不明」（28.1%）が続く。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 120　既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】

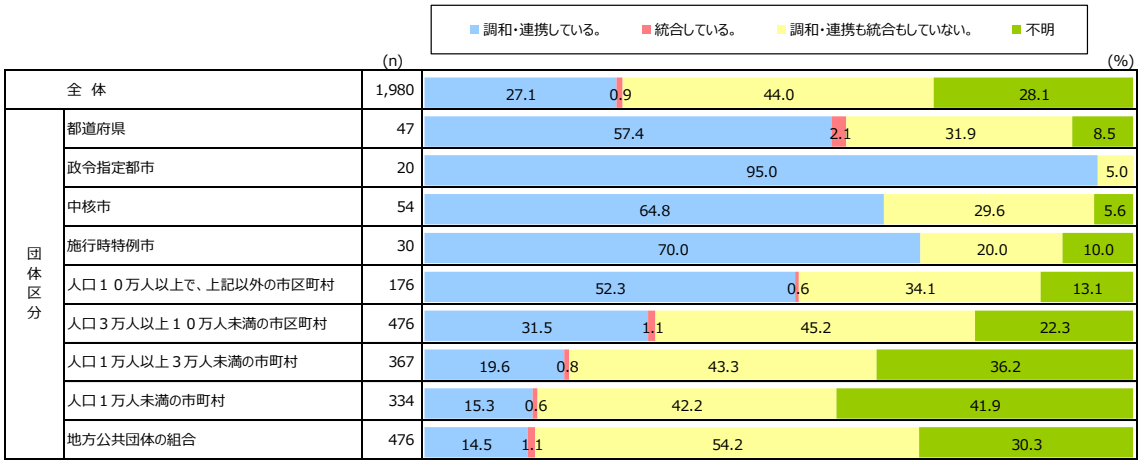

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,980 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	30 (100.0)	176 (100.0)	476 (100.0)	367 (100.0)	334 (100.0)	476 (100.0)
調和・連携している。	536 (27.1)	27 (57.4)	19 (95.0)	35 (64.8)	21 (70.0)	92 (52.3)	150 (31.5)	72 (19.6)	51 (15.3)	69 (14.5)
統合している。	17 (0.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	5 (1.1)	3 (0.8)	2 (0.6)	5 (1.1)
調和・連携も統合もしていない。	871 (44.0)	15 (31.9)	1 (5.0)	16 (29.6)	6 (20.0)	60 (34.1)	215 (45.2)	159 (43.3)	141 (42.2)	258 (54.2)
不明	556 (28.1)	4 (8.5)	0 (0.0)	3 (5.6)	3 (10.0)	23 (13.1)	106 (22.3)	133 (36.2)	140 (41.9)	144 (30.3)

（３）実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み

１）　導入している環境関連マネジメントシステム

事務事業編を策定済みの団体における環境関連マネジメントシステムの導入状況は、「不明」（44.3%）が最も多く、「導入していない。」（25.8%）、「独自の環境マネジメントシステム」（18.0%）と続く。

図表 121　導入している環境関連マネジメントシステム

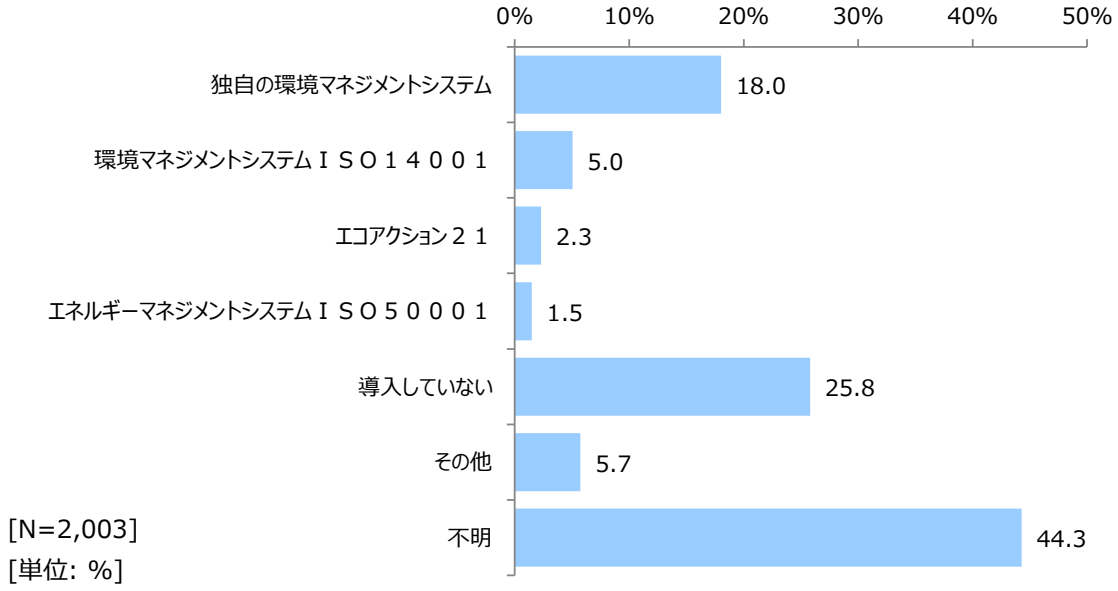

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 122　導入している環境関連マネジメントシステム【団体区分別】

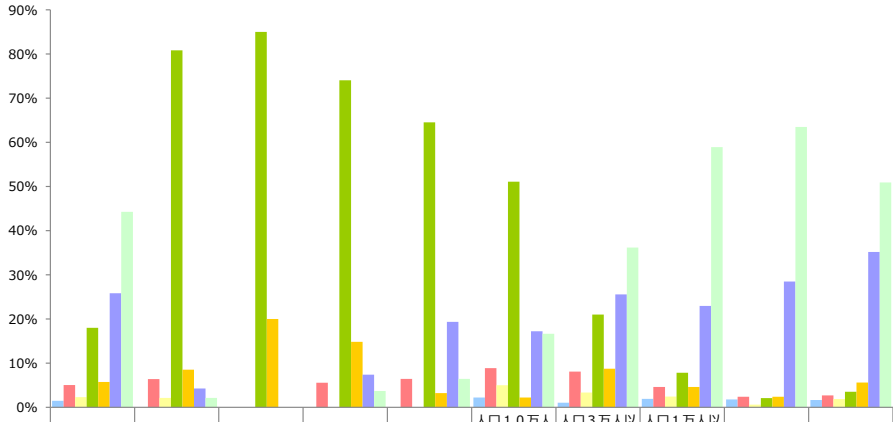

[単位：%]

	全 体 (N=2,003)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市 (N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=481)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=370)	人口１万人未満の市町村 (N=337)	地方公共団体の組合 (N=483)
エネルギーマネジメントシステムＩＳＯ５０００１	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.0	1.9	1.8	1.7
環境マネジメントシステムＩＳＯ１４００１	5.0	6.4	0.0	5.6	6.5	8.9	8.1	4.6	2.4	2.7
エコアクション２１	2.3	2.1	0.0	0.0	0.0	5.0	3.3	2.4	0.6	1.9
独自の環境マネジメントシステム	18.0	80.9	85.0	74.1	64.5	51.1	21.0	7.8	2.1	3.5
その他	5.7	8.5	20.0	14.8	3.2	2.2	8.7	4.6	2.4	5.6
導入していない	25.8	4.3	0.0	7.4	19.4	17.2	25.6	23.0	28.5	35.2
不明	44.3	2.1	0.0	3.7	6.5	16.7	36.2	58.9	63.5	50.9

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		区で人口１０万人以上、上記以外の市町村		町村人口３万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	2,003	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	180	(100.0)	481	(100.0)	370	(100.0)	337	(100.0)	483	(100.0)
エネルギーマネジメントシステムＩＳＯ５０００１	30	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(2.2)	5	(1.0)	7	(1.9)	6	(1.8)	8	(1.7)
環境マネジメントシステムＩＳＯ１４００１	101	(5.0)	3	(6.4)	0	(0.0)	3	(5.6)	2	(6.5)	16	(8.9)	39	(8.1)	17	(4.6)	8	(2.4)	13	(2.7)
エコアクション２１	46	(2.3)	1	(2.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	9	(5.0)	16	(3.3)	9	(2.4)	2	(0.6)	9	(1.9)
独自の環境マネジメントシステム	361	(18.0)	38	(80.9)	17	(85.0)	40	(74.1)	20	(64.5)	92	(51.1)	101	(21.0)	29	(7.8)	7	(2.1)	17	(3.5)
その他	115	(5.7)	4	(8.5)	4	(20.0)	8	(14.8)	1	(3.2)	4	(2.2)	42	(8.7)	17	(4.6)	8	(2.4)	27	(5.6)
導入していない	517	(25.8)	2	(4.3)	0	(0.0)	4	(7.4)	6	(19.4)	31	(17.2)	123	(25.6)	85	(23.0)	96	(28.5)	170	(35.2)
不明	887	(44.3)	1	(2.1)	0	(0.0)	2	(3.7)	2	(6.5)	30	(16.7)	174	(36.2)	218	(58.9)	214	(63.5)	246	(50.9)

２） 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」（53.3%）が最も多く、「取組の自己評価」（35.8%）、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」（32.7%）、「進行管理の仕組みの見直し・改善」（26.5%）と続く。

図表 123　事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

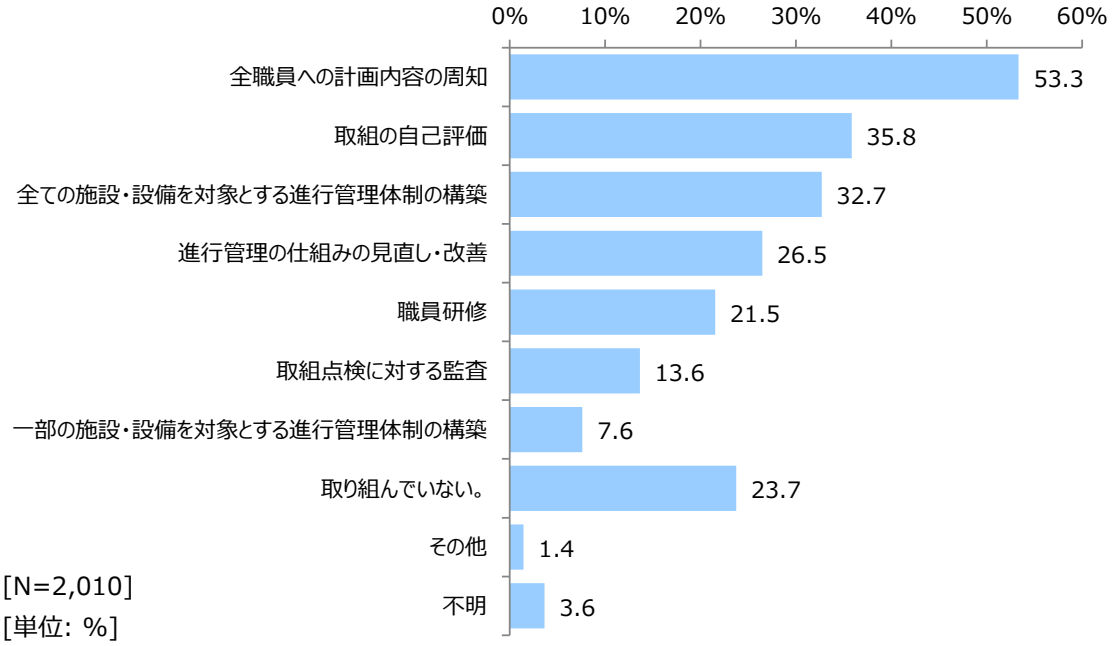

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 124　事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの【団体区分別】

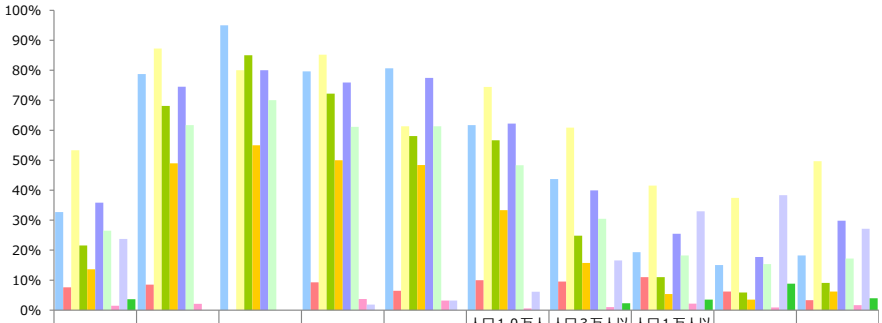

[単位：%]

	全 体 (N=2,010)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市 (N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=483)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=373)	人口１万人未満の市町村 (N=339)	地方公共団体の組合 (N=483)
全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	32.7	78.7	95.0	79.6	80.6	61.7	43.7	19.3	15.0	18.2
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	7.6	8.5	0.0	9.3	6.5	10.0	9.5	11.0	6.2	3.3
全職員への計画内容の周知	53.3	87.2	80.0	85.2	61.3	74.4	60.9	41.6	37.5	49.7
職員研修	21.5	68.1	85.0	72.2	58.1	56.7	24.8	11.0	5.9	9.1
取組点検に対する監査	13.6	48.9	55.0	50.0	48.4	33.3	15.7	5.4	3.5	6.2
取組の自己評価	35.8	74.5	80.0	75.9	77.4	62.2	40.0	25.5	17.7	29.8
進行管理の仕組みの見直し・改善	26.5	61.7	70.0	61.1	61.3	48.3	30.4	18.2	15.3	17.2
その他	1.4	2.1	0.0	3.7	3.2	0.6	1.0	2.1	0.9	1.7
取り組んでいない。	23.7	0.0	0.0	1.9	3.2	6.1	16.6	33.0	38.3	27.1
不明	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	3.5	8.8	3.9

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人以上１０万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	2,010	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	180	(100.0)	483	(100.0)	373	(100.0)	339	(100.0)	483	(100.0)
全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	657	(32.7)	37	(78.7)	19	(95.0)	43	(79.6)	25	(80.6)	111	(61.7)	211	(43.7)	72	(19.3)	51	(15.0)	88	(18.2)
一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	153	(7.6)	4	(8.5)	0	(0.0)	5	(9.3)	2	(6.5)	18	(10.0)	46	(9.5)	41	(11.0)	21	(6.2)	16	(3.3)
全職員への計画内容の周知	1,072	(53.3)	41	(87.2)	16	(80.0)	46	(85.2)	19	(61.3)	134	(74.4)	294	(60.9)	155	(41.6)	127	(37.5)	240	(49.7)
職員研修	433	(21.5)	32	(68.1)	17	(85.0)	39	(72.2)	18	(58.1)	102	(56.7)	120	(24.8)	41	(11.0)	20	(5.9)	44	(9.1)
取組点検に対する監査	274	(13.6)	23	(48.9)	11	(55.0)	27	(50.0)	15	(48.4)	60	(33.3)	76	(15.7)	20	(5.4)	12	(3.5)	30	(6.2)
取組の自己評価	720	(35.8)	35	(74.5)	16	(80.0)	41	(75.9)	24	(77.4)	112	(62.2)	193	(40.0)	95	(25.5)	60	(17.7)	144	(29.8)
進行管理の仕組みの見直し・改善	532	(26.5)	29	(61.7)	14	(70.0)	33	(61.1)	19	(61.3)	87	(48.3)	147	(30.4)	68	(18.2)	52	(15.3)	83	(17.2)
その他	29	(1.4)	1	(2.1)	0	(0.0)	2	(3.7)	1	(3.2)	1	(0.6)	5	(1.0)	8	(2.1)	3	(0.9)	8	(1.7)
取り組んでいない。	477	(23.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.9)	1	(3.2)	11	(6.1)	80	(16.6)	123	(33.0)	130	(38.3)	131	(27.1)
不明	73	(3.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	11	(2.3)	13	(3.5)	30	(8.8)	19	(3.9)

３） 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」（61.1%）が最も多く、「協議・審議する場はない。」（22.8%）、「環境審議会」（15.1%）と続く。

図表 125　事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

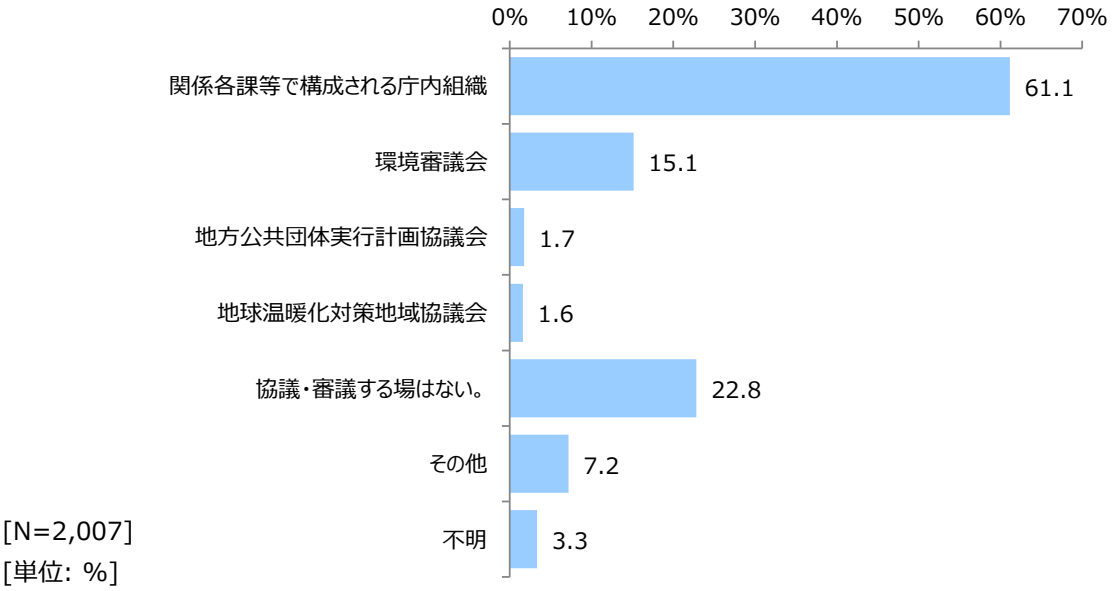

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 126　事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【団体区分別】

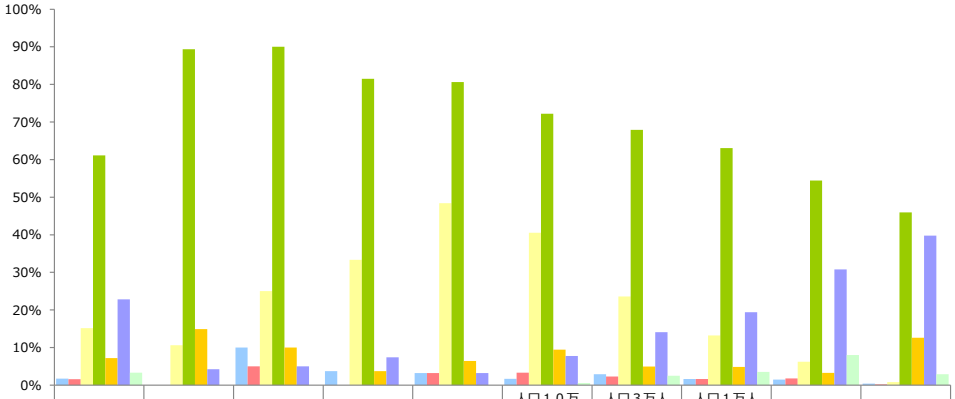

[単位：%]

	全 体 (N=2,007)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市(N=31)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=483)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=371)	人口１万人未満の市町村 (N=338)	地方公共団体の組合 (N=483)
地方公共団体実行計画協議会	1.7	0.0	10.0	3.7	3.2	1.7	2.9	1.6	1.5	0.4
地球温暖化対策地域協議会	1.6	0.0	5.0	0.0	3.2	3.3	2.3	1.6	1.8	0.2
環境審議会	15.1	10.6	25.0	33.3	48.4	40.6	23.6	13.2	6.2	0.8
関係各課等で構成される庁内組織	61.1	89.4	90.0	81.5	80.6	72.2	67.9	63.1	54.4	46.0
その他	7.2	14.9	10.0	3.7	6.5	9.4	5.0	4.9	3.3	12.6
協議・審議する場はない。	22.8	4.3	5.0	7.4	3.2	7.8	14.1	19.4	30.8	39.8
不明	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5	3.5	8.0	2.9

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人以上１０万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	2,007	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	180	(100.0)	483	(100.0)	371	(100.0)	338	(100.0)	483	(100.0)
地方公共団体実行計画協議会	35	(1.7)	0	(0.0)	2	(10.0)	2	(3.7)	1	(3.2)	3	(1.7)	14	(2.9)	6	(1.6)	5	(1.5)	2	(0.4)
地球温暖化対策地域協議会	32	(1.6)	0	(0.0)	1	(5.0)	0	(0.0)	1	(3.2)	6	(3.3)	11	(2.3)	6	(1.6)	6	(1.8)	1	(0.2)
環境審議会	304	(15.1)	5	(10.6)	5	(25.0)	18	(33.3)	15	(48.4)	73	(40.6)	114	(23.6)	49	(13.2)	21	(6.2)	4	(0.8)
関係各課等で構成される庁内組織	1,227	(61.1)	42	(89.4)	18	(90.0)	44	(81.5)	25	(80.6)	130	(72.2)	328	(67.9)	234	(63.1)	184	(54.4)	222	(46.0)
その他	144	(7.2)	7	(14.9)	2	(10.0)	2	(3.7)	2	(6.5)	17	(9.4)	24	(5.0)	18	(4.9)	11	(3.3)	61	(12.6)
協議・審議する場はない。	458	(22.8)	2	(4.3)	1	(5.0)	4	(7.4)	1	(3.2)	14	(7.8)	68	(14.1)	72	(19.4)	104	(30.8)	192	(39.8)
不明	67	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	12	(2.5)	13	(3.5)	27	(8.0)	14	(2.9)

（４）事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

１）　再生可能エネルギー導入の取組状況

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.1%で、昨年度の 23.9%から 1.2%増加した。「実行計画（事務事業編）に位置づけていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.9%で、昨年度の 23.6%から 0.3%増加した。

図表 127　再生可能エネルギー導入の取組状況

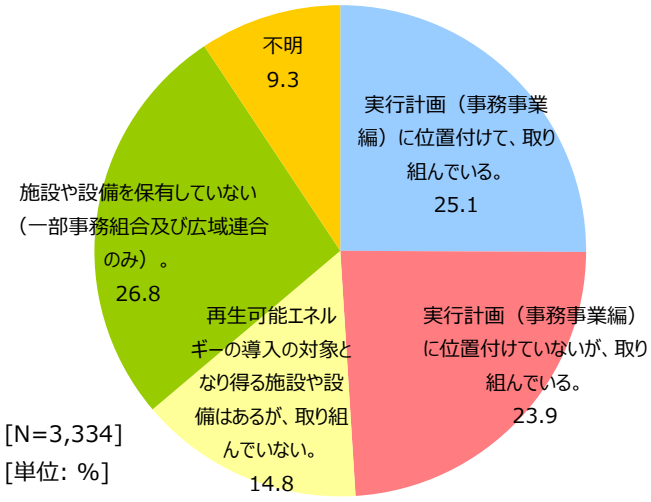

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 128　再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

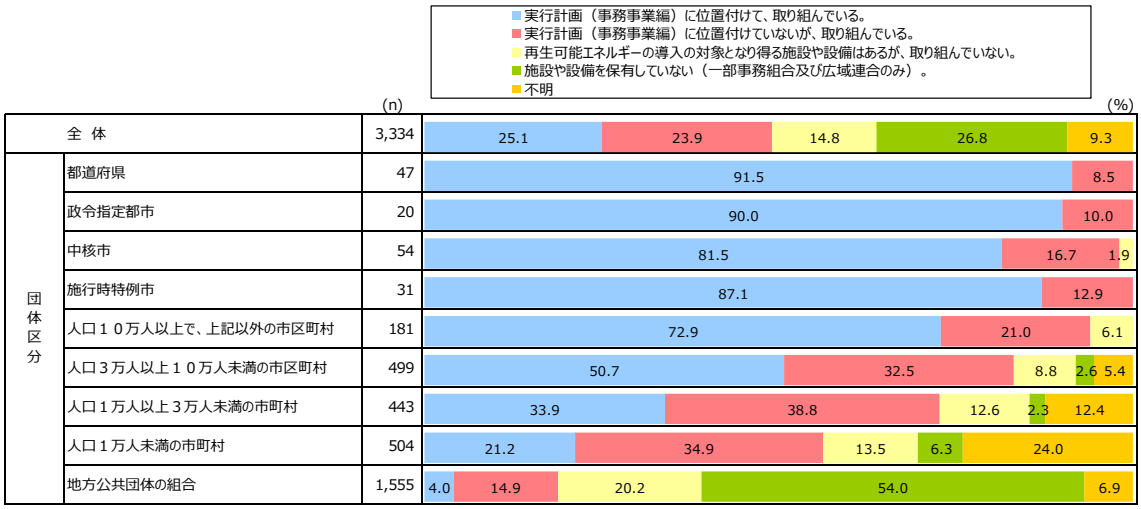

N数（%）

	全体		団体区分								
			都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区町村を除く、人口10万人以上の市	人口10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,334	(100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	499 (100.0)	443 (100.0)	504 (100.0)	1,555 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	836	(25.1)	43 (91.5)	18 (90.0)	44 (81.5)	27 (87.1)	132 (72.9)	253 (50.7)	150 (33.9)	107 (21.2)	62 (4.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	798	(23.9)	4 (8.5)	2 (10.0)	9 (16.7)	4 (12.9)	38 (21.0)	162 (32.5)	172 (38.8)	176 (34.9)	231 (14.9)
再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない。	494	(14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	11 (6.1)	44 (8.8)	56 (12.6)	68 (13.5)	314 (20.2)
施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）。	895	(26.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (2.6)	10 (2.3)	32 (6.3)	840 (54.0)
不明	311	(9.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (5.4)	55 (12.4)	121 (24.0)	108 (6.9)

（５）事務事業に関する吸収源対策の取組状況

１）　森林吸収源対策

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいない。」（78.9%）が多い。取り組んでいるのは 11.6%で、昨年度の 10.8%から 0.8%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、政令指定都市、施行時特例市である。

図表 129　吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策
【団体区分別】

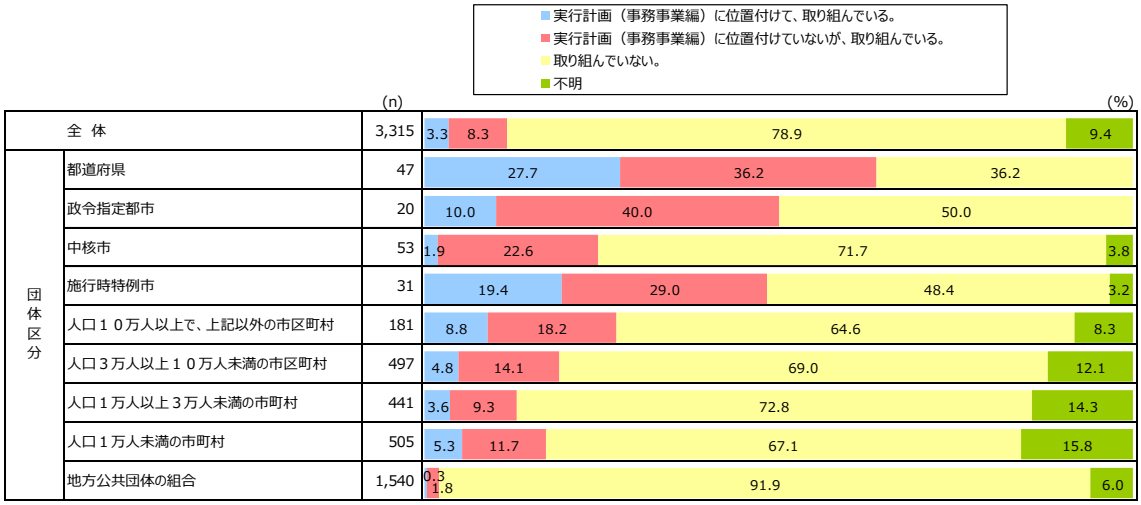

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,315 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	441 (100.0)	505 (100.0)	1,540 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	110 (3.3)	13 (27.7)	2 (10.0)	1 (1.9)	6 (19.4)	16 (8.8)	24 (4.8)	16 (3.6)	27 (5.3)	5 (0.3)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	276 (8.3)	17 (36.2)	8 (40.0)	12 (22.6)	9 (29.0)	33 (18.2)	70 (14.1)	41 (9.3)	59 (11.7)	27 (1.8)
取り組んでいない。	2,616 (78.9)	17 (36.2)	10 (50.0)	38 (71.7)	15 (48.4)	117 (64.6)	343 (69.0)	321 (72.8)	339 (67.1)	1,416 (91.9)
不明	313 (9.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.8)	1 (3.2)	15 (8.3)	60 (12.1)	63 (14.3)	80 (15.8)	92 (6.0)

２） 農地土壌炭素吸収源対策

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいない。」（86.2%）が多い。取り組んでいるのは 2.0%で、昨年度と変わりなかった。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、施行時特例市である。ただ、事務事業編に位置づけていない団体がほとんどである。

図表 130 吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策【団体区分別】

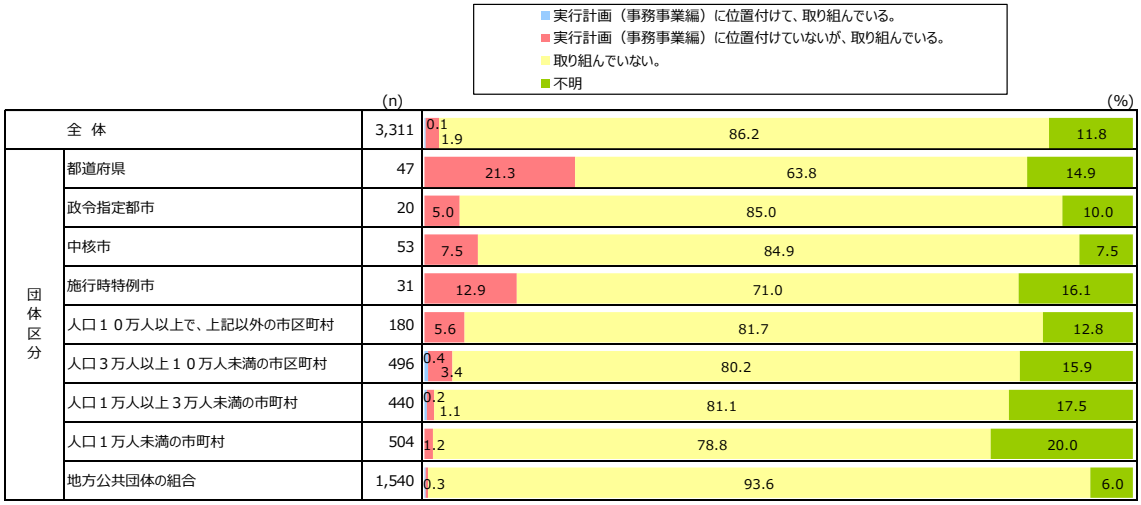

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,311 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	496 (100.0)	440 (100.0)	504 (100.0)	1,540 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	4 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.4)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.1)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	62 (1.9)	10 (21.3)	1 (5.0)	4 (7.5)	4 (12.9)	10 (5.6)	17 (3.4)	5 (1.1)	6 (1.2)	5 (0.3)
取り組んでいない。	2,854 (86.2)	30 (63.8)	17 (85.0)	45 (84.9)	22 (71.0)	147 (81.7)	398 (80.2)	357 (81.1)	397 (78.8)	1,441 (93.6)
不明	391 (11.8)	7 (14.9)	2 (10.0)	4 (7.5)	5 (16.1)	23 (12.8)	79 (15.9)	77 (17.5)	101 (20.0)	93 (6.0)

３） 都市緑化等の推進

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、「取り組んでいない。」（72.2%）が多い。取り組んでいるのは 17.4%で、昨年度の 16.7%から 0.7%増加した。

都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 131　吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進
【団体区分別】

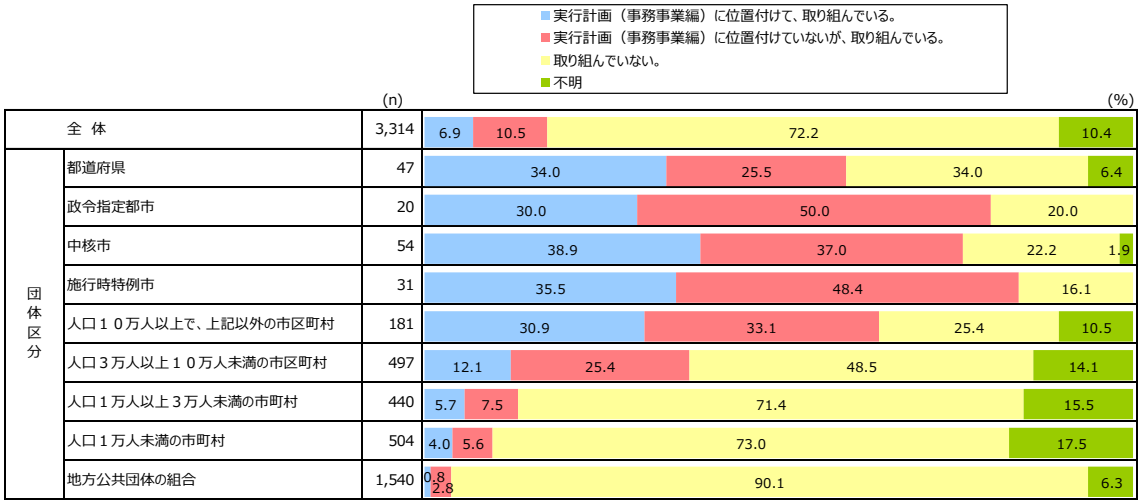

N数（%）

	全体		団体区分								
			都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,314	(100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	440 (100.0)	504 (100.0)	1,540 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	228	(6.9)	16 (34.0)	6 (30.0)	21 (38.9)	11 (35.5)	56 (30.9)	60 (12.1)	25 (5.7)	20 (4.0)	13 (0.8)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	347	(10.5)	12 (25.5)	10 (50.0)	20 (37.0)	15 (48.4)	60 (33.1)	126 (25.4)	33 (7.5)	28 (5.6)	43 (2.8)
取り組んでいない。	2,393	(72.2)	16 (34.0)	4 (20.0)	12 (22.2)	5 (16.1)	46 (25.4)	241 (48.5)	314 (71.4)	368 (73.0)	1,387 (90.1)
不明	346	(10.4)	3 (6.4)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	19 (10.5)	70 (14.1)	68 (15.5)	88 (17.5)	97 (6.3)

（６）地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況

１）　環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、「取り組んでいない。」（67.0%）が多い。取り組んでいるのは20.3%で、昨年度の 19.0%から 1.3%増加した。

都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 132　物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】

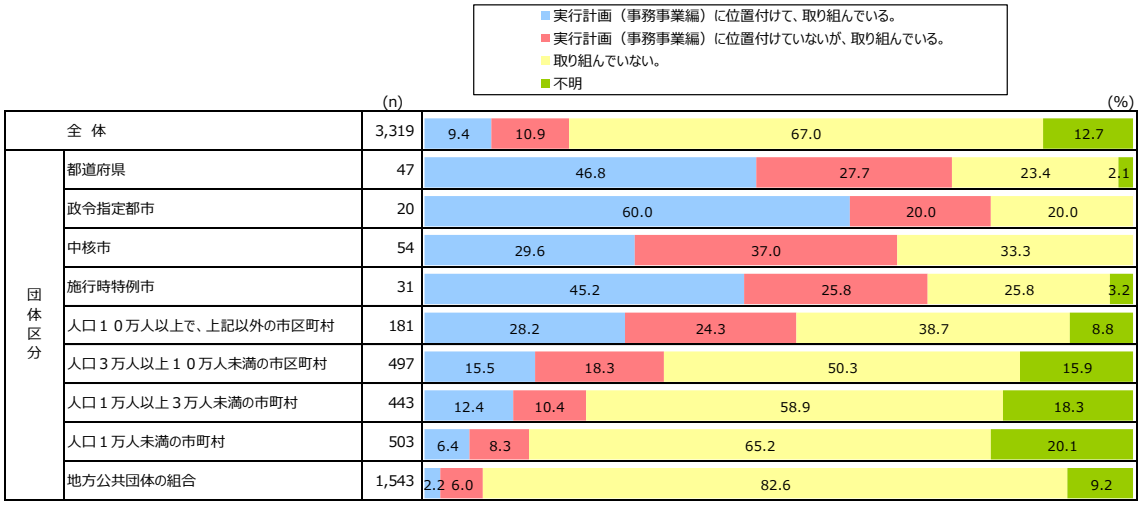

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,319 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	443 (100.0)	503 (100.0)	1,543 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	313 (9.4)	22 (46.8)	12 (60.0)	16 (29.6)	14 (45.2)	51 (28.2)	77 (15.5)	55 (12.4)	32 (6.4)	34 (2.2)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	361 (10.9)	13 (27.7)	4 (20.0)	20 (37.0)	8 (25.8)	44 (24.3)	91 (18.3)	46 (10.4)	42 (8.3)	93 (6.0)
取り組んでいない。	2,224 (67.0)	11 (23.4)	4 (20.0)	18 (33.3)	8 (25.8)	70 (38.7)	250 (50.3)	261 (58.9)	328 (65.2)	1,274 (82.6)
不明	421 (12.7)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	16 (8.8)	79 (15.9)	81 (18.3)	101 (20.1)	142 (9.2)

２） グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が 52.0%と過半数を超えている。昨年度の 50.0%から 2.0%増加した。

都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では、ほとんどの団体が取り組んでいる。

図表 133　物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進【団体区分別】

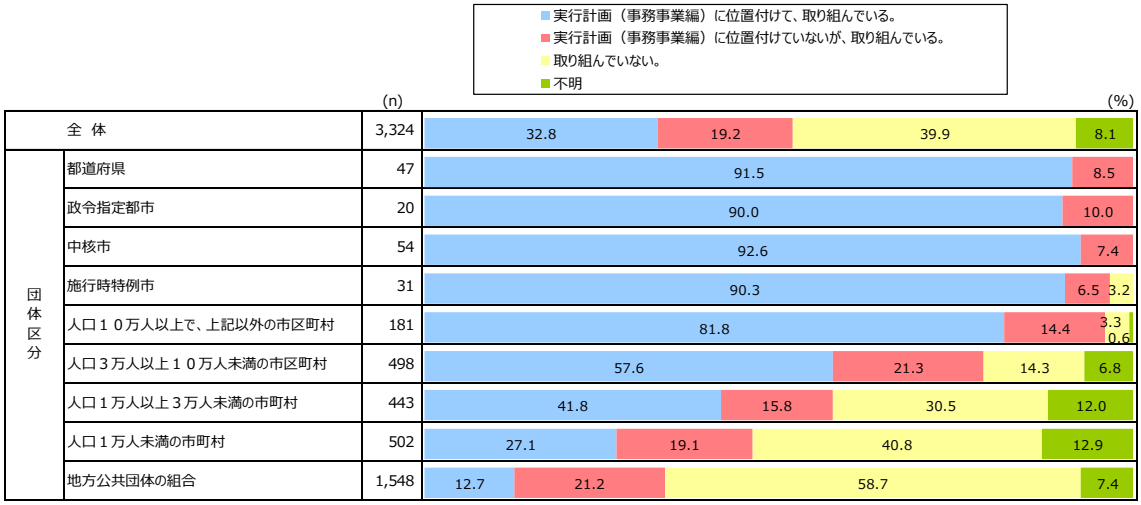

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区町村を除く人口10万人以上の市	人口3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,324 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	498 (100.0)	443 (100.0)	502 (100.0)	1,548 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	1,091 (32.8)	43 (91.5)	18 (90.0)	50 (92.6)	28 (90.3)	148 (81.8)	287 (57.6)	185 (41.8)	136 (27.1)	196 (12.7)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	638 (19.2)	4 (8.5)	2 (10.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	26 (14.4)	106 (21.3)	70 (15.8)	96 (19.1)	328 (21.2)
取り組んでいない。	1,327 (39.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	6 (3.3)	71 (14.3)	135 (30.5)	205 (40.8)	909 (58.7)
不明	268 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	34 (6.8)	53 (12.0)	65 (12.9)	115 (7.4)

３） 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、「取り組んでいない。」（70.0%）が多い。取り組んでいるのは 12.7%で、昨年度の 11.5%から 1.2%増加した。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 134　物品購入の配慮に係る事項の取組状況(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備
【団体区分別】

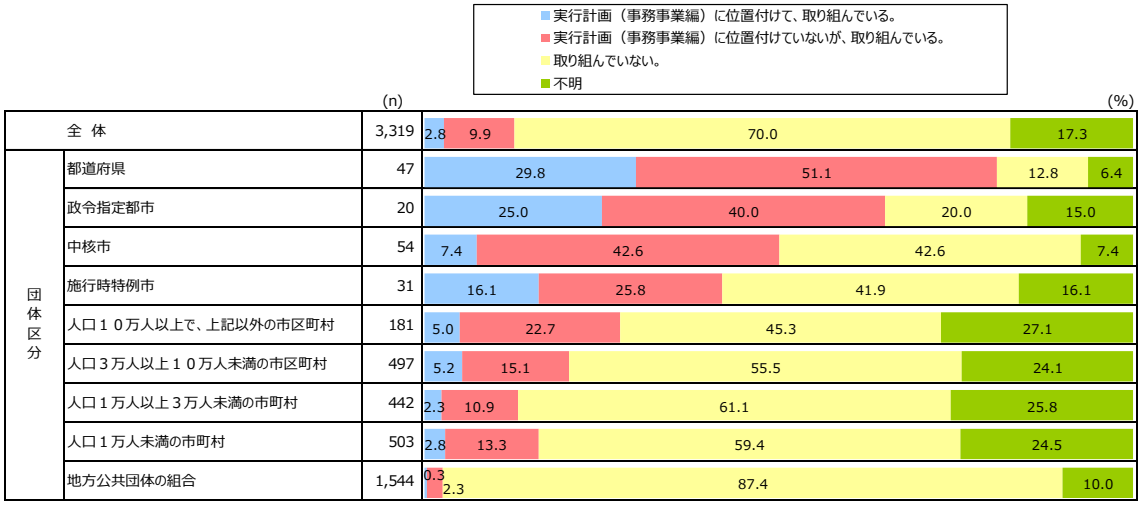

N数（%）

	全体		団体区分								
			都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,319	(100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	442 (100.0)	503 (100.0)	1,544 (100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	92	(2.8)	14 (29.8)	5 (25.0)	4 (7.4)	5 (16.1)	9 (5.0)	26 (5.2)	10 (2.3)	14 (2.8)	5 (0.3)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	329	(9.9)	24 (51.1)	8 (40.0)	23 (42.6)	8 (25.8)	41 (22.7)	75 (15.1)	48 (10.9)	67 (13.3)	35 (2.3)
取り組んでいない。	2,323	(70.0)	6 (12.8)	4 (20.0)	23 (42.6)	13 (41.9)	82 (45.3)	276 (55.5)	270 (61.1)	299 (59.4)	1,350 (87.4)
不明	575	(17.3)	3 (6.4)	3 (15.0)	4 (7.4)	5 (16.1)	49 (27.1)	120 (24.1)	114 (25.8)	123 (24.5)	154 (10.0)

４）　ＢＡＴの積極的な導入

注）「BAT（Best Available Technology）」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「ＢＡＴの積極的な導入」の取組状況については、「取り組んでいない。」(75.9%) が多い。取り組んでいるのは 4.3%で、昨年度の 4.2%から 0.1%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 135　物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4)ＢＡＴの積極的な導入【団体区分別】

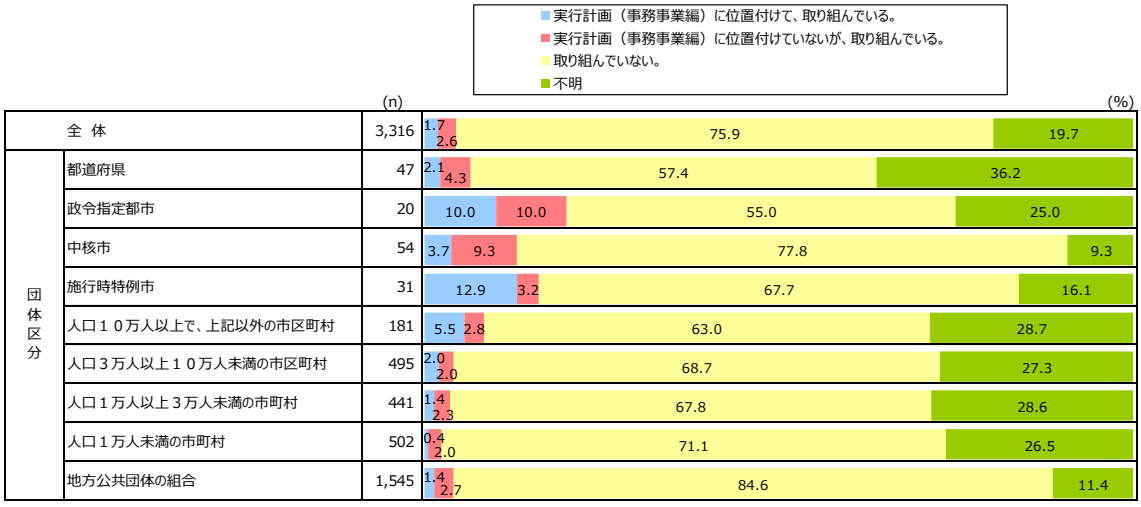

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人以上１０万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	3,316	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	181	(100.0)	495	(100.0)	441	(100.0)	502	(100.0)	1,545	(100.0)
実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	58	(1.7)	1	(2.1)	2	(10.0)	2	(3.7)	4	(12.9)	10	(5.5)	10	(2.0)	6	(1.4)	2	(0.4)	21	(1.4)
実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	86	(2.6)	2	(4.3)	2	(10.0)	5	(9.3)	1	(3.2)	5	(2.8)	10	(2.0)	10	(2.3)	10	(2.0)	41	(2.7)
取り組んでいない。	2,518	(75.9)	27	(57.4)	11	(55.0)	42	(77.8)	21	(67.7)	114	(63.0)	340	(68.7)	299	(67.8)	357	(71.1)	1,307	(84.6)
不明	654	(19.7)	17	(36.2)	5	(25.0)	5	(9.3)	5	(16.1)	52	(28.7)	135	(27.3)	126	(28.6)	133	(26.5)	176	(11.4)

（７）実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等

１）　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」（55.3%）が最も多く、「点検していない。」（25.3%）、「毎年ではないが点検している。」（8.4%）と続く。

図表 136　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

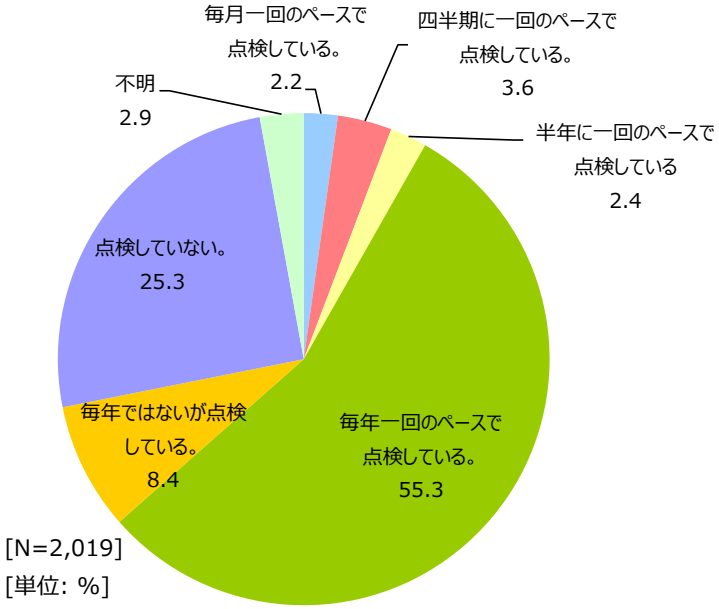

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も相当数存在する。

図表 137　事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング【団体区分別】

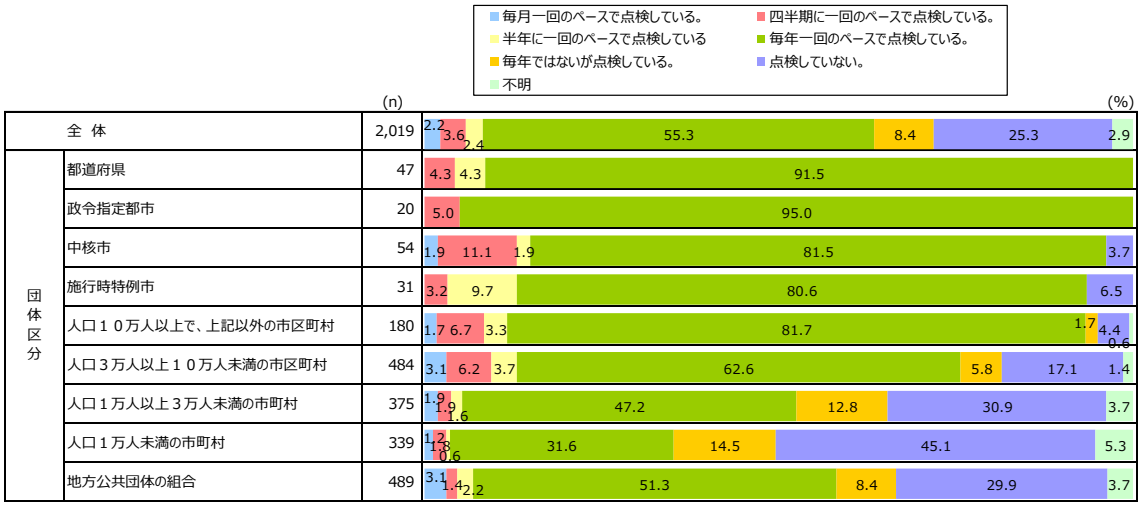

N数（%）

	全体		団体区分																	
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、上記以外の市区町村		人口3万人未満の市区町村		人口1万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	2,019	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	180	(100.0)	484	(100.0)	375	(100.0)	339	(100.0)	489	(100.0)
毎月一回のペースで点検している。	45	(2.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.9)	0	(0.0)	3	(1.7)	15	(3.1)	7	(1.9)	4	(1.2)	15	(3.1)
四半期に一回のペースで点検している。	72	(3.6)	2	(4.3)	1	(5.0)	6	(11.1)	1	(3.2)	12	(6.7)	30	(6.2)	7	(1.9)	6	(1.8)	7	(1.4)
半年に一回のペースで点検している	49	(2.4)	2	(4.3)	0	(0.0)	1	(1.9)	3	(9.7)	6	(3.3)	18	(3.7)	6	(1.6)	2	(0.6)	11	(2.2)
毎年一回のペースで点検している。	1,116	(55.3)	43	(91.5)	19	(95.0)	44	(81.5)	25	(80.6)	147	(81.7)	303	(62.6)	177	(47.2)	107	(31.6)	251	(51.3)
毎年ではないが点検している。	169	(8.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(1.7)	28	(5.8)	48	(12.8)	49	(14.5)	41	(8.4)
点検していない。	510	(25.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(3.7)	2	(6.5)	8	(4.4)	83	(17.1)	116	(30.9)	153	(45.1)	146	(29.9)
不明	58	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	7	(1.4)	14	(3.7)	18	(5.3)	18	(3.7)

２） 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（86.8%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（42.4%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（40.9%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（29.5%）と続く。

図表 138　事務事業編における点検の対象

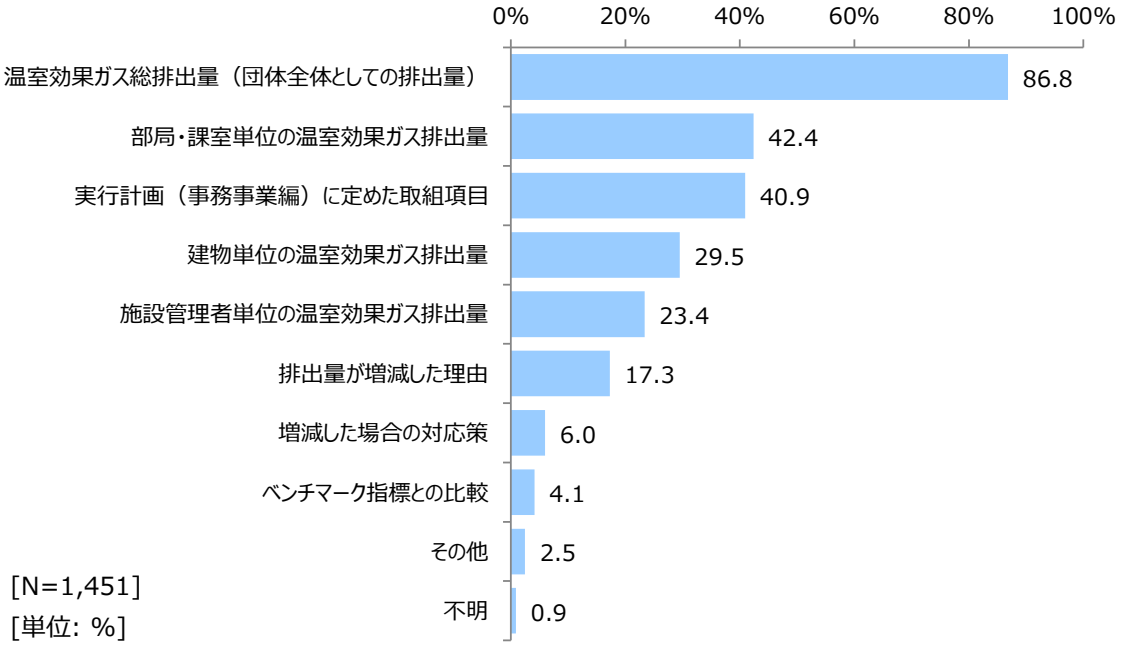

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」は小規模な団体や地方公共団体の組合においては、点検対象としていない割合が高くなる。

図表 139　事務事業編における点検の対象【団体区分別】

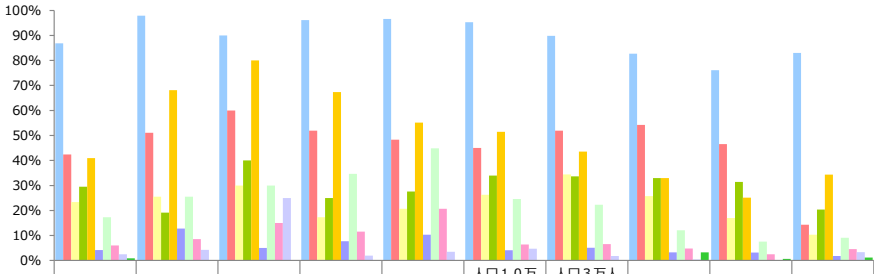

[単位：%]

	全体 (N=1,451)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=52)	施行時特例市(N=29)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=171)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=395)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=249)	人口1万人未満の市町村 (N=159)	地方公共団体の組合 (N=329)
温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	86.8	97.9	90.0	96.2	96.6	95.3	89.9	82.7	76.1	83.0
部局・課室単位の温室効果ガス排出量	42.4	51.1	60.0	51.9	48.3	45.0	51.9	54.2	46.5	14.3
施設管理者単位の温室効果ガス排出量	23.4	25.5	30.0	17.3	20.7	26.3	34.4	25.7	17.0	10.3
建物単位の温室効果ガス排出量	29.5	19.1	40.0	25.0	27.6	33.9	33.7	32.9	31.4	20.4
実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	40.9	68.1	80.0	67.3	55.2	51.5	43.5	32.9	25.2	34.3
ベンチマーク指標との比較	4.1	12.8	5.0	7.7	10.3	4.1	5.1	3.2	3.1	1.8
排出量が増減した理由	17.3	25.5	30.0	34.6	44.8	24.6	22.3	12.0	7.5	9.1
増減した場合の対応策	6.0	8.5	15.0	11.5	20.7	6.4	6.6	4.8	2.5	4.6
その他	2.5	4.3	25.0	1.9	3.4	4.7	1.8	0.4	0.0	3.3
不明	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.6	1.2

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,451 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	395 (100.0)	249 (100.0)	159 (100.0)	329 (100.0)
温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	1,260 (86.8)	46 (97.9)	18 (90.0)	50 (96.2)	28 (96.6)	163 (95.3)	355 (89.9)	206 (82.7)	121 (76.1)	273 (83.0)
部局・課室単位の温室効果ガス排出量	615 (42.4)	24 (51.1)	12 (60.0)	27 (51.9)	14 (48.3)	77 (45.0)	205 (51.9)	135 (54.2)	74 (46.5)	47 (14.3)
施設管理者単位の温室効果ガス排出量	339 (23.4)	12 (25.5)	6 (30.0)	9 (17.3)	6 (20.7)	45 (26.3)	136 (34.4)	64 (25.7)	27 (17.0)	34 (10.3)
建物単位の温室効果ガス排出量	428 (29.5)	9 (19.1)	8 (40.0)	13 (25.0)	8 (27.6)	58 (33.9)	133 (33.7)	82 (32.9)	50 (31.4)	67 (20.4)
実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	594 (40.9)	32 (68.1)	16 (80.0)	35 (67.3)	16 (55.2)	88 (51.5)	172 (43.5)	82 (32.9)	40 (25.2)	113 (34.3)
ベンチマーク指標との比較	60 (4.1)	6 (12.8)	1 (5.0)	4 (7.7)	3 (10.3)	7 (4.1)	20 (5.1)	8 (3.2)	5 (3.1)	6 (1.8)
排出量が増減した理由	251 (17.3)	12 (25.5)	6 (30.0)	18 (34.6)	13 (44.8)	42 (24.6)	88 (22.3)	30 (12.0)	12 (7.5)	30 (9.1)
増減した場合の対応策	87 (6.0)	4 (8.5)	3 (15.0)	6 (11.5)	6 (20.7)	11 (6.4)	26 (6.6)	12 (4.8)	4 (2.5)	15 (4.6)
その他	36 (2.5)	2 (4.3)	5 (25.0)	1 (1.9)	1 (3.4)	8 (4.7)	7 (1.8)	1 (0.4)	0 (0.0)	11 (3.3)
不明	13 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (3.2)	1 (0.6)	4 (1.2)

３）　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」（65.8%）が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」（21.0%）、「独自様式の紙媒体により集計」（9.0%）、「独自開発の情報システムを利用」（5.0%）と続く。

図表 140　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

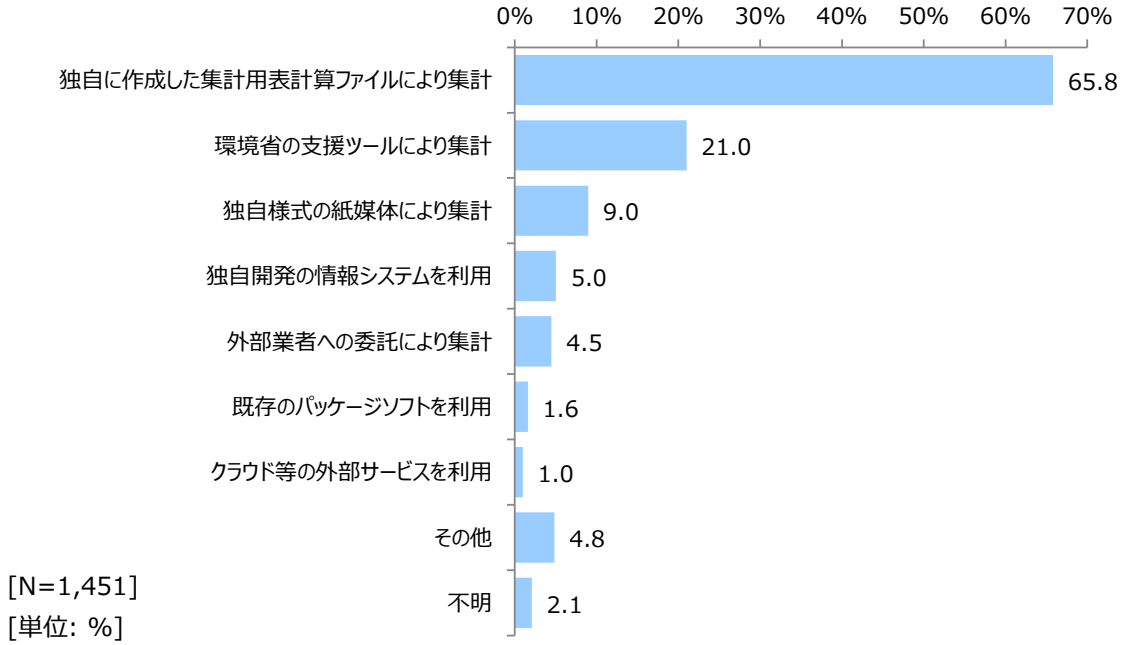

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 141　事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【団体区分別】

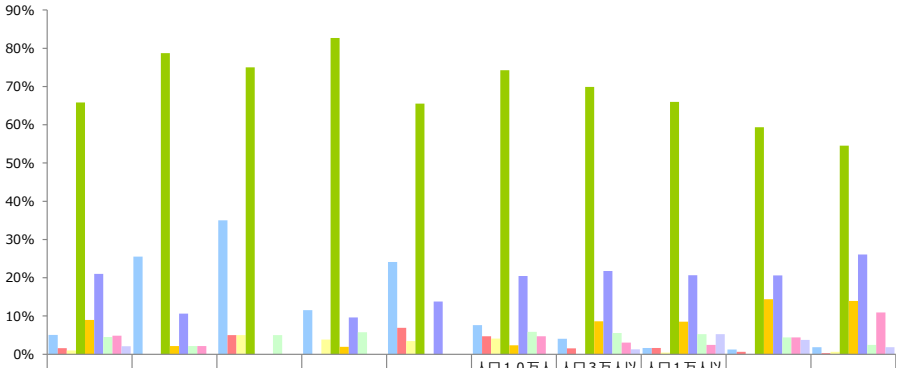

[単位：%]

	全体 (N=1,451)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=52)	施行時特例市 (N=29)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=171)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=395)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=247)	人口1万人未満の市町村 (N=160)	地方公共団体の組合 (N=330)
独自開発の情報システムを利用	5.0	25.5	35.0	11.5	24.1	7.6	4.1	1.6	1.3	1.8
既存のパッケージソフトを利用	1.6	0.0	5.0	0.0	6.9	4.7	1.5	1.6	0.6	0.3
クラウド等の外部サービスを利用	1.0	0.0	5.0	3.8	3.4	4.1	0.0	0.4	0.0	0.6
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	65.8	78.7	75.0	82.7	65.5	74.3	69.9	66.0	59.4	54.5
独自様式の紙媒体により集計	9.0	2.1	0.0	1.9	0.0	2.3	8.6	8.5	14.4	13.9
環境省の支援ツールにより集計	21.0	10.6	0.0	9.6	13.8	20.5	21.8	20.6	20.6	26.1
外部業者への委託により集計	4.5	2.1	5.0	5.8	0.0	5.8	5.6	5.3	4.4	2.4
その他	4.8	2.1	0.0	0.0	0.0	4.7	3.0	2.4	4.4	10.9
不明	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	5.3	3.8	1.8

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、上記以外の市区町村		人口3万人以上10万人未満の市区町村		人口1万人以上3万人未満の市町村		人口1万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	1,451	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	52	(100.0)	29	(100.0)	171	(100.0)	395	(100.0)	247	(100.0)	160	(100.0)	330	(100.0)
独自開発の情報システムを利用	73	(5.0)	12	(25.5)	7	(35.0)	6	(11.5)	7	(24.1)	13	(7.6)	16	(4.1)	4	(1.6)	2	(1.3)	6	(1.8)
既存のパッケージソフトを利用	23	(1.6)	0	(0.0)	1	(5.0)	0	(0.0)	2	(6.9)	8	(4.7)	6	(1.5)	4	(1.6)	1	(0.6)	1	(0.3)
クラウド等の外部サービスを利用	14	(1.0)	0	(0.0)	1	(5.0)	2	(3.8)	1	(3.4)	7	(4.1)	0	(0.0)	1	(0.4)	0	(0.0)	2	(0.6)
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	955	(65.8)	37	(78.7)	15	(75.0)	43	(82.7)	19	(65.5)	127	(74.3)	276	(69.9)	163	(66.0)	95	(59.4)	180	(54.5)
独自様式の紙媒体により集計	130	(9.0)	1	(2.1)	0	(0.0)	1	(1.9)	0	(0.0)	4	(2.3)	34	(8.6)	21	(8.5)	23	(14.4)	46	(13.9)
環境省の支援ツールにより集計	305	(21.0)	5	(10.6)	0	(0.0)	5	(9.6)	4	(13.8)	35	(20.5)	86	(21.8)	51	(20.6)	33	(20.6)	86	(26.1)
外部業者への委託により集計	65	(4.5)	1	(2.1)	1	(5.0)	3	(5.8)	0	(0.0)	10	(5.8)	22	(5.6)	13	(5.3)	7	(4.4)	8	(2.4)
その他	70	(4.8)	1	(2.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(4.7)	12	(3.0)	6	(2.4)	7	(4.4)	36	(10.9)
不明	30	(2.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(1.3)	13	(5.3)	6	(3.8)	6	(1.8)

４） 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」（50.1%）が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」（44.1%）、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」（39.8%）、「財源が不足している。」（32.5%）、「最新の技術情報や知見が不足している。」（28.4%）と続く。

図表 142　事務事業編の推進過程で困っていること

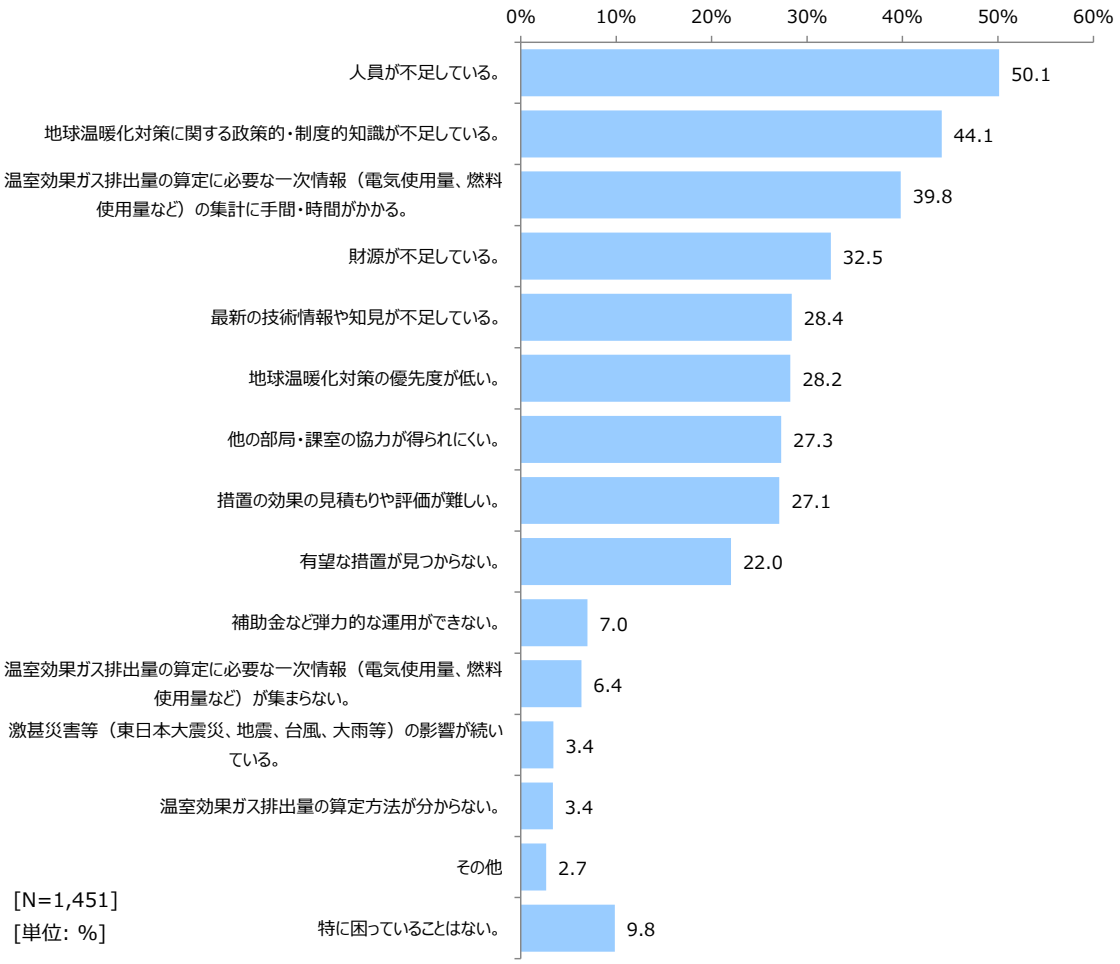

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

図表 143　事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

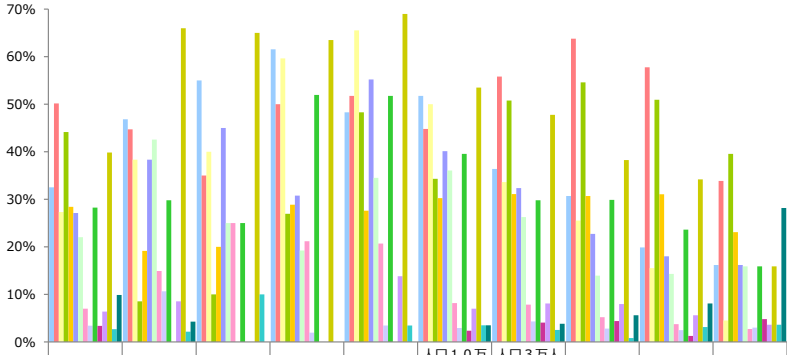

[単位：%]

	全体 (N=1,462)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=52)	施行時特例市(N=29)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=172)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=396)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=251)	人口1万人未満の市町村(N=161)	地方公共団体の組合 (N=334)
財源が不足している。	32.5	46.8	55.0	61.5	48.3	51.7	36.4	30.7	19.9	16.2
人員が不足している。	50.1	44.7	35.0	50.0	51.7	44.8	55.8	63.7	57.8	33.8
他の部局・課室の協力が得られにくい。	27.3	38.3	40.0	59.6	65.5	50.0	33.6	25.5	15.5	4.5
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	44.1	8.5	10.0	26.9	48.3	34.3	50.8	54.6	50.9	39.5
最新の技術情報や知見が不足している。	28.4	19.1	20.0	28.8	27.6	30.2	31.1	30.7	31.1	23.1
措置の効果の見積もりや評価が難しい。	27.1	38.3	45.0	30.8	55.2	40.1	32.3	22.7	18.0	16.2
有望な措置が見つからない。	22.0	42.6	25.0	19.2	34.5	36.0	26.3	13.9	14.3	15.9
補助金など弾力的な運用ができない。	7.0	14.9	25.0	21.2	20.7	8.1	7.8	5.2	3.7	2.7
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	3.4	10.6	0.0	1.9	3.4	2.9	4.3	2.8	2.5	3.0
地球温暖化対策の優先度が低い。	28.2	29.8	25.0	51.9	51.7	39.5	29.8	29.9	23.6	15.9
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	4.0	4.4	1.2	4.8
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	6.4	8.5	0.0	0.0	13.8	7.0	8.1	8.0	5.6	3.6
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	39.8	66.0	65.0	63.5	69.0	53.5	47.7	38.2	34.2	15.9
その他	2.7	2.1	10.0	0.0	3.4	3.5	2.5	0.8	3.1	3.6
特に困っていることはない。	9.8	4.3	0.0	0.0	0.0	3.5	3.8	5.6	8.1	28.1

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		区町村、人口10万人以上で上記以外の市		町村 人口3万人未満の市区		人口1万人未満の市町村		市町村 人口1万人未満の		地方公共団体の組合	
回答数	1,462	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	52	(100.0)	29	(100.0)	172	(100.0)	396	(100.0)	251	(100.0)	161	(100.0)	334	(100.0)
財源が不足している。	475	(32.5)	22	(46.8)	11	(55.0)	32	(61.5)	14	(48.3)	89	(51.7)	144	(36.4)	77	(30.7)	32	(19.9)	54	(16.2)
人員が不足している。	733	(50.1)	21	(44.7)	7	(35.0)	26	(50.0)	15	(51.7)	77	(44.8)	221	(55.8)	160	(63.7)	93	(57.8)	113	(33.8)
他の部局・課室の協力が得られにくい。	399	(27.3)	18	(38.3)	8	(40.0)	31	(59.6)	19	(65.5)	86	(50.0)	133	(33.6)	64	(25.5)	25	(15.5)	15	(4.5)
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	645	(44.1)	4	(8.5)	2	(10.0)	14	(26.9)	14	(48.3)	59	(34.3)	201	(50.8)	137	(54.6)	82	(50.9)	132	(39.5)
最新の技術情報や知見が不足している。	415	(28.4)	9	(19.1)	4	(20.0)	15	(28.8)	8	(27.6)	52	(30.2)	123	(31.1)	77	(30.7)	50	(31.1)	77	(23.1)
措置の効果の見積もりや評価が難しい。	396	(27.1)	18	(38.3)	9	(45.0)	16	(30.8)	16	(55.2)	69	(40.1)	128	(32.3)	57	(22.7)	29	(18.0)	54	(16.2)
有望な措置が見つからない。	322	(22.0)	20	(42.6)	5	(25.0)	10	(19.2)	10	(34.5)	62	(36.0)	104	(26.3)	35	(13.9)	23	(14.3)	53	(15.9)
補助金など弾力的な運用ができない。	102	(7.0)	7	(14.9)	5	(25.0)	11	(21.2)	6	(20.7)	14	(8.1)	31	(7.8)	13	(5.2)	6	(3.7)	9	(2.7)
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	50	(3.4)	5	(10.6)	0	(0.0)	1	(1.9)	1	(3.4)	5	(2.9)	17	(4.3)	7	(2.8)	4	(2.5)	10	(3.0)
地球温暖化対策の優先度が低い。	413	(28.2)	14	(29.8)	5	(25.0)	27	(51.9)	15	(51.7)	68	(39.5)	118	(29.8)	75	(29.9)	38	(23.6)	53	(15.9)
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	49	(3.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(2.3)	16	(4.0)	11	(4.4)	2	(1.2)	16	(4.8)
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	93	(6.4)	4	(8.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(13.8)	12	(7.0)	32	(8.1)	20	(8.0)	9	(5.6)	12	(3.6)
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	582	(39.8)	31	(66.0)	13	(65.0)	33	(63.5)	20	(69.0)	92	(53.5)	189	(47.7)	96	(38.2)	55	(34.2)	53	(15.9)
その他	39	(2.7)	1	(2.1)	2	(10.0)	0	(0.0)	1	(3.4)	6	(3.5)	10	(2.5)	2	(0.8)	5	(3.1)	12	(3.6)
特に困っていることはない。	144	(9.8)	2	(4.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6	(3.5)	15	(3.8)	14	(5.6)	13	(8.1)	94	(28.1)

５） 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」（52.8%）が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」（22.0%）、「公表していない。」（18.9%）、「環境審議会で公表している。」（16.9%）、「広報誌で公表している。」（11.6%）と続く。

図表 144 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

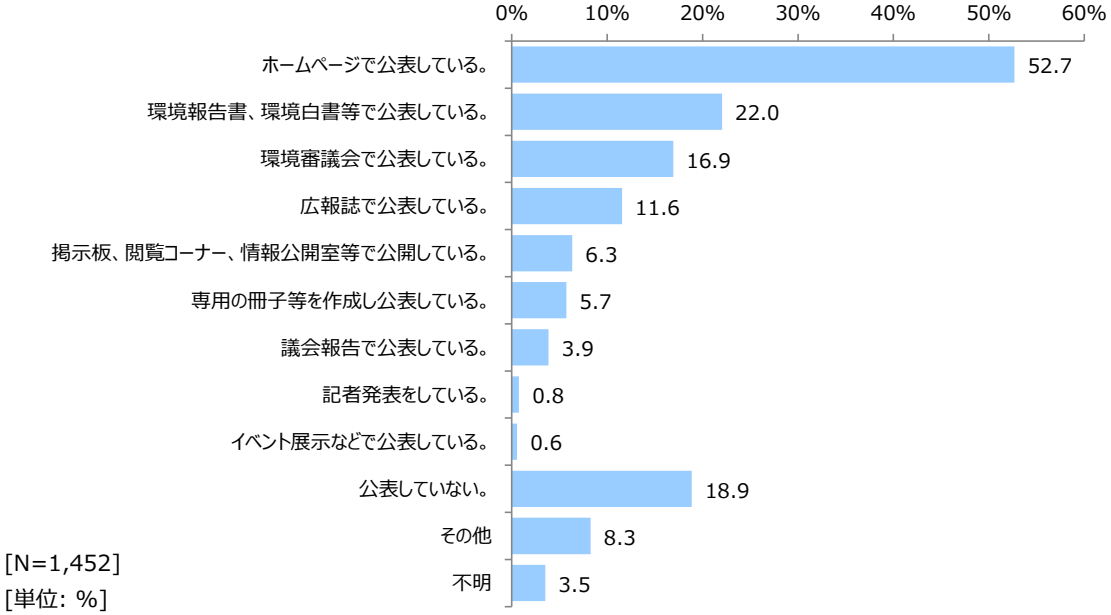

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない」の割合が高くなる傾向がある。

図表 145　事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

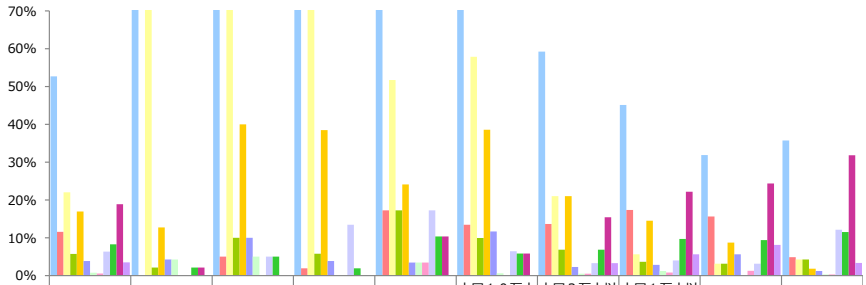

[単位：%]

	全 体 (N=1,452)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=52)	施行時特例市 (N=29)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村(N=171)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=395)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=248)	人口１万人未満の市町村 (N=160)	地方公共団体の組合 (N=330)
ホームページで公表している。	52.7	87.2	90.0	86.5	82.8	71.3	59.2	45.2	31.9	35.8
広報誌で公表している。	11.6	0.0	5.0	1.9	17.2	13.5	13.7	17.3	15.6	4.8
環境報告書、環境白書等で公表している。	22.0	78.7	75.0	73.1	51.7	57.9	21.0	5.6	3.1	4.2
専用の冊子等を作成し公表している。	5.7	2.1	10.0	5.8	17.2	9.9	6.8	3.6	3.1	4.2
環境審議会で公表している。	16.9	12.8	40.0	38.5	24.1	38.6	21.0	14.5	8.8	1.8
議会報告で公表している。	3.9	4.3	10.0	3.8	3.4	11.7	2.3	2.8	5.6	1.2
記者発表をしている。	0.8	4.3	5.0	0.0	3.4	0.6	0.5	1.2	0.0	0.3
イベント展示などで公表している。	0.6	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.5	0.8	1.3	0.3
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	6.3	0.0	5.0	13.5	17.2	6.4	3.3	4.0	3.1	12.1
その他	8.3	2.1	5.0	1.9	10.3	5.8	6.8	9.7	9.4	11.5
公表していない。	18.9	2.1	0.0	0.0	10.3	5.8	15.4	22.2	24.4	31.8
不明	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	5.6	8.1	3.3

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,452 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	395 (100.0)	248 (100.0)	160 (100.0)	330 (100.0)
ホームページで公表している。	765 (52.7)	41 (87.2)	18 (90.0)	45 (86.5)	24 (82.8)	122 (71.3)	234 (59.2)	112 (45.2)	51 (31.9)	118 (35.8)
広報誌で公表している。	168 (11.6)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	5 (17.2)	23 (13.5)	54 (13.7)	43 (17.3)	25 (15.6)	16 (4.8)
環境報告書、環境白書等で公表している。	320 (22.0)	37 (78.7)	15 (75.0)	38 (73.1)	15 (51.7)	99 (57.9)	83 (21.0)	14 (5.6)	5 (3.1)	14 (4.2)
専用の冊子等を作成し公表している。	83 (5.7)	1 (2.1)	2 (10.0)	3 (5.8)	5 (17.2)	17 (9.9)	27 (6.8)	9 (3.6)	5 (3.1)	14 (4.2)
環境審議会で公表している。	246 (16.9)	6 (12.8)	8 (40.0)	20 (38.5)	7 (24.1)	66 (38.6)	83 (21.0)	36 (14.5)	14 (8.8)	6 (1.8)
議会報告で公表している。	56 (3.9)	2 (4.3)	2 (10.0)	2 (3.8)	1 (3.4)	20 (11.7)	9 (2.3)	7 (2.8)	9 (5.6)	4 (1.2)
記者発表をしている。	11 (0.8)	2 (4.3)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	1 (0.6)	2 (0.5)	3 (1.2)	0 (0.0)	1 (0.3)
イベント展示などで公表している。	8 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	0 (0.0)	2 (0.5)	2 (0.8)	2 (1.3)	1 (0.3)
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	92 (6.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	7 (13.5)	5 (17.2)	11 (6.4)	13 (3.3)	10 (4.0)	5 (3.1)	40 (12.1)
その他	120 (8.3)	1 (2.1)	1 (5.0)	1 (1.9)	3 (10.3)	10 (5.8)	27 (6.8)	24 (9.7)	15 (9.4)	38 (11.5)
公表していない。	274 (18.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.3)	10 (5.8)	61 (15.4)	55 (22.2)	39 (24.4)	105 (31.8)
不明	51 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.3)	14 (5.6)	13 (8.1)	11 (3.3)

６） 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」（40.8%）が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」（30.6%）、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」（28.5%）、「国内機関（国や都道府県など）へ報告している。」（17.5%）、「活用していない。」（14.8%）と続く。

図表 146　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

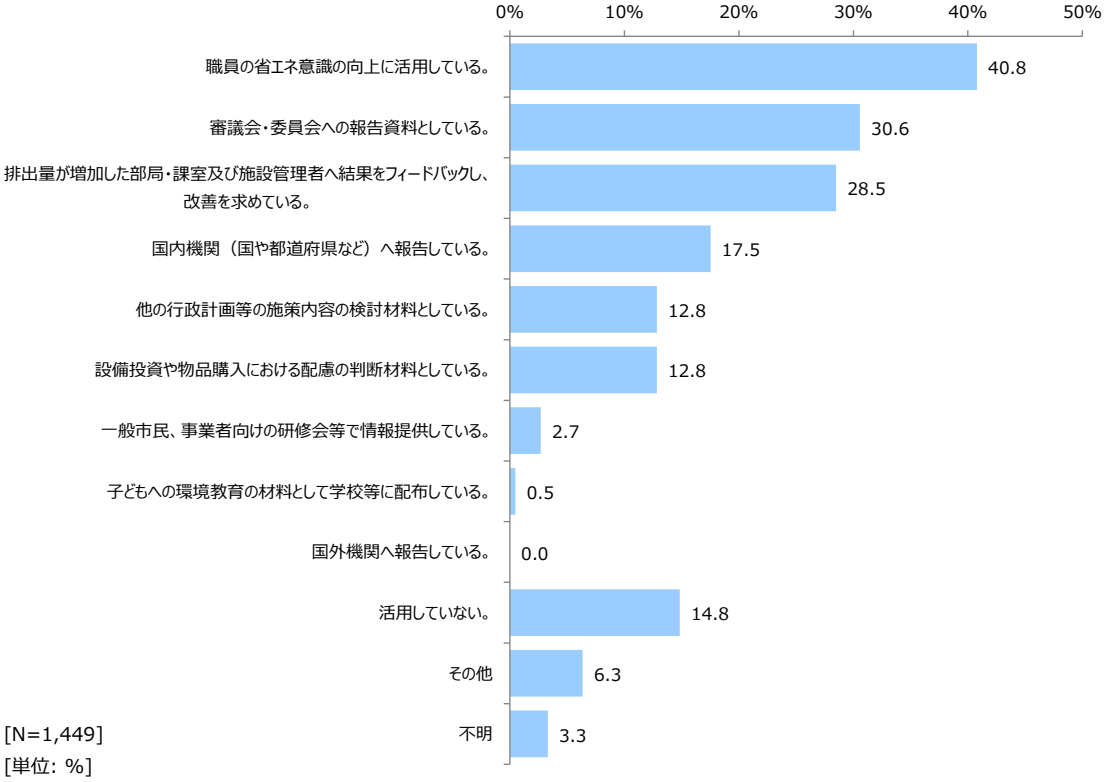

地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 147　事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

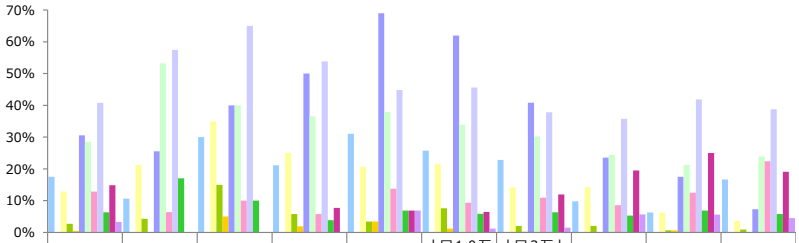

[単位：%]

	全 体 (N=1,449)	都道府県 (N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市 (N=52)	施行時特例市(N=29)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村 (N=171)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=394)	人口１万人以上３万人未満の市町村(N=246)	人口１万人未満の市町村(N=160)	地方公共団体の組合 (N=330)
国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	17.5	10.6	30.0	21.2	31.0	25.7	22.8	9.8	6.3	16.7
国外機関へ報告している。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	12.8	21.3	35.0	25.0	20.7	21.6	14.2	14.2	6.3	3.6
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	2.7	4.3	15.0	5.8	3.4	7.6	2.0	2.0	0.6	0.9
子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	0.5	0.0	5.0	1.9	3.4	1.2	0.3	0.0	0.6	0.0
審議会・委員会への報告資料としている。	30.6	25.5	40.0	50.0	69.0	62.0	40.9	23.6	17.5	7.3
排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	28.5	53.2	40.0	36.5	37.9	33.9	30.2	24.4	21.3	23.9
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	12.8	6.4	10.0	5.8	13.8	9.4	10.9	8.5	12.5	22.4
職員の省エネ意識の向上に活用している。	40.8	57.4	65.0	53.8	44.8	45.6	37.8	35.8	41.9	38.8
その他	6.3	17.0	10.0	3.8	6.9	5.8	6.3	5.3	6.9	5.8
活用していない。	14.8	0.0	0.0	7.7	6.9	6.4	11.9	19.5	25.0	19.1
不明	3.3	0.0	0.0	0.0	6.9	1.2	1.5	5.7	5.6	4.5

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口１０万人以上、町村で人口１万人以上記以外の市	町村で人口３万人未満の市区	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,449 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	171 (100.0)	394 (100.0)	246 (100.0)	160 (100.0)	330 (100.0)
国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	254 (17.5)	5 (10.6)	6 (30.0)	11 (21.2)	9 (31.0)	44 (25.7)	90 (22.8)	24 (9.8)	10 (6.3)	55 (16.7)
国外機関へ報告している。	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	186 (12.8)	10 (21.3)	7 (35.0)	13 (25.0)	6 (20.7)	37 (21.6)	56 (14.2)	35 (14.2)	10 (6.3)	12 (3.6)
一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	39 (2.7)	2 (4.3)	3 (15.0)	3 (5.8)	1 (3.4)	13 (7.6)	8 (2.0)	5 (2.0)	1 (0.6)	3 (0.9)
子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	7 (0.5)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (1.9)	1 (3.4)	2 (1.2)	1 (0.3)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)
審議会・委員会への報告資料としている。	443 (30.6)	12 (25.5)	8 (40.0)	26 (50.0)	20 (69.0)	106 (62.0)	161 (40.9)	58 (23.6)	28 (17.5)	24 (7.3)
排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	413 (28.5)	25 (53.2)	8 (40.0)	19 (36.5)	11 (37.9)	58 (33.9)	119 (30.2)	60 (24.4)	34 (21.3)	79 (23.9)
設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	186 (12.8)	3 (6.4)	2 (10.0)	3 (5.8)	4 (13.8)	16 (9.4)	43 (10.9)	21 (8.5)	20 (12.5)	74 (22.4)
職員の省エネ意識の向上に活用している。	591 (40.8)	27 (57.4)	13 (65.0)	28 (53.8)	13 (44.8)	78 (45.6)	149 (37.8)	88 (35.8)	67 (41.9)	128 (38.8)
その他	92 (6.3)	8 (17.0)	2 (10.0)	2 (3.8)	2 (6.9)	10 (5.8)	25 (6.3)	13 (5.3)	11 (6.9)	19 (5.8)
活用していない。	215 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.7)	2 (6.9)	11 (6.4)	47 (11.9)	48 (19.5)	40 (25.0)	63 (19.1)
不明	48 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.9)	2 (1.2)	6 (1.5)	14 (5.7)	9 (5.6)	15 (4.5)

７）　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価については、事務事業編の点検を行っていると回答した団体の 48.8%が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答しており、昨年度の 47.1%より 1.7%増加した。

一方、事務事業編の点検を行っていると回答した団体の 35.1%が「目標達成が困難な状況である。」と回答しており、昨年度の 29.7%より 5.4%増加した。

図表 148　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

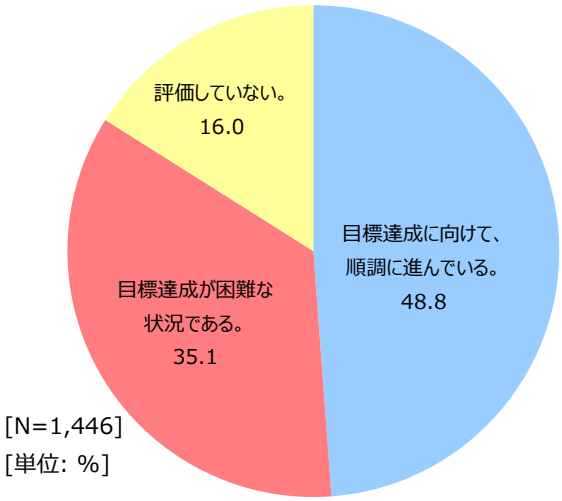

地方公共団体の区分別に見ても、区分による違いはあまり見られない。

図表 149　事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価【団体区分別】

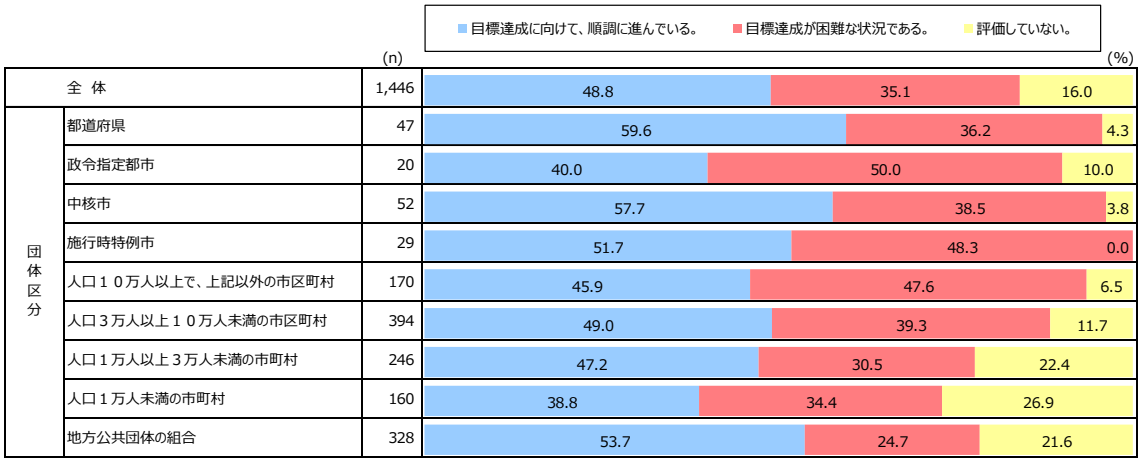

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	1,446 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	52 (100.0)	29 (100.0)	170 (100.0)	394 (100.0)	246 (100.0)	160 (100.0)	328 (100.0)
目標達成に向けて、順調に進んでいる。	706 (48.8)	28 (59.6)	8 (40.0)	30 (57.7)	15 (51.7)	78 (45.9)	193 (49.0)	116 (47.2)	62 (38.8)	176 (53.7)
目標達成が困難な状況である。	508 (35.1)	17 (36.2)	10 (50.0)	20 (38.5)	14 (48.3)	81 (47.6)	155 (39.3)	75 (30.5)	55 (34.4)	81 (24.7)
評価していない。	232 (16.0)	2 (4.3)	2 (10.0)	2 (3.8)	0 (0.0)	11 (6.5)	46 (11.7)	55 (22.4)	43 (26.9)	71 (21.6)

（８）実行計画（事務事業編）の見直し

１）　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、回答団体全体では、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」（50.8%）が最も多く、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」（16.4%）、「計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を行う予定である。」（15.1%）と続く。

図表 150　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

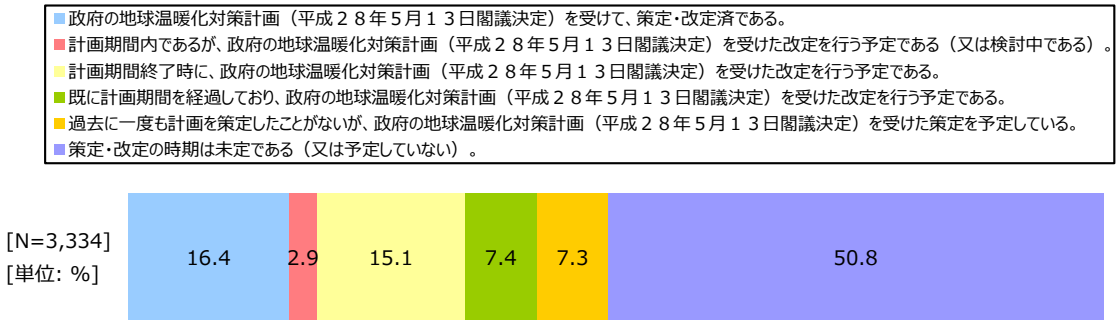

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」の割合が高くなる。

図表 151　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】

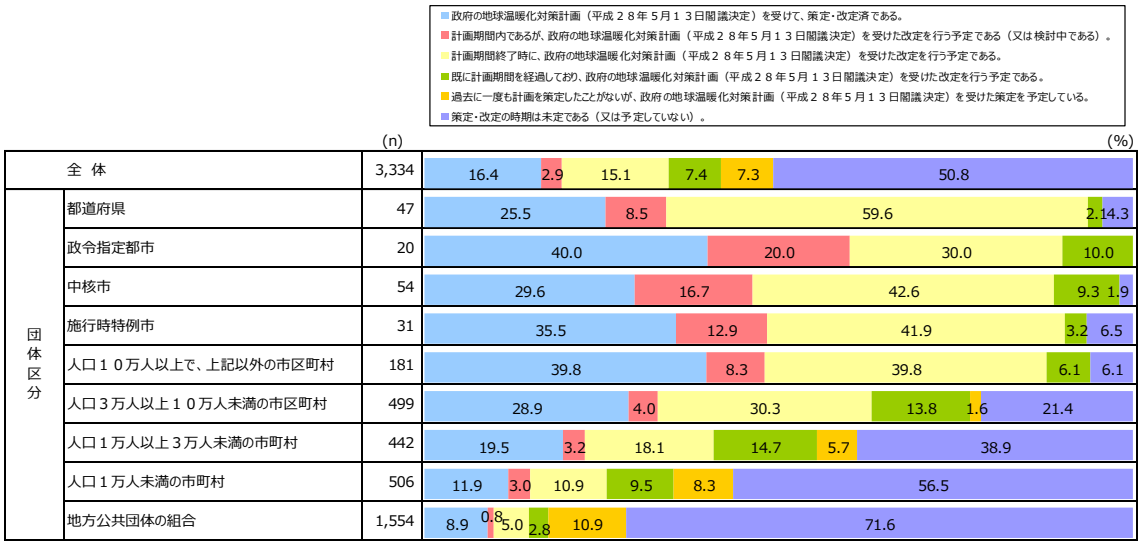

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、区町村記以外の市上		人口3万人未満の市区町村1		人口1万人未満の市町村3		人口1万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	3,334	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	181	(100.0)	499	(100.0)	442	(100.0)	506	(100.0)	1,554	(100.0)
政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	548	(16.4)	12	(25.5)	8	(40.0)	16	(29.6)	11	(35.5)	72	(39.8)	144	(28.9)	86	(19.5)	60	(11.9)	139	(8.9)
計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	97	(2.9)	4	(8.5)	4	(20.0)	9	(16.7)	4	(12.9)	15	(8.3)	20	(4.0)	14	(3.2)	15	(3.0)	12	(0.8)
計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	505	(15.1)	28	(59.6)	6	(30.0)	23	(42.6)	13	(41.9)	72	(39.8)	151	(30.3)	80	(18.1)	55	(10.9)	77	(5.0)
既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	246	(7.4)	1	(2.1)	2	(10.0)	5	(9.3)	1	(3.2)	11	(6.1)	69	(13.8)	65	(14.7)	48	(9.5)	44	(2.8)
過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成２８年５月１３日閣議決定）を受けた策定を予定している。	244	(7.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(1.6)	25	(5.7)	42	(8.3)	169	(10.9)
策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	1,694	(50.8)	2	(4.3)	0	(0.0)	1	(1.9)	2	(6.5)	11	(6.1)	107	(21.4)	172	(38.9)	286	(56.5)	1,113	(71.6)

２）　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「平成 30 年度」（25.8%）が最も多い。

図表 152　「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

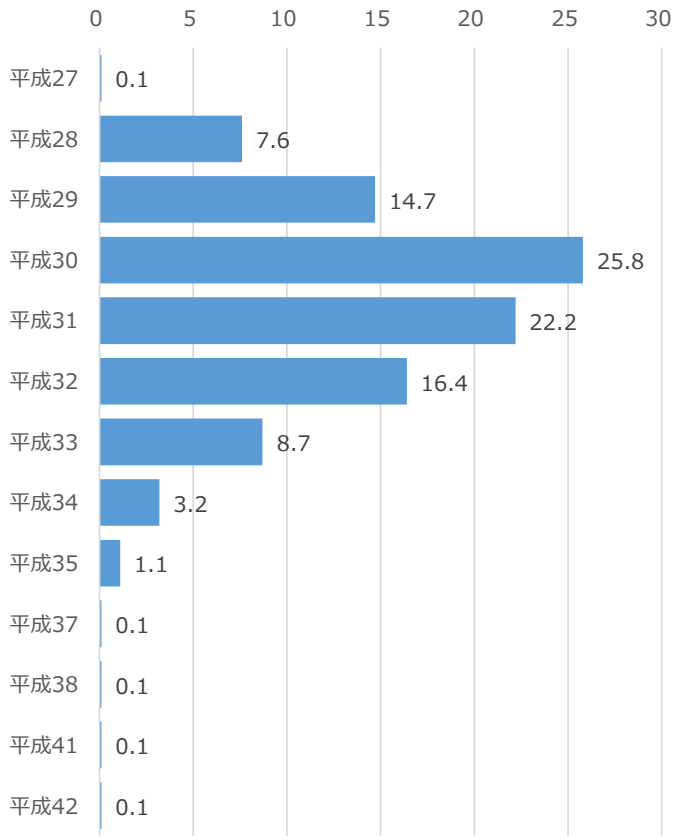

[N=1,561]
[単位：%]

N数（%）

回答数		1,561	(100.0)
平成27	2015	2	(0.1)
平成28	2016	118	(7.6)
平成29	2017	229	(14.7)
平成30	2018	402	(25.8)
平成31	2019	346	(22.2)
平成32	2020	256	(16.4)
平成33	2021	136	(8.7)
平成34	2022	50	(3.2)
平成35	2023	17	(1.1)
平成37	2025	2	(0.1)
平成38	2026	1	(0.1)
平成41	2029	1	(0.1)
平成42	2030	1	(0.1)

３） 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 10.8%である。

図表 153 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

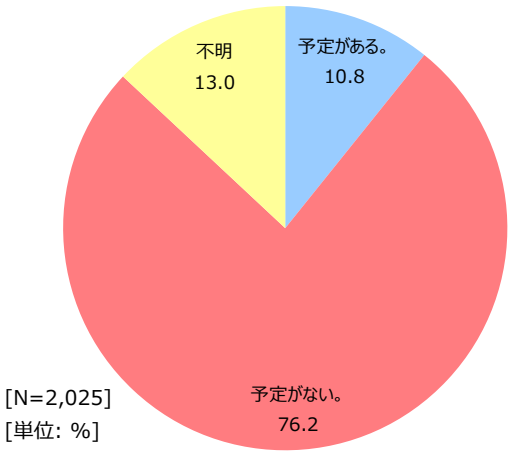

地方公共団体の区分別に見ると、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体が相対的に多いのは、政令指定都市及び施行時特例市である。

図表 154 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

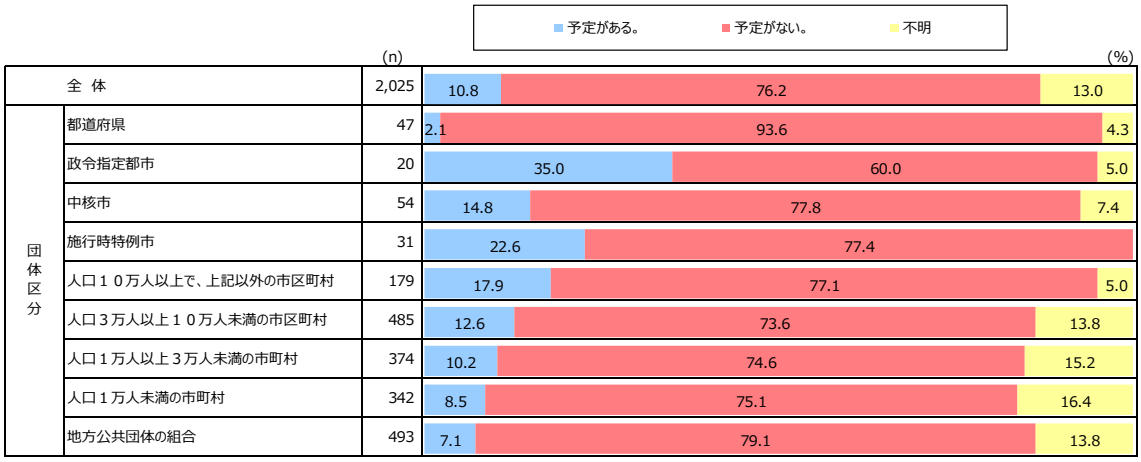

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村	人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	2,025 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	179 (100.0)	485 (100.0)	374 (100.0)	342 (100.0)	493 (100.0)
予定がある。	218 (10.8)	1 (2.1)	7 (35.0)	8 (14.8)	7 (22.6)	32 (17.9)	61 (12.6)	38 (10.2)	29 (8.5)	35 (7.1)
予定がない。	1,543 (76.2)	44 (93.6)	12 (60.0)	42 (77.8)	24 (77.4)	138 (77.1)	357 (73.6)	279 (74.6)	257 (75.1)	390 (79.1)
不明	264 (13.0)	2 (4.3)	1 (5.0)	4 (7.4)	0 (0.0)	9 (5.0)	67 (13.8)	57 (15.2)	56 (16.4)	68 (13.8)

４） 事務事業編の中間見直しの予定年度

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「平成 31 年度」（25.0%）、「平成 30 年度」（24.0%）、「平成 32 年度」（15.1%）の順で多い。

図表 155 事務事業編の中間見直しの予定年度

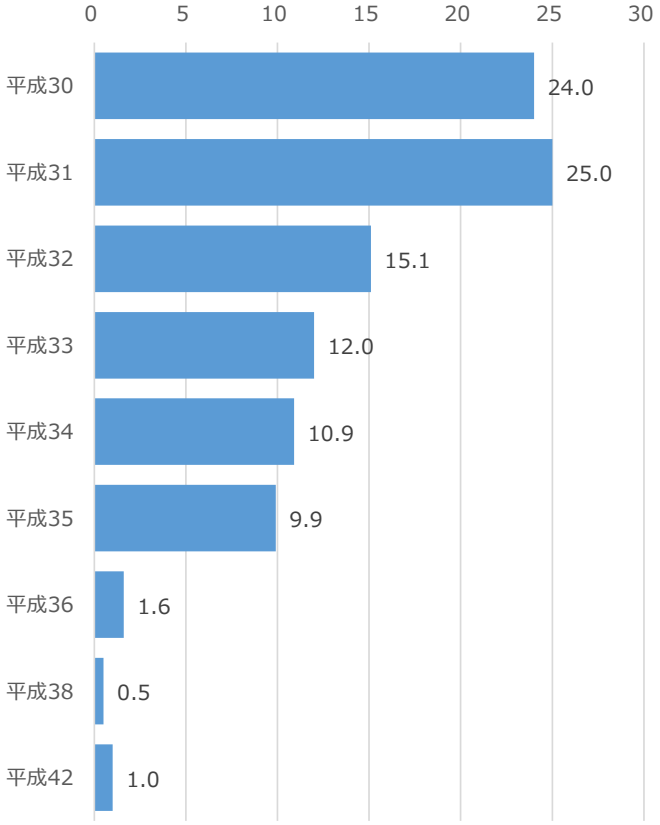

[N=192]
[単位：%]

N数（%）

回答数		192	(100.0)
平成30	2018	46	(24.0)
平成31	2019	48	(25.0)
平成32	2020	29	(15.1)
平成33	2021	23	(12.0)
平成34	2022	21	(10.9)
平成35	2023	19	(9.9)
平成36	2024	3	(1.6)
平成38	2026	1	(0.5)
平成42	2030	2	(1.0)

５） 事務事業編における中間見直しの対象

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は87.7%である。

どの団体区分においても、大部分の団体が「目標」を中間見直しの対象としている。

図表 156 事務事業編における中間見直しの対象
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

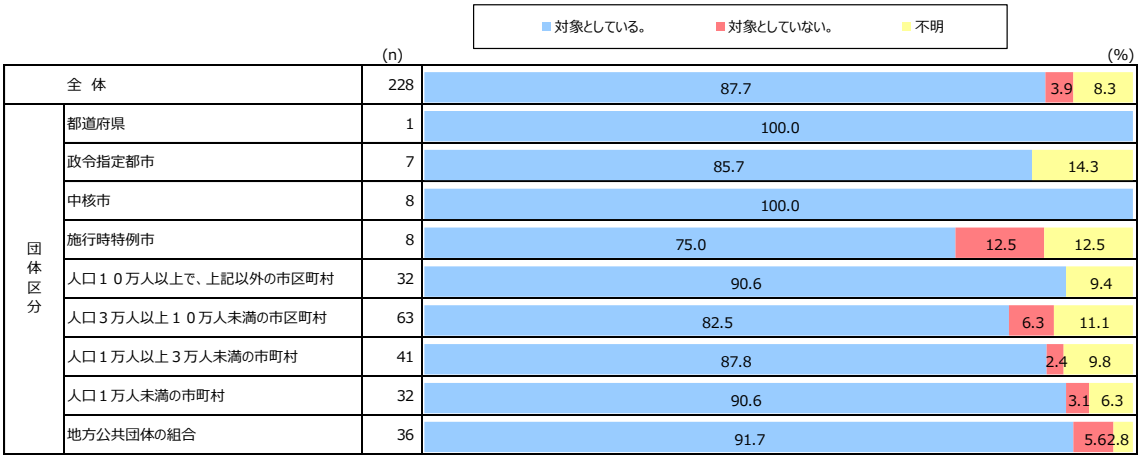

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	228 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	32 (100.0)	63 (100.0)	41 (100.0)	32 (100.0)	36 (100.0)
対象としている。	200 (87.7)	1 (100.0)	6 (85.7)	8 (100.0)	6 (75.0)	29 (90.6)	52 (82.5)	36 (87.8)	29 (90.6)	33 (91.7)
対象としていない。	9 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	4 (6.3)	1 (2.4)	1 (3.1)	2 (5.6)
不明	19 (8.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (12.5)	3 (9.4)	7 (11.1)	4 (9.8)	2 (6.3)	1 (2.8)

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は 76.3%である。

どの団体区分においても、最低でも６割以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

図表 157　事務事業編における中間見直しの対象
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

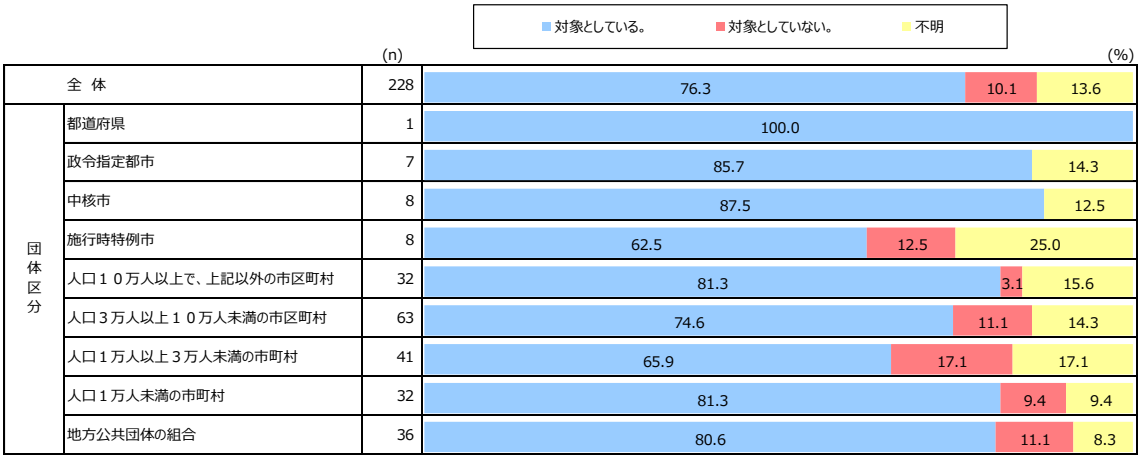

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	228 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	32 (100.0)	63 (100.0)	41 (100.0)	32 (100.0)	36 (100.0)
対象としている。	174 (76.3)	1 (100.0)	6 (85.7)	7 (87.5)	5 (62.5)	26 (81.3)	47 (74.6)	27 (65.9)	26 (81.3)	29 (80.6)
対象としていない。	23 (10.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (3.1)	7 (11.1)	7 (17.1)	3 (9.4)	4 (11.1)
不明	31 (13.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (12.5)	2 (25.0)	5 (15.6)	9 (14.3)	7 (17.1)	3 (9.4)	3 (8.3)

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は 64.9%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

どの団体区分においても、過半数以上の団体が「管理」を中間見直しの対象としている一方、対象としていない団体も１～２割存在する。

図表 158　事務事業編における中間見直しの対象
(3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

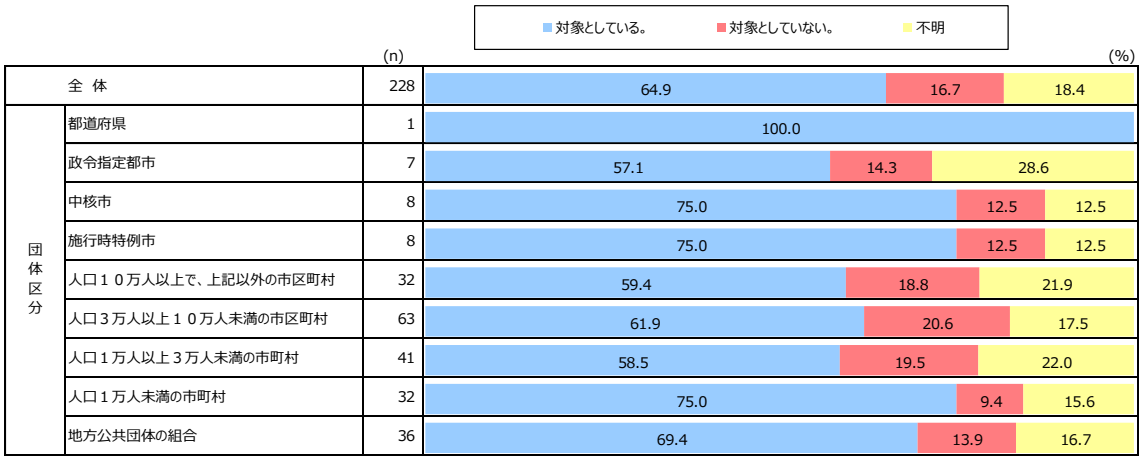

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	228 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	32 (100.0)	63 (100.0)	41 (100.0)	32 (100.0)	36 (100.0)
対象としている。	148 (64.9)	1 (100.0)	4 (57.1)	6 (75.0)	6 (75.0)	19 (59.4)	39 (61.9)	24 (58.5)	24 (75.0)	25 (69.4)
対象としていない。	38 (16.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (12.5)	1 (12.5)	6 (18.8)	13 (20.6)	8 (19.5)	3 (9.4)	5 (13.9)
不明	42 (18.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (12.5)	1 (12.5)	7 (21.9)	11 (17.5)	9 (22.0)	5 (15.6)	6 (16.7)

（９）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

１）　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）」（55.3%）が最も多く、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」（48.9%）、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」（44.7%）と続く。

図表 159　「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

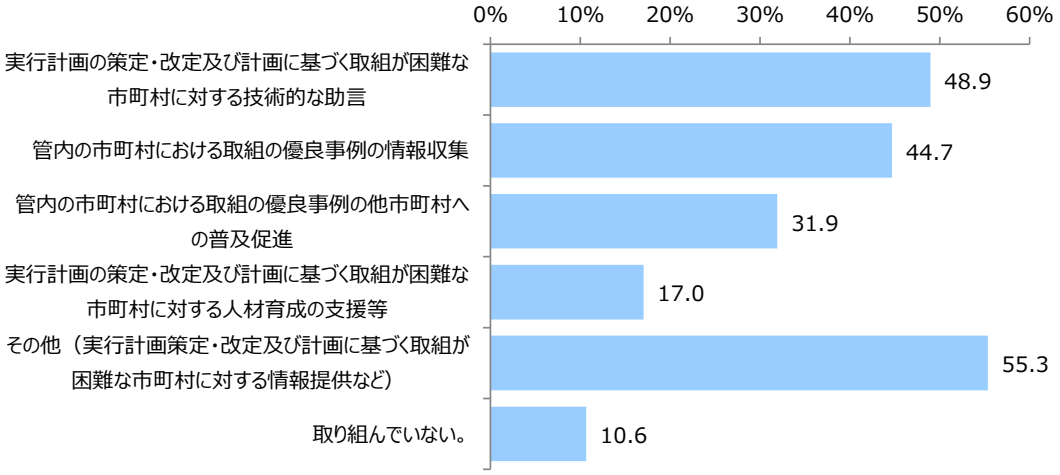

[N=47]
[単位: %]

		回答数	%
	都道府県全体	47	100.0
1	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	21	44.7
2	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	15	31.9
3	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	23	48.9
4	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	8	17.0
5	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）	26	55.3
6	取り組んでいない。	5	10.6

２） 市町村に対する支援を行っていない理由

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が４つあり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）。」が１団体、「その他」が３団体であった。後者のうち２団体は、自由回答にその内容を具体的に記述しており、それは「管内に取り組みが困難な市町が無く、取り組みを求められていないため。」「管内の市町村からの要望がないため。」というものであった。

図表 160　市町村に対する支援を行っていない理由

		回答数	%
	都道府県全体	4	100.0
1	日常業務で忙しく、時間をとることができない	0	0.0
2	知識・情報が足りない	0	0.0
3	問合せに対応する人材が明確になっていない	0	0.0
4	市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）	1	25.0
5	その他	3	75.0

（１０）算定対象となる施設の把握

１）　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」（33.2%）が最も多く、「不明」（27.2%）、「活用することを考えていない。」（18.4%）と続く。

図表 161　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

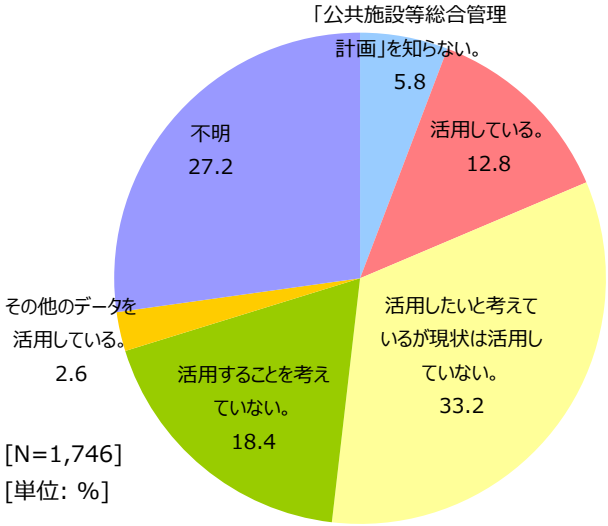

地方公共団体の区分別に見ると、活用していたり、活用意欲のある団体は、中核市及び施行時特例市に多い。

図表 162　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【団体区分別】

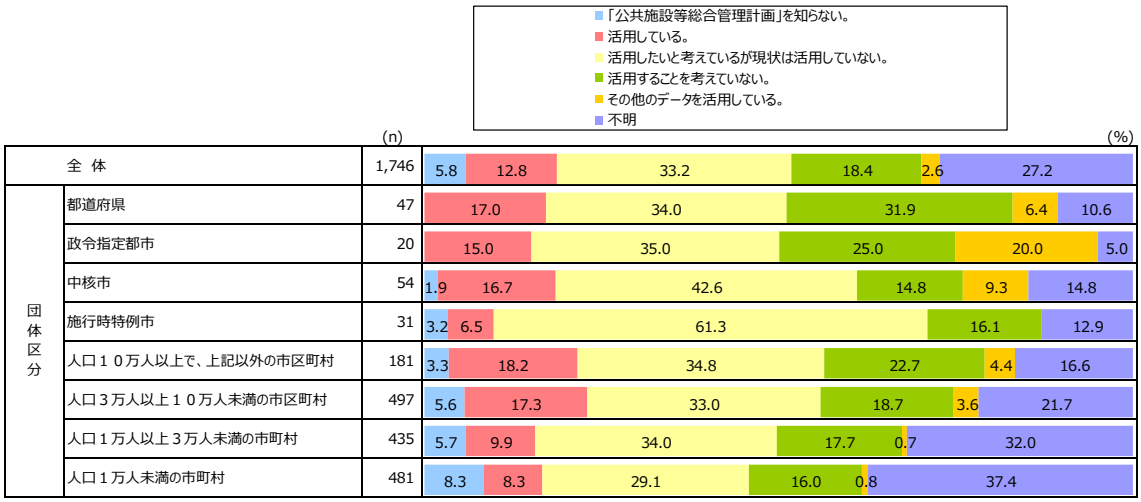

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上の市（区、町、村を除く）	人口3万人以上10万人未満の市町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村
回答数	1,746 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	435 (100.0)	481 (100.0)
「公共施設等総合管理計画」を知らない。	101 (5.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	6 (3.3)	28 (5.6)	25 (5.7)	40 (8.3)
活用している。	224 (12.8)	8 (17.0)	3 (15.0)	9 (16.7)	2 (6.5)	33 (18.2)	86 (17.3)	43 (9.9)	40 (8.3)
活用したいと考えているが現状は活用していない。	580 (33.2)	16 (34.0)	7 (35.0)	23 (42.6)	19 (61.3)	63 (34.8)	164 (33.0)	148 (34.0)	140 (29.1)
活用することを考えていない。	321 (18.4)	15 (31.9)	5 (25.0)	8 (14.8)	5 (16.1)	41 (22.7)	93 (18.7)	77 (17.7)	77 (16.0)
その他のデータを活用している。	45 (2.6)	3 (6.4)	4 (20.0)	5 (9.3)	0 (0.0)	8 (4.4)	18 (3.6)	3 (0.7)	4 (0.8)
不明	475 (27.2)	5 (10.6)	1 (5.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	30 (16.6)	108 (21.7)	139 (32.0)	180 (37.4)

２）　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」（31.0%）が最も多く、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため。」(21.2%)、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」（14.6%）と続く。

図表 163　「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

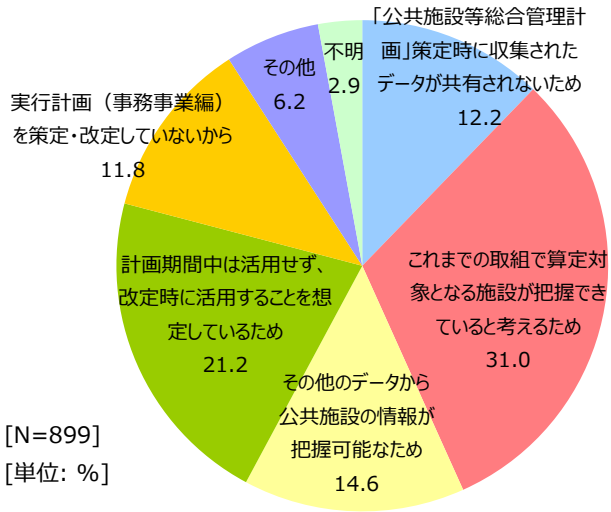

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」の割合が高く、小規模な団体では「実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから。」の割合が高い。

図表 164「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由【団体区分別】

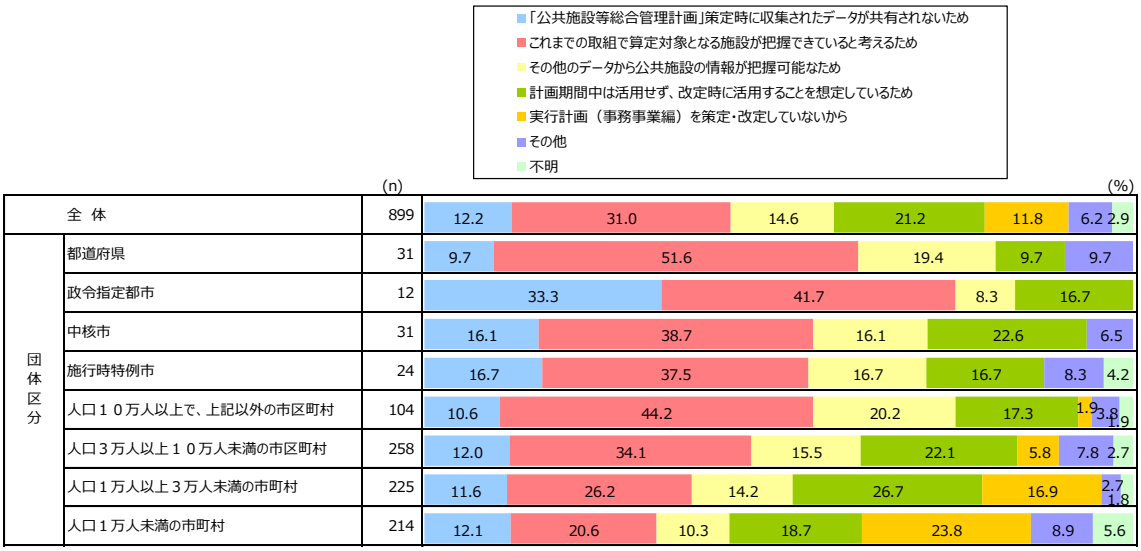

N数（%）

	全体		団体区分													
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、上記以外の市区町村		人口3万人以上10万人未満の市区町村		人口1万人以上3万人未満の市町村		人口1万人未満の市町村	
回答数	899	(100.0)	31	(100.0)	12	(100.0)	31	(100.0)	24	(100.0)	104	(100.0)	258	(100.0)	225	(100.0)	214	(100.0)
「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	110	(12.2)	3	(9.7)	4	(33.3)	5	(16.1)	4	(16.7)	11	(10.6)	31	(12.0)	26	(11.6)	26	(12.1)
これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	279	(31.0)	16	(51.6)	5	(41.7)	12	(38.7)	9	(37.5)	46	(44.2)	88	(34.1)	59	(26.2)	44	(20.6)
その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため	131	(14.6)	6	(19.4)	1	(8.3)	5	(16.1)	4	(16.7)	21	(20.2)	40	(15.5)	32	(14.2)	22	(10.3)
計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	191	(21.2)	3	(9.7)	2	(16.7)	7	(22.6)	4	(16.7)	18	(17.3)	57	(22.1)	60	(26.7)	40	(18.7)
実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	106	(11.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.9)	15	(5.8)	38	(16.9)	51	(23.8)
その他	56	(6.2)	3	(9.7)	0	(0.0)	2	(6.5)	2	(8.3)	4	(3.8)	20	(7.8)	6	(2.7)	19	(8.9)
不明	26	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(4.2)	2	(1.9)	7	(2.7)	4	(1.8)	12	(5.6)

３） 建物台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況は、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している。」(46.2%) が最も多く、「不明」(27.9%)、「建物台帳は作成していない。」（15.7%）と続く。

図表 165　建物台帳の作成状況

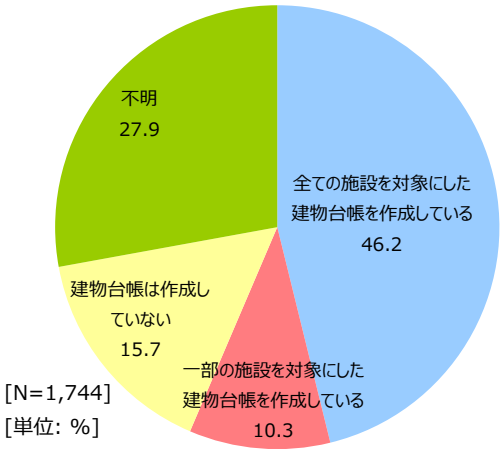

地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が小さくなるほど、建物台帳の作成率は低くなる。

図表 166　建物台帳の作成状況【団体区分別】

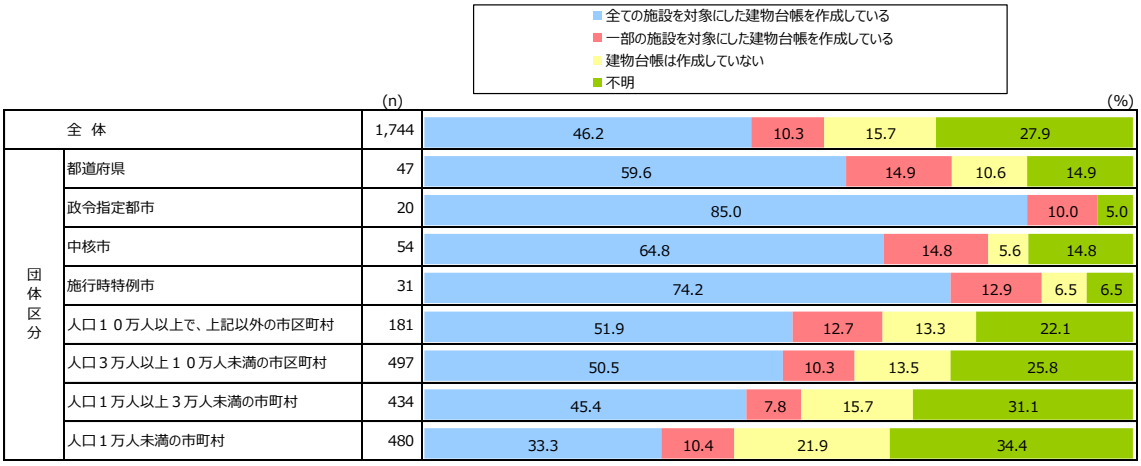

N数（%）

	全体		団体区分							
			都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村
回答数	1,744	(100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	181 (100.0)	497 (100.0)	434 (100.0)	480 (100.0)
全ての施設を対象にした建物台帳を作成している	805	(46.2)	28 (59.6)	17 (85.0)	35 (64.8)	23 (74.2)	94 (51.9)	251 (50.5)	197 (45.4)	160 (33.3)
一部の施設を対象にした建物台帳を作成している	179	(10.3)	7 (14.9)	2 (10.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	23 (12.7)	51 (10.3)	34 (7.8)	50 (10.4)
建物台帳は作成していない	274	(15.7)	5 (10.6)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.5)	24 (13.3)	67 (13.5)	68 (15.7)	105 (21.9)
不明	486	(27.9)	7 (14.9)	1 (5.0)	8 (14.8)	2 (6.5)	40 (22.1)	128 (25.8)	135 (31.1)	165 (34.4)

４） 設備台帳の作成状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況は、「設備台帳は作成していない。」（39.5%）が最も多く、「不明」（31.4%）、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」（15.4%）と続く。

図表 167　設備台帳の作成状況

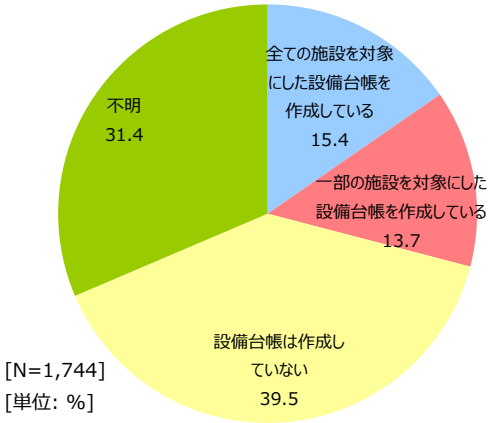

地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高くなる。なお、施行時特例市より規模の小さな団体においては、団体類型による作成率の違いはあまりない。

図表 168　設備台帳の作成状況【団体区分別】

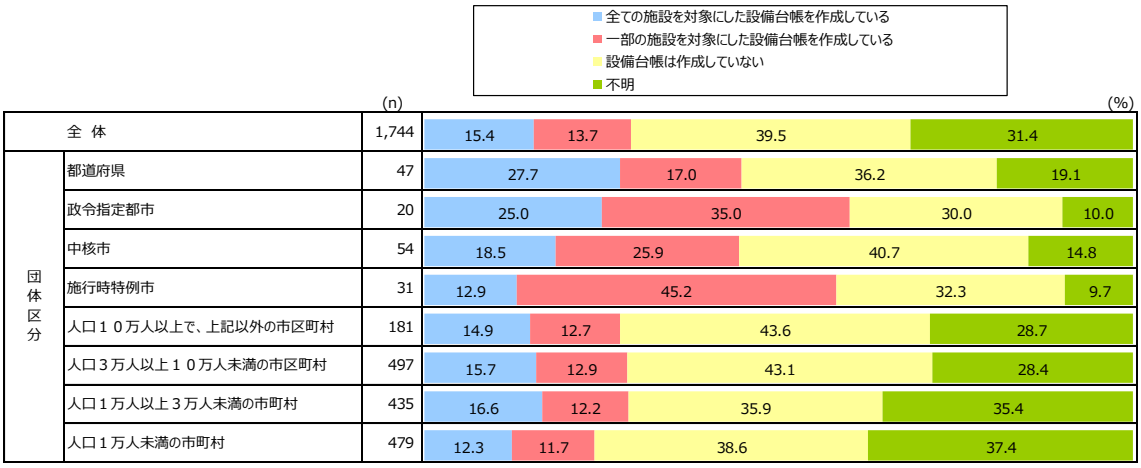

N数（%）

	全体		団体区分													
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口10万人以上で、上記以外の市区町村		人口3万人以上10万人未満の市区町村		人口1万人以上3万人未満の市町村		人口1万人未満の市町村	
回答数	1,744	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	31	(100.0)	181	(100.0)	497	(100.0)	435	(100.0)	479	(100.0)
全ての施設を対象にした設備台帳を作成している	268	(15.4)	13	(27.7)	5	(25.0)	10	(18.5)	4	(12.9)	27	(14.9)	78	(15.7)	72	(16.6)	59	(12.3)
一部の施設を対象にした設備台帳を作成している	239	(13.7)	8	(17.0)	7	(35.0)	14	(25.9)	14	(45.2)	23	(12.7)	64	(12.9)	53	(12.2)	56	(11.7)
設備台帳は作成していない	689	(39.5)	17	(36.2)	6	(30.0)	22	(40.7)	10	(32.3)	79	(43.6)	214	(43.1)	156	(35.9)	185	(38.6)
不明	548	(31.4)	9	(19.1)	2	(10.0)	8	(14.8)	3	(9.7)	52	(28.7)	141	(28.4)	154	(35.4)	179	(37.4)

５） 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「不明」（40.5%）が最も多く、「Excel で管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.4%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（12.4%）と続く。

図表 169　公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

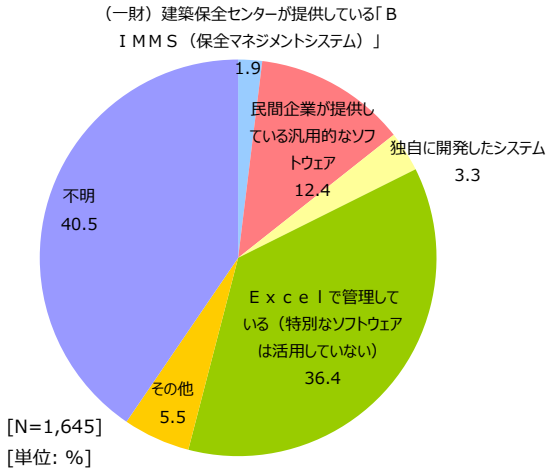

地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excel で管理している（特別なソフトウェアは活用していない）。」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 170　公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム【団体区分別】

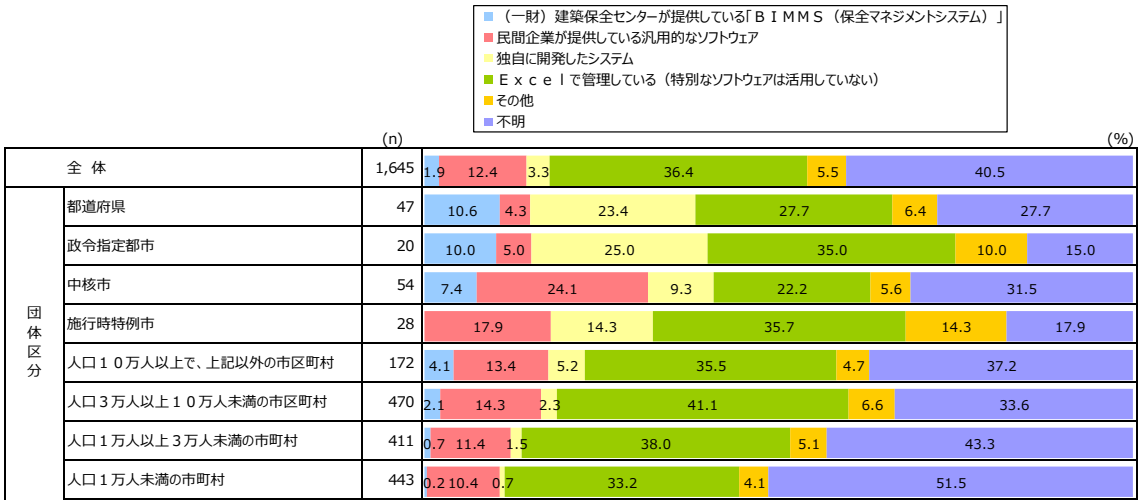

N数（%）

	全体		団体区分											
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人未満の市区町村		人口１万人以上３万人未満の市町村		人口１万人未満の市町村	
回答数	1,645	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	28	(100.0)	172	(100.0)	470	(100.0)	411	(100.0)	443	(100.0)
（一財）建築保全センターが提供している「ＢＩＭＭＳ（保全マネジメントシステム）」	32	(1.9)	5	(10.6)	2	(10.0)	4	(7.4)	0	(0.0)	7	(4.1)	10	(2.1)	3	(0.7)	1	(0.2)
民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	204	(12.4)	2	(4.3)	1	(5.0)	13	(24.1)	5	(17.9)	23	(13.4)	67	(14.3)	47	(11.4)	46	(10.4)
独自に開発したシステム	54	(3.3)	11	(23.4)	5	(25.0)	5	(9.3)	4	(14.3)	9	(5.2)	11	(2.3)	6	(1.5)	3	(0.7)
Ｅｘｃｅｌで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）	599	(36.4)	13	(27.7)	7	(35.0)	12	(22.2)	10	(35.7)	61	(35.5)	193	(41.1)	156	(38.0)	147	(33.2)
その他	90	(5.5)	3	(6.4)	2	(10.0)	3	(5.6)	4	(14.3)	8	(4.7)	31	(6.6)	21	(5.1)	18	(4.1)
不明	666	(40.5)	13	(27.7)	3	(15.0)	17	(31.5)	5	(17.9)	64	(37.2)	158	(33.6)	178	(43.3)	228	(51.5)

（１１）地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設

１）　事務事業編の対象施設の有無

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が多い施設・設備種別は、「庁舎等」（90.1%）、「学校」（82.1%）である。

対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く。）」（57.3%）、「屋外照明」（50.6%）、「信号機」（40.3%）である。

保有していない団体が多い施設・設備種別は、「その他供給施設」（78.7%）、「児童福祉施設」（64.9%）、「保養施設」（63.1%）である。

図表 171　事務事業編の対象施設の有無

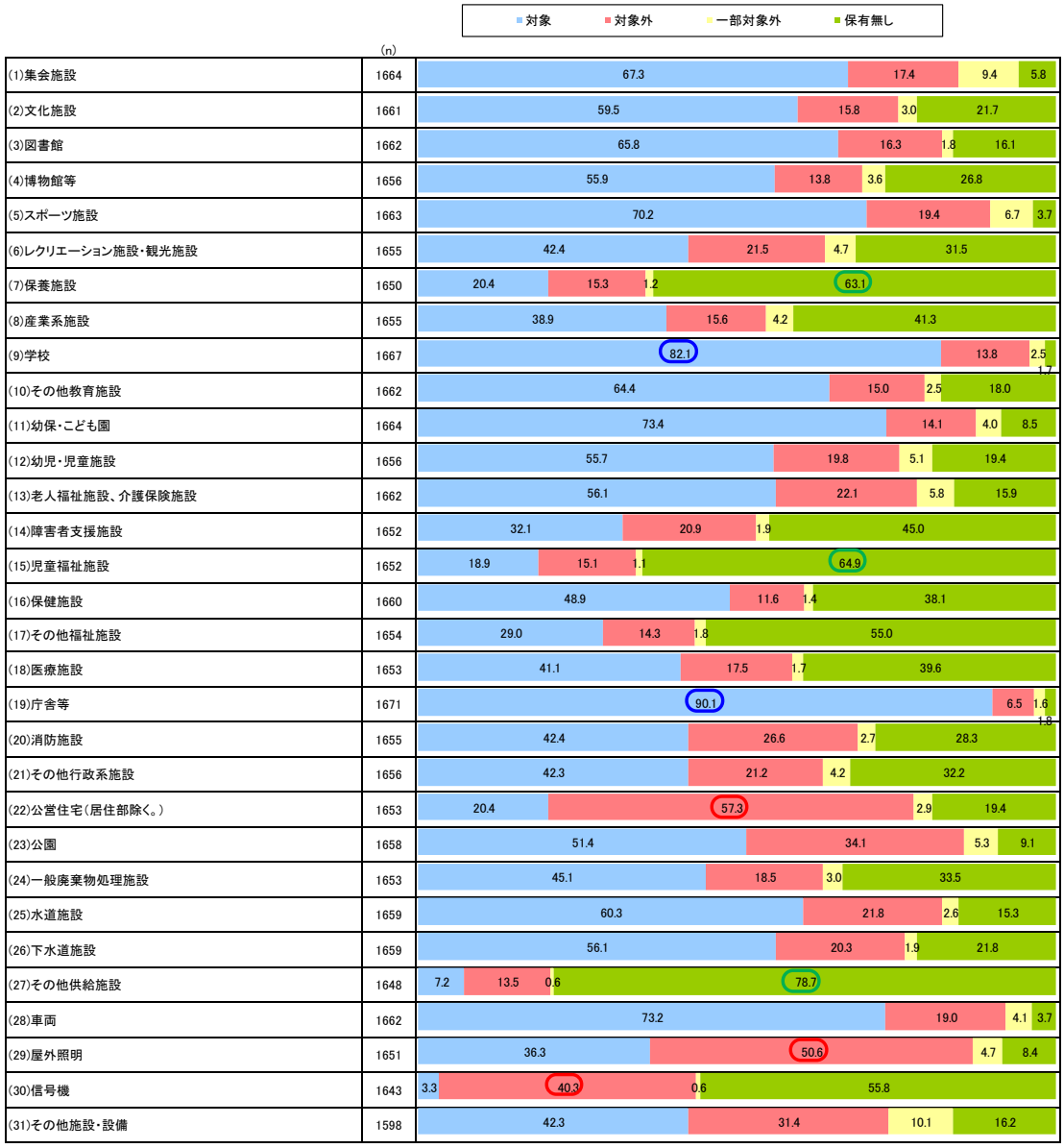

[上段：N数、下段：%]

	回答数	対象	対象外	一部対象外	保有無し
(1)集会施設	1,664 (100.0)	1120 (67.3)	290 (17.4)	157 (9.4)	97 (5.8)
(2)文化施設	1,661 (100.0)	988 (59.5)	263 (15.8)	49 (3.0)	361 (21.7)
(3)図書館	1,662 (100.0)	1093 (65.8)	271 (16.3)	30 (1.8)	268 (16.1)
(4)博物館等	1,656 (100.0)	926 (55.9)	228 (13.8)	59 (3.6)	443 (26.8)
(5)スポーツ施設	1,663 (100.0)	1168 (70.2)	323 (19.4)	111 (6.7)	61 (3.7)
(6)レクリエーション施設・観光施設	1,655 (100.0)	701 (42.4)	355 (21.5)	78 (4.7)	521 (31.5)
(7)保養施設	1,650 (100.0)	336 (20.4)	253 (15.3)	20 (1.2)	1041 (63.1)
(8)産業系施設	1,655 (100.0)	644 (38.9)	259 (15.6)	69 (4.2)	683 (41.3)
(9)学校	1,667 (100.0)	1368 (82.1)	230 (13.8)	41 (2.5)	28 (1.7)
(10)その他教育施設	1,662 (100.0)	1071 (64.4)	250 (15.0)	42 (2.5)	299 (18.0)
(11)幼保・こども園	1,664 (100.0)	1222 (73.4)	234 (14.1)	66 (4.0)	142 (8.5)
(12)幼児・児童施設	1,656 (100.0)	923 (55.7)	328 (19.8)	84 (5.1)	321 (19.4)
(13)老人福祉施設、介護保険施設	1,662 (100.0)	933 (56.1)	368 (22.1)	96 (5.8)	265 (15.9)
(14)障害者支援施設	1,652 (100.0)	530 (32.1)	346 (20.9)	32 (1.9)	744 (45.0)
(15)児童福祉施設	1,652 (100.0)	312 (18.9)	250 (15.1)	18 (1.1)	1072 (64.9)
(16)保健施設	1,660 (100.0)	812 (48.9)	192 (11.6)	24 (1.4)	632 (38.1)
(17)その他福祉施設	1,654 (100.0)	479 (29.0)	237 (14.3)	29 (1.8)	909 (55.0)
(18)医療施設	1,653 (100.0)	680 (41.1)	290 (17.5)	28 (1.7)	655 (39.6)
(19)庁舎等	1,671 (100.0)	1505 (90.1)	109 (6.5)	27 (1.6)	30 (1.8)
(20)消防施設	1,655 (100.0)	702 (42.4)	440 (26.6)	45 (2.7)	468 (28.3)
(21)その他行政系施設	1,656 (100.0)	701 (42.3)	351 (21.2)	70 (4.2)	534 (32.2)
(22)公営住宅（居住部除く。）	1,653 (100.0)	338 (20.4)	947 (57.3)	48 (2.9)	320 (19.4)
(23)公園	1,658 100.0	853 51.4	566 34.1	88 5.3	151 9.1
(24)一般廃棄物処理施設	1,653 (100.0)	745 (45.1)	305 (18.5)	50 (3.0)	553 (33.5)
(25)水道施設	1,659 (100.0)	1001 (60.3)	361 (21.8)	43 (2.6)	254 (15.3)
(26)下水道施設	1,659 (100.0)	930 (56.1)	337 (20.3)	31 (1.9)	361 (21.8)
(27)その他供給施設	1,648 (100.0)	119 (7.2)	222 (13.5)	10 (0.6)	1297 (78.7)
(28)車両	1,662 (100.0)	1217 (73.2)	315 (19.0)	68 (4.1)	62 (3.7)
(29)屋外照明	1,651 (100.0)	600 (36.3)	835 (50.6)	77 (4.7)	139 (8.4)
(30)信号機	1,643 (100.0)	54 (3.3)	662 (40.3)	10 (0.6)	917 (55.8)
(31)その他施設・設備	1,598 (100.0)	676 (42.3)	502 (31.4)	161 (10.1)	259 (16.2)

２） 事務事業編の対象施設・設備数

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「公園」（36.4 施設）が最も多く、「学校」（22.6 施設）、「公営住宅（居住部除く。）」（20.7 施設）と続く。

図表 172　事務事業編の対象施設数の平均値

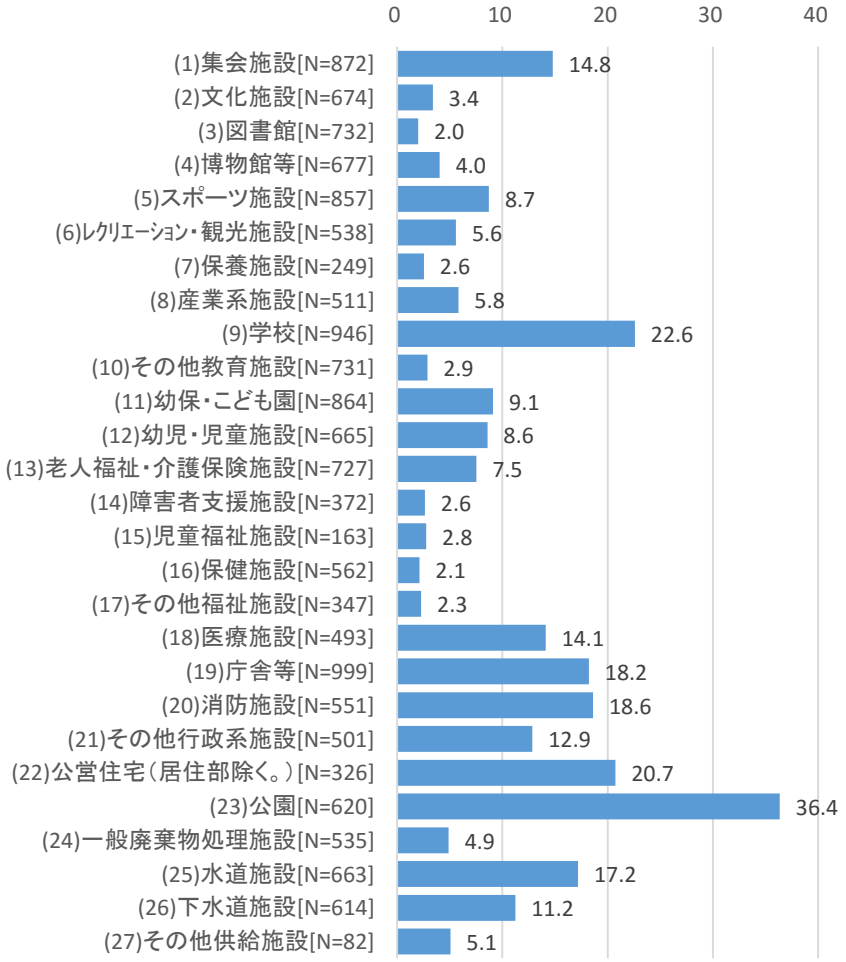

[単位：施設]

図表 173　事務事業編の対象設備数の平均値

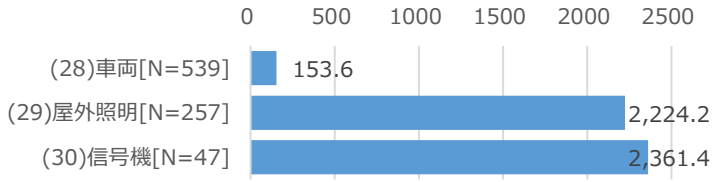

[単位：設備]

３） 施設種別毎の「延床面積」

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「学校」（194,295 ㎡）が最も大きく、「公園」（119,613 ㎡）、「下水道施設」（104,704 ㎡）と続く。

図表 174 施設類型毎の「延床面積」の平均値

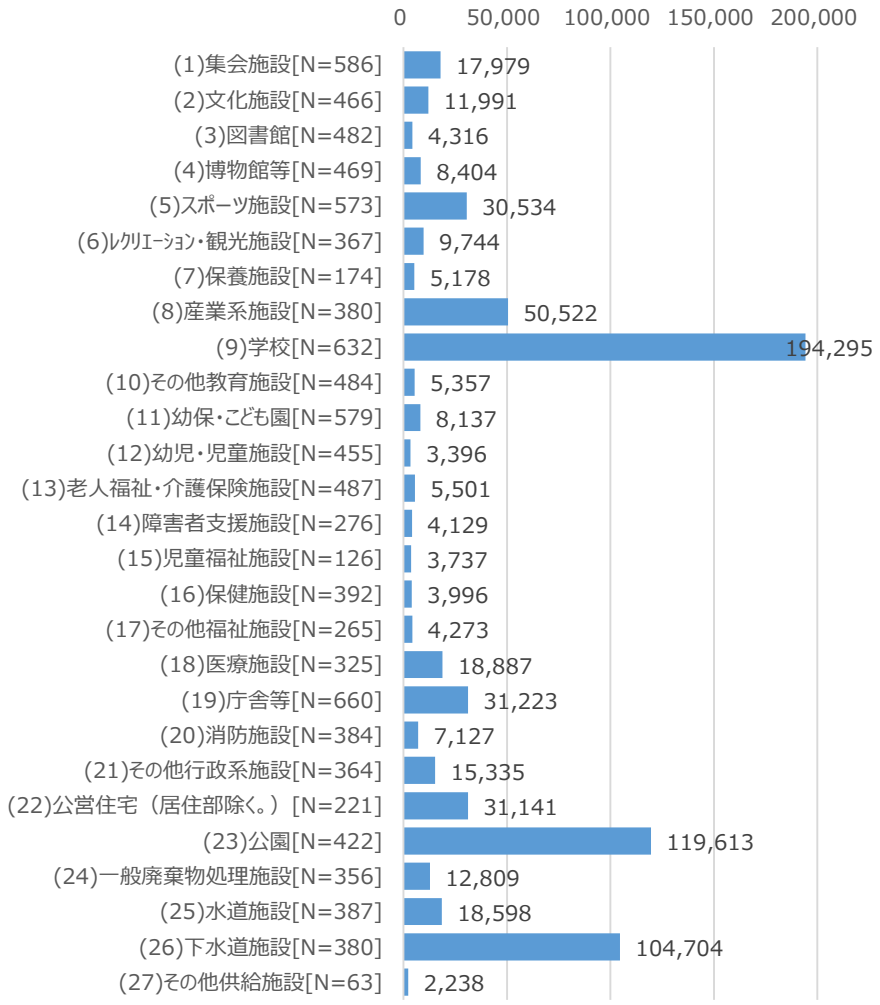

[単位：㎡]

４） 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」

都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「一般廃棄物処理施設」（8,249t）が最も多く、「下水道施設」（7,481t）、「スポーツ施設」（6,454t）と続く。

図表 175　施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値

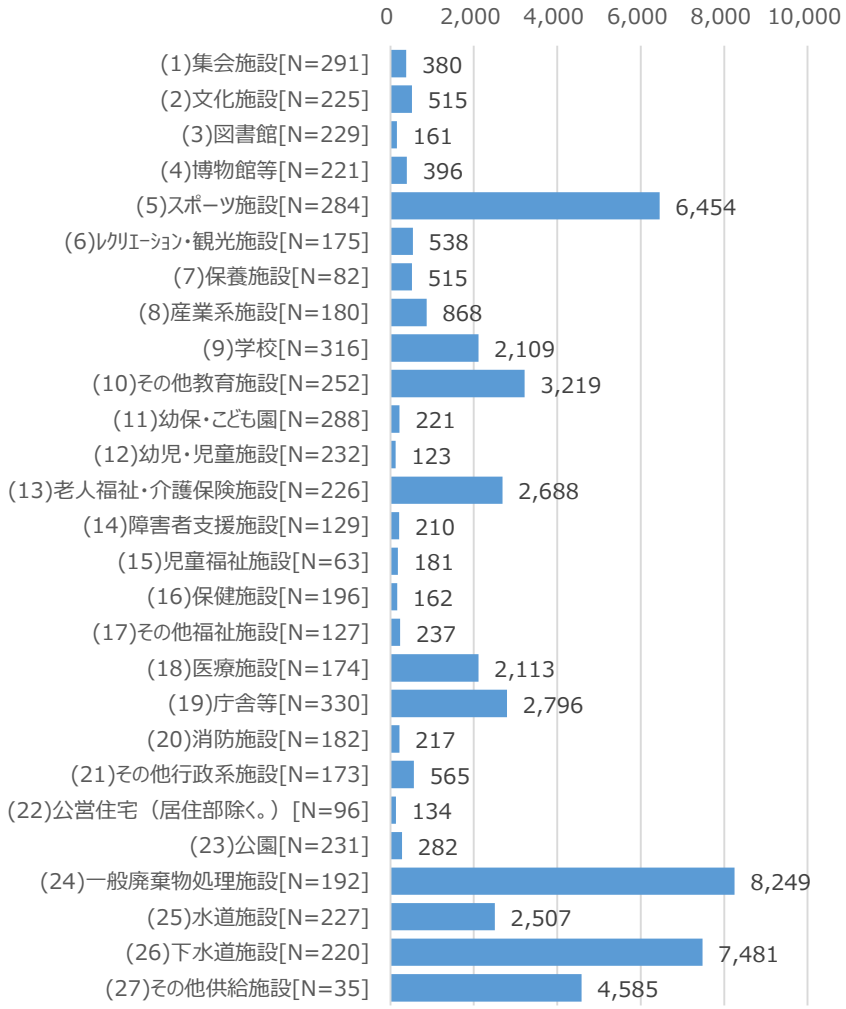

[単位：t]

図表 176　設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値

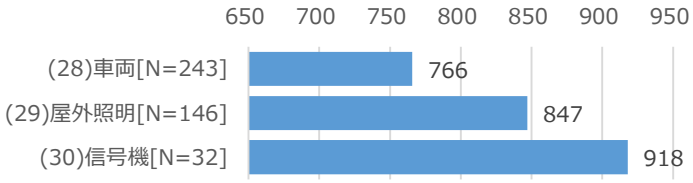

[単位：t]

５） 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」

都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「その他供給施設」（4,192kg/㎡）が最も多く、「水道施設」（2,716kg/㎡）、「一般廃棄物処理施設」（667kg/㎡）と続く。

図表 177　施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値

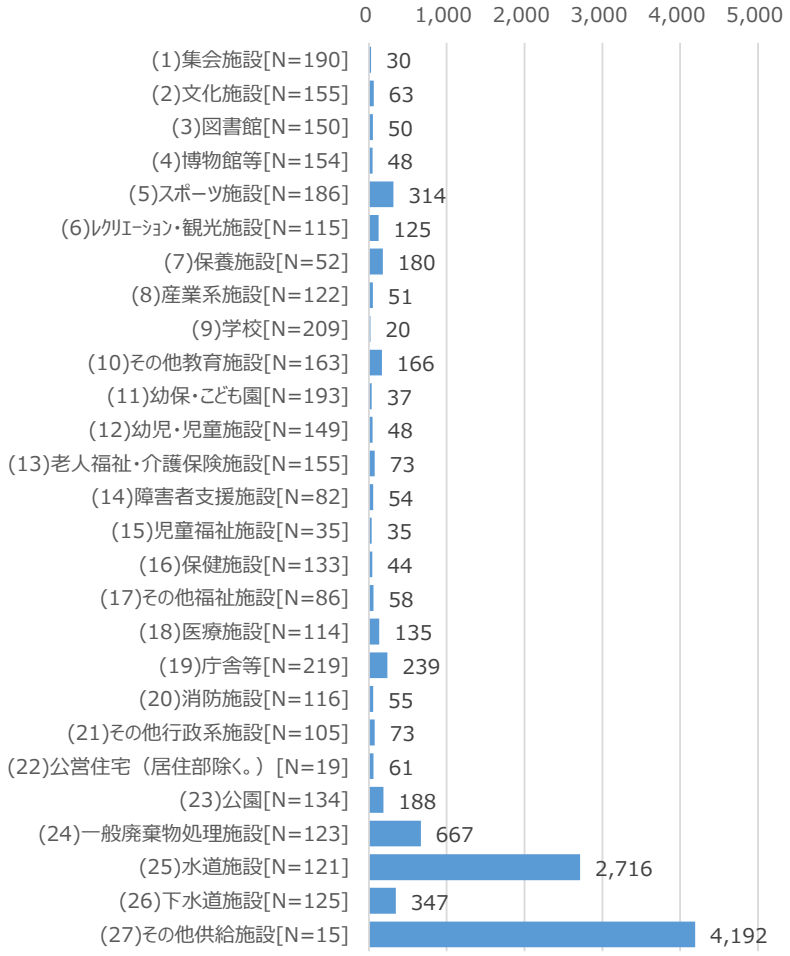

[単位：kg/㎡]

図表 178　設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値

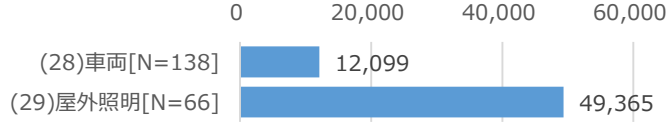

[単位：kg/設備数]

※（29）屋外照明は、設備数の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高い。
※(30)信号機は、原単位を算出できたが２団体のみであったため、平均値は算定していない

ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、単位量（施設は延床面積、設備は設備数）を説明変数、排出量を被説明変数とし、切片を 0 として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[t/㎡]）は、「一般廃棄物処理施設」（0.938）が最も大きく、「下水道施設」（0.159）、「医療施設」（0.128）、「保養施設」（0.123）、「水道施設」（0.104）が続く結果となった。ただし、「水道施設」は決定係数が 0.245 と低い点に留意する必要がある。決定係数が低くなった要因としては、水道施設には、大規模な浄水施設から小規模なポンプ場までさまざまなタイプの施設が含まれているためと考えられる。

図表 179　回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
(1)集会施設	0.032	0.762
(2)文化施設	0.063	0.852
(3)図書館	0.045	0.871
(4)博物館等	0.065	0.846
(5)スポーツ施設	0.011	0.200
(6)ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・観光施設	0.033	0.712
(7)保養施設	0.123	0.539
(8)産業系施設	0.030	0.832
(9)学校	0.015	0.919
(10)その他教育施設	0.058	0.594
(11)幼保・こども園	0.034	0.891
(12)幼児・児童施設	0.039	0.874
(13)老人福祉・介護保険施設	0.076	0.851
(14)障害者支援施設	0.076	0.944
(15)児童福祉施設	0.052	0.562
(16)保健施設	0.046	0.767
(17)その他福祉施設	0.077	0.947
(18)医療施設	0.128	0.885
(19)庁舎等	0.030	0.548
(20)消防施設	0.061	0.810
(21)その他行政系施設	0.047	0.721
(22)公営住宅（居住部除く。）	0.001	0.038
(23)公園	0.000	0.072
(24)一般廃棄物処理施設	0.938	0.732
(25)水道施設	0.104	0.245
(26)下水道施設	0.159	0.910
(28)車両	4.419	0.589
(29)屋外照明	0.405	0.161

図表 180　回帰係数推定結果
（延床面積あたり排出量）【施設のみ】

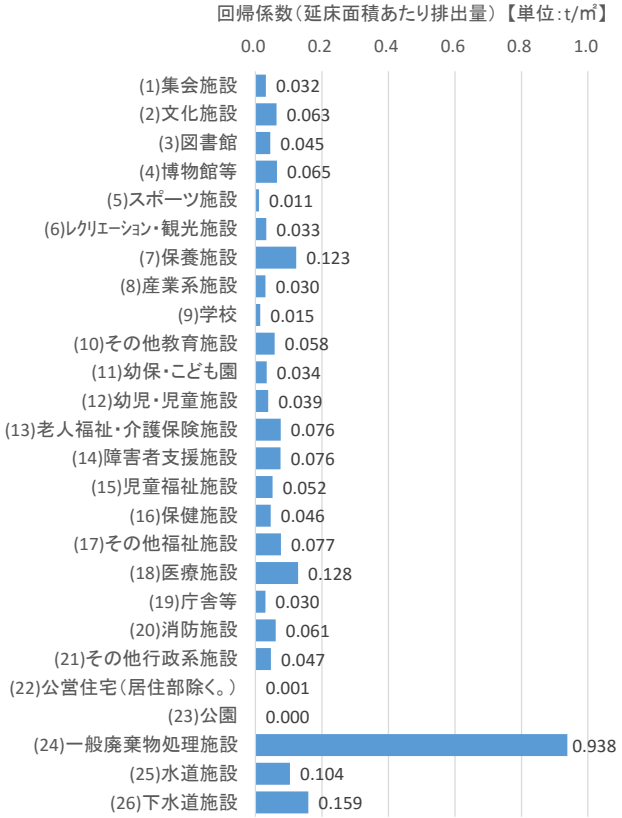

注１）単位量（施設は延床面積、設備は設備数）を説明変数、排出量を被説明変数とし、切片を 0 とした場合の回帰分析結果。なお、サンプル数が十分に得られなかった施設・設備種別は掲載していない。
注２）回帰係数は 0.1 以上、決定係数は 0.8 以上の場合に色付けして示している。

図表 181　回帰分析結果（一部施設抜粋）

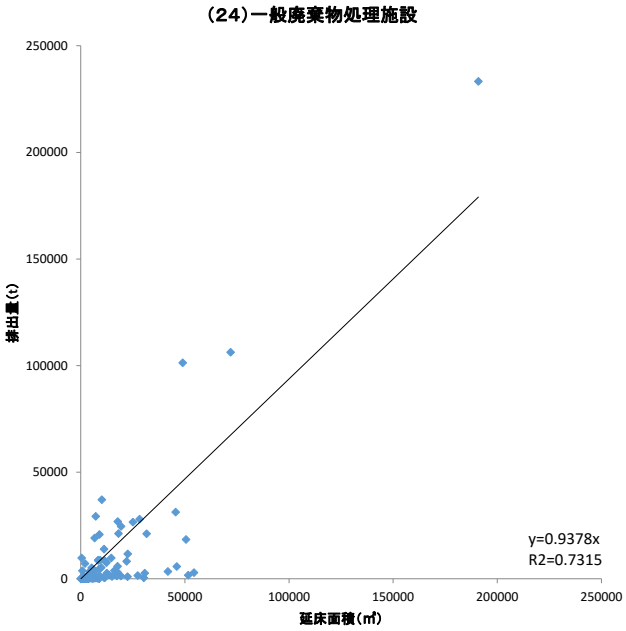

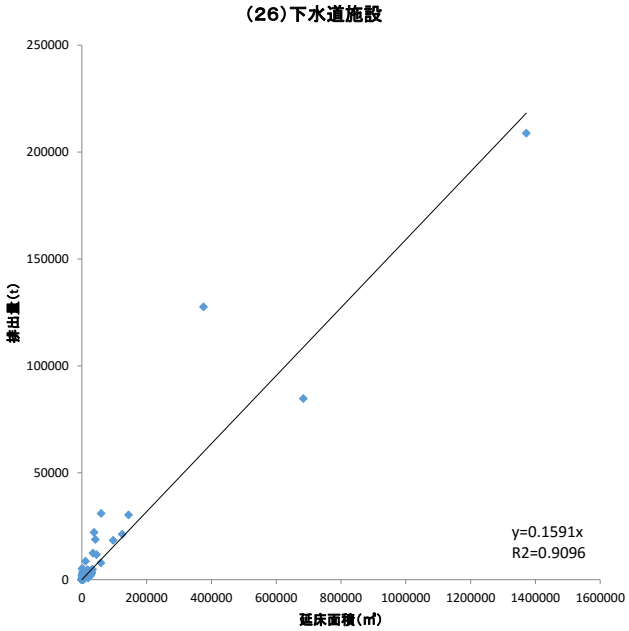

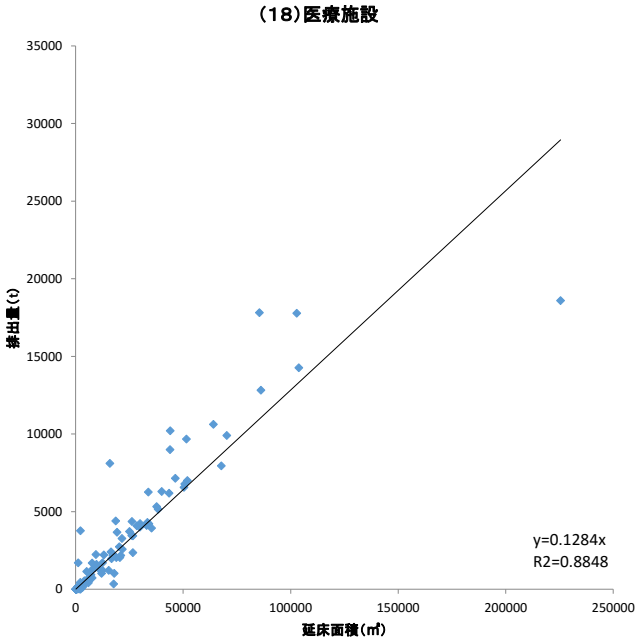

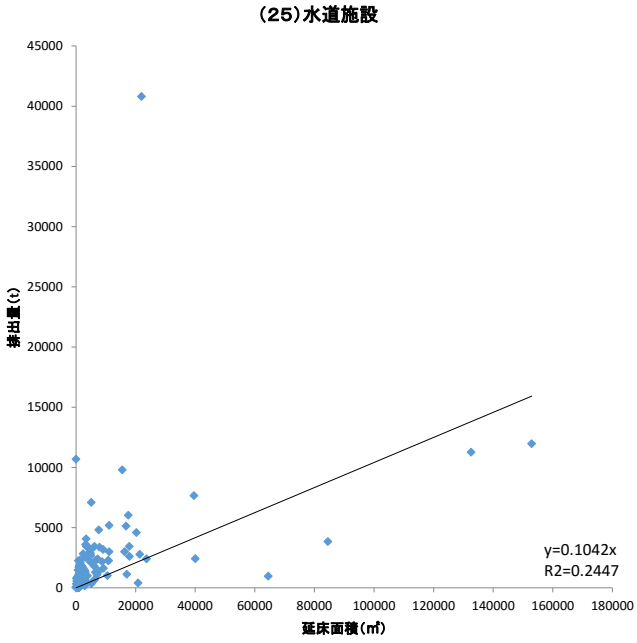

６） 対象としていない主な理由

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」（35.0%）が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」（31.1%）、「指定管理をしているため。」（27.7%）、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」（23.5%）と続く。

図表 182　対象としていない主な理由

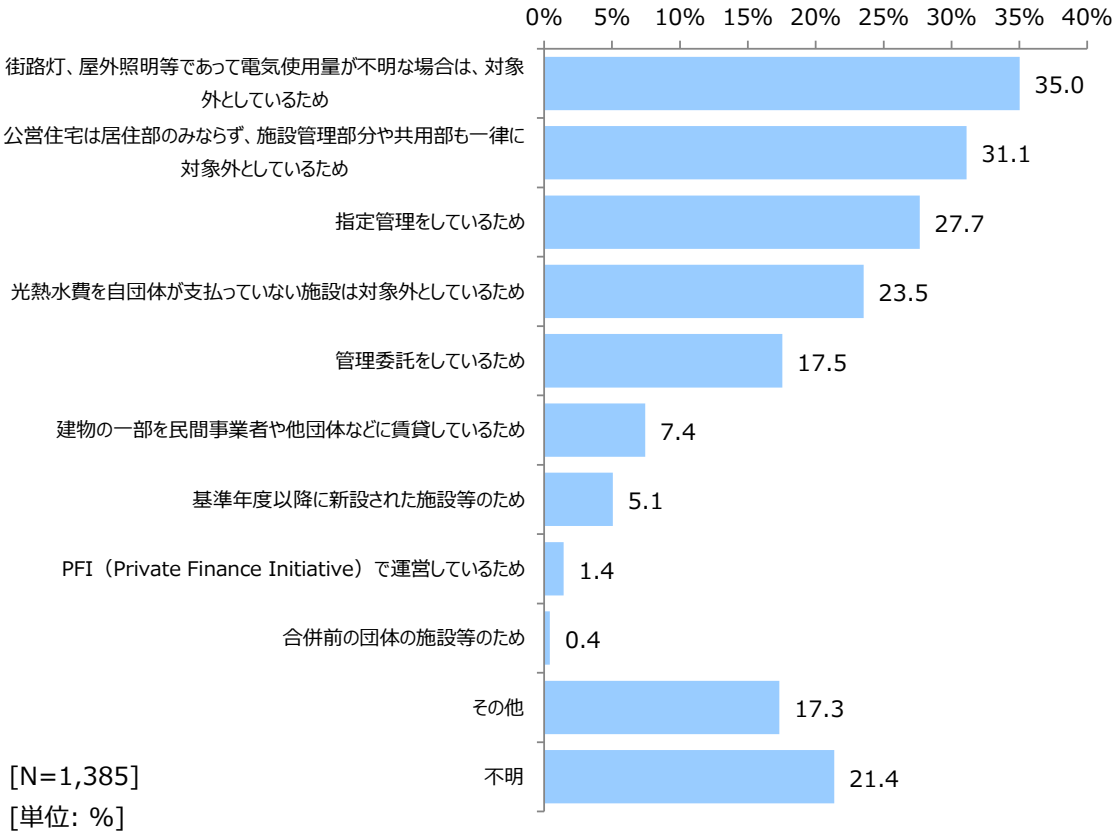

		回答数	%
	全　体	1,385	100.0
1	管理委託をしているため	243	17.5
2	指定管理をしているため	383	27.7
3	ＰＦＩ（Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｆｉｎａｎｃｅ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ）で運営しているため	20	1.4
4	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	485	35.0
5	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	326	23.5
6	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	431	31.1
7	基準年度以降に新設された施設等のため	70	5.1
8	合併前の団体の施設等のため	6	0.4
9	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	103	7.4
10	その他	240	17.3
11	不明	296	21.4

（１２）再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね９割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

図表 183　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	n	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全 体	1,418	95.7	13.2	7.8	0.6	6.8	9.2	2.2	13.3	10.6	1.7	11.7	10.5	1.4	2.5	2.7
都道府県	45	97.8	37.8	35.6	0.0	22.2	2.2	2.2	26.7	20.0	4.4	33.3	4.4	6.7	17.8	11.1
政令指定都市	20	100.0	80.0	65.0	0.0	50.0	85.0	0.0	75.0	40.0	5.0	30.0	75.0	0.0	10.0	25.0
中核市	53	100.0	39.6	30.2	1.9	24.5	69.8	7.5	52.8	28.3	5.7	18.9	47.2	1.9	15.1	3.8
施行時特例市	31	100.0	25.8	29.0	0.0	32.3	54.8	6.5	25.8	19.4	6.5	12.9	32.3	6.5	3.2	9.7
人口１０万人以上であって、上記２～５以外の市町村	179	99.4	25.1	8.4	0.0	9.5	23.5	5.0	28.5	11.2	1.1	11.2	25.7	0.0	3.9	3.4
人口３万人以上１０万人未満の市町村	452	97.8	10.4	5.3	0.7	4.4	3.1	2.2	10.6	10.2	0.2	10.8	8.2	0.9	1.1	2.7
人口１万人以上３万人未満の市町村	345	95.1	5.5	3.2	0.9	1.7	0.3	0.9	3.5	8.4	2.0	6.1	2.6	0.6	0.6	0.0
人口１万人未満の市町村	293	89.1	4.8	2.4	0.3	3.4	0.7	0.7	4.8	6.1	2.0	14.0	1.7	2.7	0.7	1.7

N数（%）

	全体	団体区分							
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市町村	人口10万人未満の町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村
回答数	1,418 (100.0)	45 (100.0)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	179 (100.0)	452 (100.0)	345 (100.0)	293 (100.0)
太陽光発電	1,357 (95.7)	44 (97.8)	20 (100.0)	53 (100.0)	31 (100.0)	178 (99.4)	442 (97.8)	328 (95.1)	261 (89.1)
風力発電	187 (13.2)	17 (37.8)	16 (80.0)	21 (39.6)	8 (25.8)	45 (25.1)	47 (10.4)	19 (5.5)	14 (4.8)
水力発電	111 (7.8)	16 (35.6)	13 (65.0)	16 (30.2)	9 (29.0)	15 (8.4)	24 (5.3)	11 (3.2)	7 (2.4)
地熱発電	8 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)	3 (0.9)	1 (0.3)
バイオマス発電	96 (6.8)	10 (22.2)	10 (50.0)	13 (24.5)	10 (32.3)	17 (9.5)	20 (4.4)	6 (1.7)	10 (3.4)
廃棄物発電	131 (9.2)	1 (2.2)	17 (85.0)	37 (69.8)	17 (54.8)	42 (23.5)	14 (3.1)	1 (0.3)	2 (0.7)
その他発電	31 (2.2)	1 (2.2)	0 (0.0)	4 (7.5)	2 (6.5)	9 (5.0)	10 (2.2)	3 (0.9)	2 (0.7)
太陽熱利用	188 (13.3)	12 (26.7)	15 (75.0)	28 (52.8)	8 (25.8)	51 (28.5)	48 (10.6)	12 (3.5)	14 (4.8)
地中熱利用	151 (10.6)	9 (20.0)	8 (40.0)	15 (28.3)	6 (19.4)	20 (11.2)	46 (10.2)	29 (8.4)	18 (6.1)
雪氷熱利用	24 (1.7)	2 (4.4)	1 (5.0)	3 (5.7)	2 (6.5)	2 (1.1)	1 (0.2)	7 (2.0)	6 (2.0)
バイオマス熱利用	166 (11.7)	15 (33.3)	6 (30.0)	10 (18.9)	4 (12.9)	20 (11.2)	49 (10.8)	21 (6.1)	41 (14.0)
廃棄物熱利用	149 (10.5)	2 (4.4)	15 (75.0)	25 (47.2)	10 (32.3)	46 (25.7)	37 (8.2)	9 (2.6)	5 (1.7)
温泉熱利用	20 (1.4)	3 (6.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	2 (6.5)	0 (0.0)	4 (0.9)	2 (0.6)	8 (2.7)
温度差エネルギー利用	35 (2.5)	8 (17.8)	2 (10.0)	8 (15.1)	1 (3.2)	7 (3.9)	5 (1.1)	2 (0.6)	2 (0.7)
その他熱利用	38 (2.7)	5 (11.1)	5 (25.0)	2 (3.8)	3 (9.7)	6 (3.4)	12 (2.7)	0 (0.0)	5 (1.7)

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

図表 184　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)

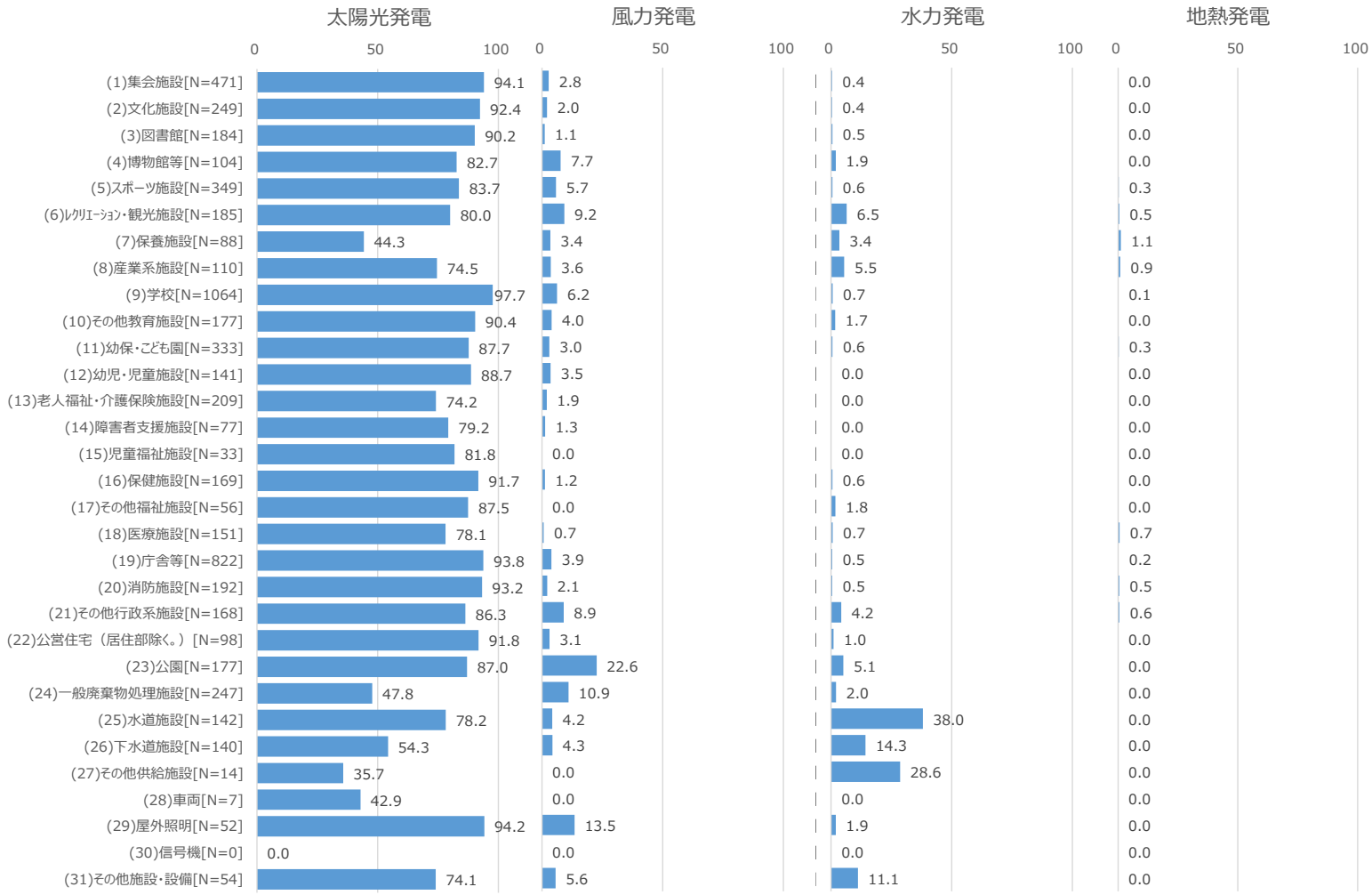

図表 185　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)

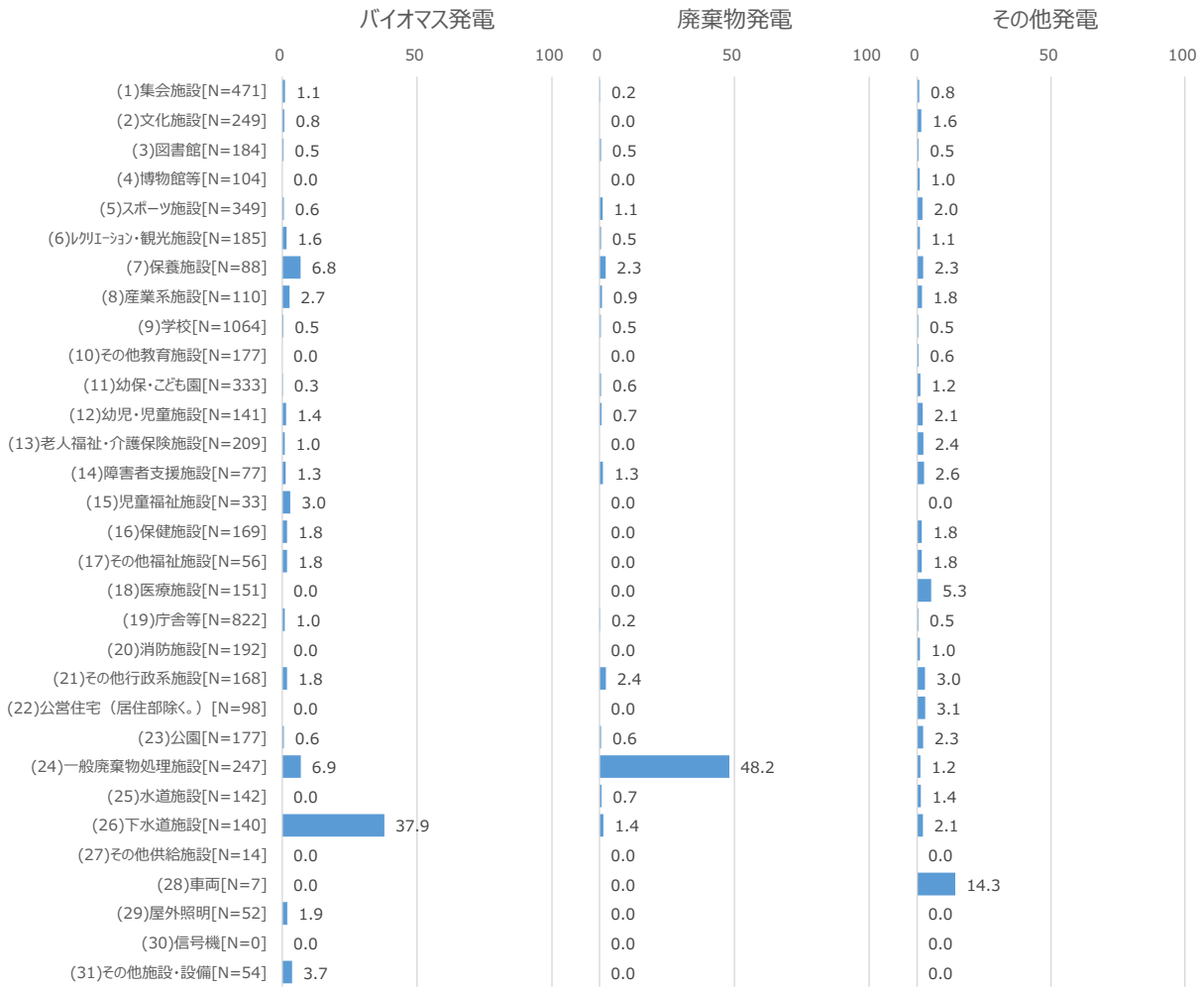

図表 186　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)

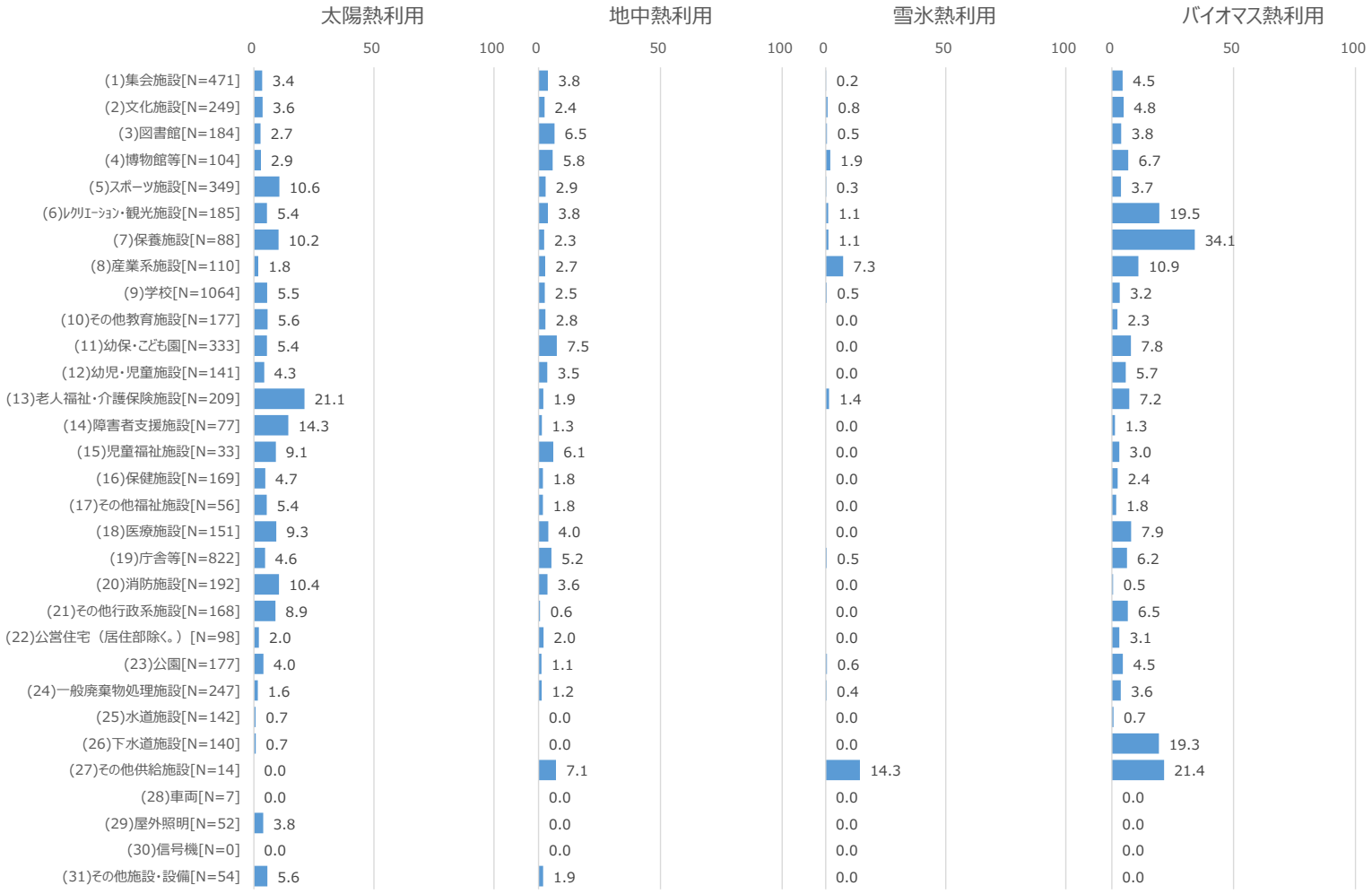

図表 187　再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】（4/4）

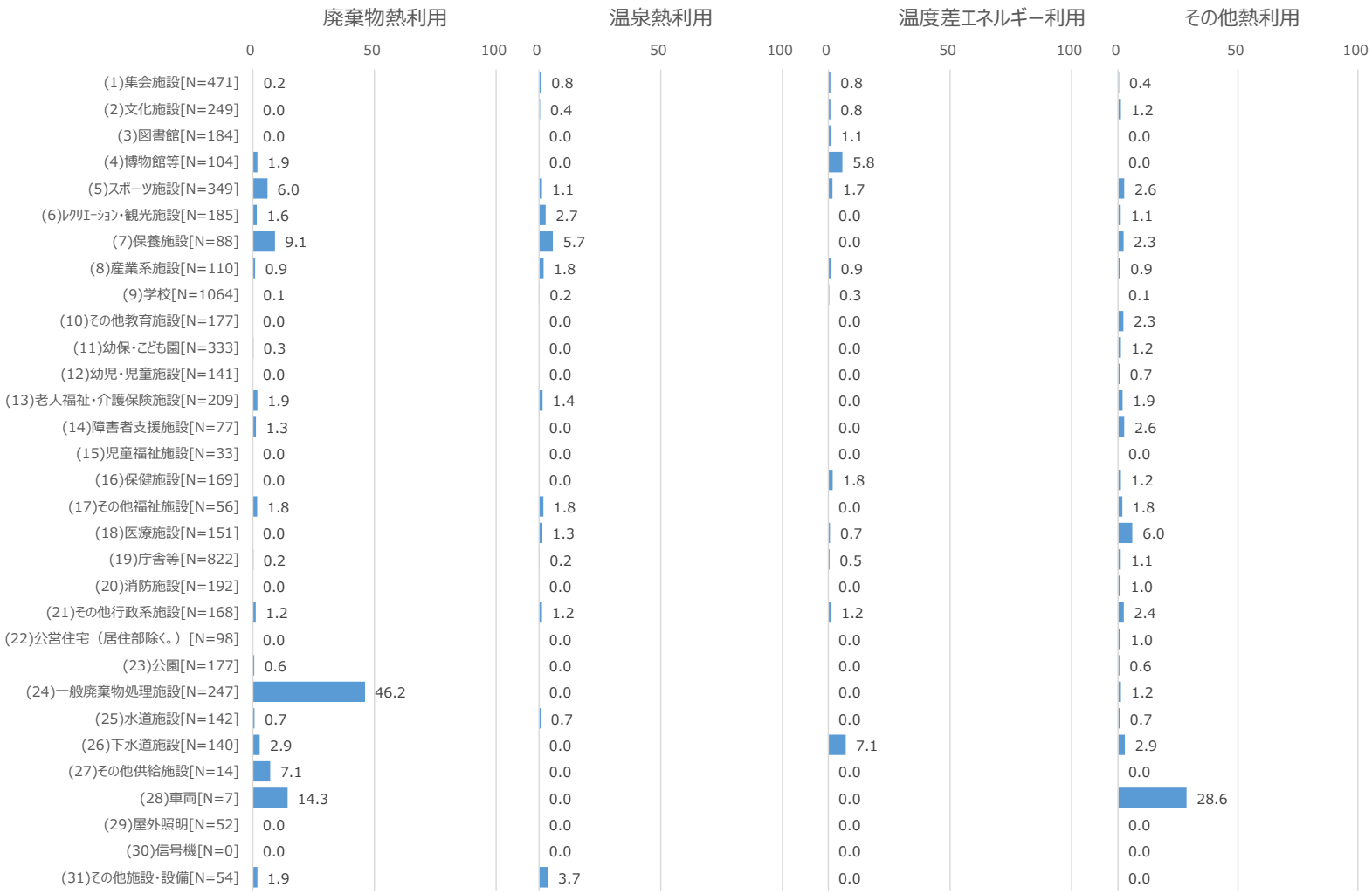

（１３）温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組としては、省エネに関する取組では、「省エネ行動の意識啓発・国民運動の推進（エコドライブ含む）」「高効率照明・LED の導入」が特に多く、次いで「エコカーの導入」「高効率空調・冷暖房機器の導入」「省エネ型機器への更新」が多い。再エネに関する取組では、「太陽光・熱」が特に多く、次いで「バイオマス発電・熱」が多い。その他の取組では「緑化（グリーンカーテン含む）」「リサイクル・廃棄物削減・３Ｒ」が多い。

図表 188　温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

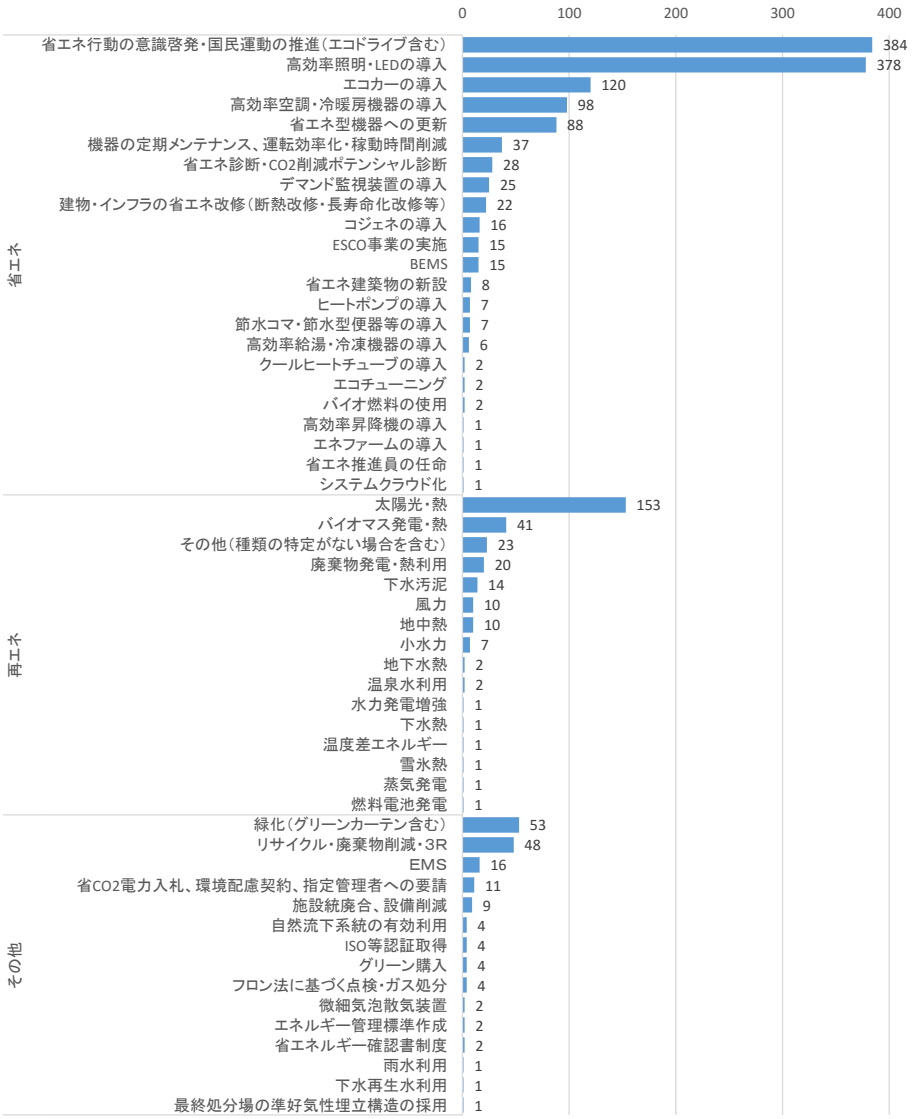

注）各団体が施設種類ごとに自由回答で記入した結果を事務局で集計したもの。

（１４）職員に対する取組

１）　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」（31.6%）が最も多く、「ポスターの活用」（26.3%）、「その他」（22.5%）、「職員研修の実施」（22.3%）と続く。

図表 189　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

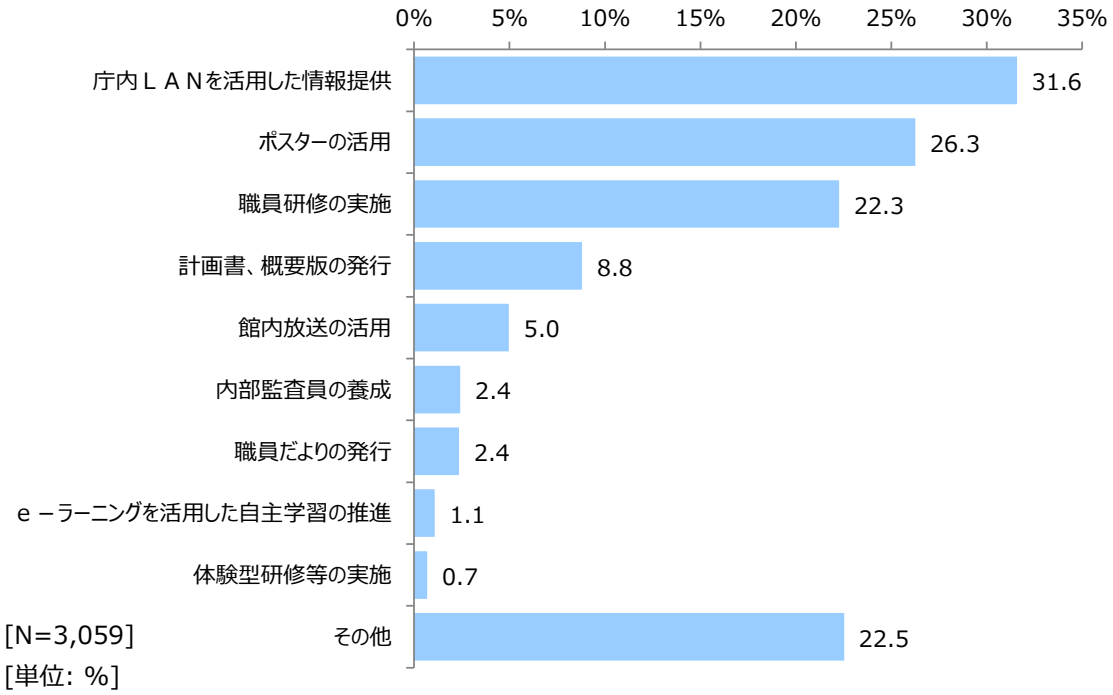

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。
小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 190　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

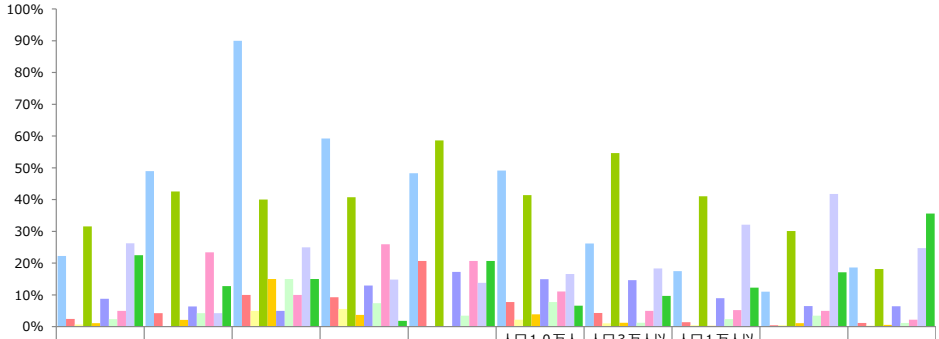

[単位：%]

	全 体 (N=3,059)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=54)	施行時特例市 (N=29)	人口１０万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口３万人以上１０万人未満の市区町村 (N=485)	人口１万人以上３万人未満の市町村 (N=424)	人口１万人未満の市町村 (N=462)	地方公共団体の組合 (N=1,357)
職員研修の実施	22.3	48.9	90.0	59.3	48.3	49.2	26.2	17.5	11.0	18.6
内部監査員の養成	2.4	4.3	10.0	9.3	20.7	7.7	4.3	1.4	0.4	1.2
体験型研修等の実施	0.7	0.0	5.0	5.6		2.2	1.0	0.5	0.4	0.3
庁内ＬＡＮを活用した情報提供	31.6	42.6	40.0	40.7	58.6	41.4	54.6	41.0	30.1	18.1
ｅ－ラーニングを活用した自主学習の推進	1.1	2.1	15.0	3.7		3.9	1.2	0.2	1.1	0.6
計画書、概要版の発行	8.8	6.4	5.0	13.0	17.2	14.9	14.6	9.0	6.5	6.4
職員だよりの発行	2.4	4.3	15.0	7.4	3.4	7.7	1.2	2.4	3.5	1.2
館内放送の活用	5.0	23.4	10.0	25.9	20.7	11.0	4.9	5.2	5.0	2.2
ポスターの活用	26.3	4.3	25.0	14.8	13.8	16.6	18.4	32.1	41.8	24.8
その他	22.5	12.8	15.0	1.9	20.7	6.6	9.7	12.3	17.1	35.6

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口１０万人以上、上記以外の市町村	町村人口３万人以上１０万人未満の市区町村	人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,059 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	29 (100.0)	181 (100.0)	485 (100.0)	424 (100.0)	462 (100.0)	1,357 (100.0)
職員研修の実施	681 (22.3)	23 (48.9)	18 (90.0)	32 (59.3)	14 (48.3)	89 (49.2)	127 (26.2)	74 (17.5)	51 (11.0)	253 (18.6)
内部監査員の養成	74 (2.4)	2 (4.3)	2 (10.0)	5 (9.3)	6 (20.7)	14 (7.7)	21 (4.3)	6 (1.4)	2 (0.4)	16 (1.2)
体験型研修等の実施	21 (0.7)	0 (0.0)	1 (5.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	4 (2.2)	5 (1.0)	2 (0.5)	2 (0.4)	4 (0.3)
庁内ＬＡＮを活用した情報提供	966 (31.6)	20 (42.6)	8 (40.0)	22 (40.7)	17 (58.6)	75 (41.4)	265 (54.6)	174 (41.0)	139 (30.1)	246 (18.1)
ｅ－ラーニングを活用した自主学習の推進	33 (1.1)	1 (2.1)	3 (15.0)	2 (3.7)	0 (0.0)	7 (3.9)	6 (1.2)	1 (0.2)	5 (1.1)	8 (0.6)
計画書、概要版の発行	269 (8.8)	3 (6.4)	1 (5.0)	7 (13.0)	5 (17.2)	27 (14.9)	71 (14.6)	38 (9.0)	30 (6.5)	87 (6.4)
職員だよりの発行	72 (2.4)	2 (4.3)	3 (15.0)	4 (7.4)	1 (3.4)	14 (7.7)	6 (1.2)	10 (2.4)	16 (3.5)	16 (1.2)
館内放送の活用	152 (5.0)	11 (23.4)	2 (10.0)	14 (25.9)	6 (20.7)	20 (11.0)	24 (4.9)	22 (5.2)	23 (5.0)	30 (2.2)
ポスターの活用	803 (26.3)	2 (4.3)	5 (25.0)	8 (14.8)	4 (13.8)	30 (16.6)	89 (18.4)	136 (32.1)	193 (41.8)	336 (24.8)
その他	689 (22.5)	6 (12.8)	3 (15.0)	1 (1.9)	6 (20.7)	12 (6.6)	47 (9.7)	52 (12.3)	79 (17.1)	483 (35.6)

２） 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」（26.1%）が最も多く、「職員研修の実施」（22.4%）、「その他」（19.8%）、「ポスターの活用」（18.3%）と続く。

図表 191　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組

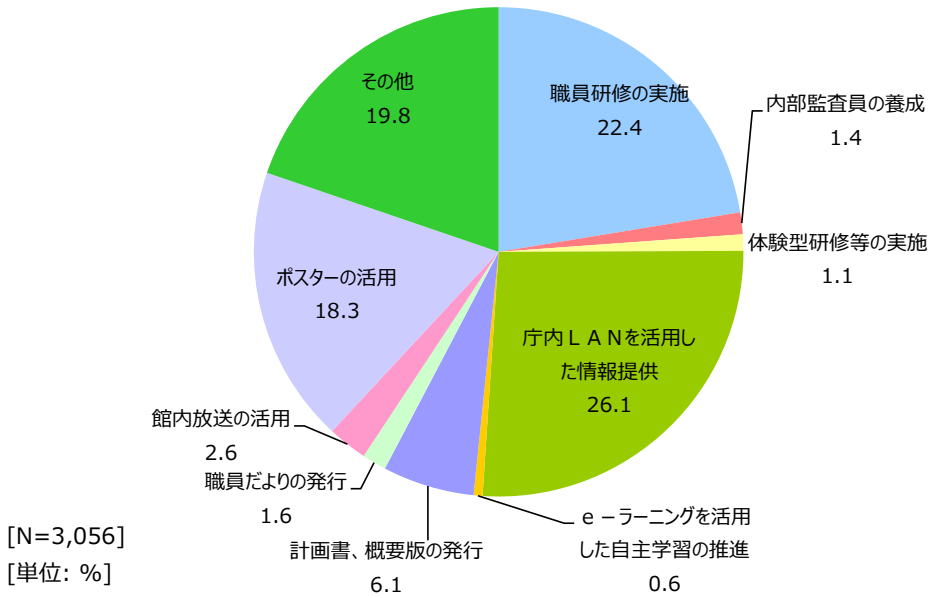

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内ＬＡＮを活用した情報提供」の割合が高い。

図表 192　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【団体区分別】

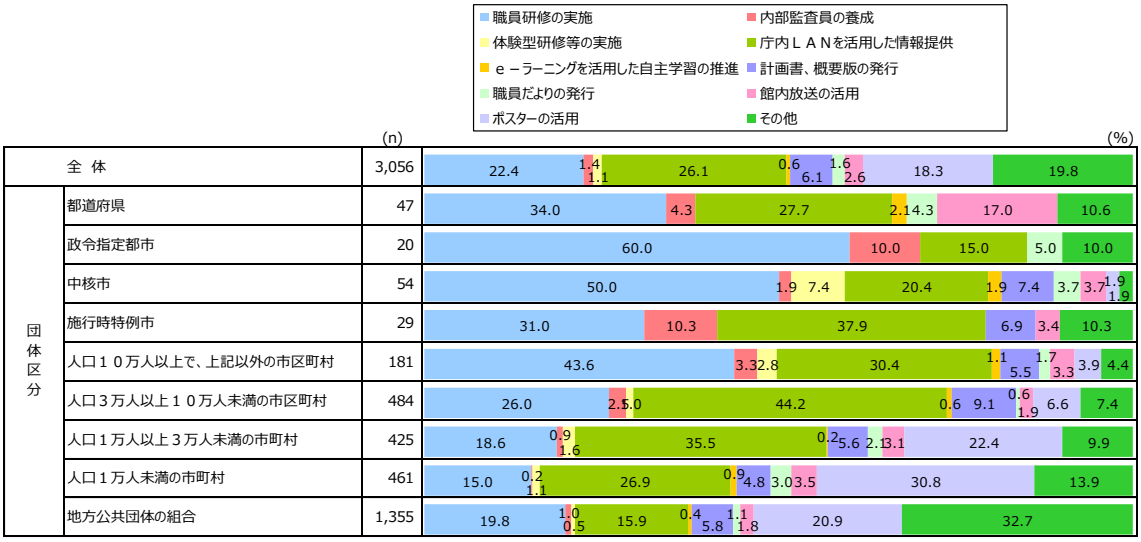

N数（%）

	全体		団体区分															
			都道府県		政令指定都市		中核市		施行時特例市		人口１０万人以上で、上記以外の市区町村		人口３万人未満の市区町村		人口１万人未満の市町村		地方公共団体の組合	
回答数	3,056	(100.0)	47	(100.0)	20	(100.0)	54	(100.0)	29	(100.0)	181	(100.0)	484	(100.0)	425	(100.0)	461	(100.0)	1,355	(100.0)
職員研修の実施	685	(22.4)	16	(34.0)	12	(60.0)	27	(50.0)	9	(31.0)	79	(43.6)	126	(26.0)	79	(18.6)	69	(15.0)	268	(19.8)
内部監査員の養成	44	(1.4)	2	(4.3)	2	(10.0)	1	(1.9)	3	(10.3)	6	(3.3)	12	(2.5)	4	(0.9)	1	(0.2)	13	(1.0)
体験型研修等の実施	33	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(7.4)	0	(0.0)	5	(2.8)	5	(1.0)	7	(1.6)	5	(1.1)	7	(0.5)
庁内ＬＡＮを活用した情報提供	798	(26.1)	13	(27.7)	3	(15.0)	11	(20.4)	11	(37.9)	55	(30.4)	214	(44.2)	151	(35.5)	124	(26.9)	216	(15.9)
ｅ－ラーニングを活用した自主学習の推進	18	(0.6)	1	(2.1)	0	(0.0)	1	(1.9)	0	(0.0)	2	(1.1)	3	(0.6)	1	(0.2)	4	(0.9)	6	(0.4)
計画書、概要版の発行	185	(6.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(7.4)	2	(6.9)	10	(5.5)	44	(9.1)	24	(5.6)	22	(4.8)	79	(5.8)
職員だよりの発行	49	(1.6)	2	(4.3)	1	(5.0)	2	(3.7)	0	(0.0)	3	(1.7)	3	(0.6)	9	(2.1)	14	(3.0)	15	(1.1)
館内放送の活用	80	(2.6)	8	(17.0)	0	(0.0)	2	(3.7)	1	(3.4)	6	(3.3)	9	(1.9)	13	(3.1)	16	(3.5)	25	(1.8)
ポスターの活用	560	(18.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.9)	0	(0.0)	7	(3.9)	32	(6.6)	95	(22.4)	142	(30.8)	283	(20.9)
その他	604	(19.8)	5	(10.6)	2	(10.0)	1	(1.9)	3	(10.3)	8	(4.4)	36	(7.4)	42	(9.9)	64	(13.9)	443	(32.7)

３） 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」（39.5%）と「職員の自主的な行動に繋がっている。」（39.0%）が概ね同程度となっている。

図表 193　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果

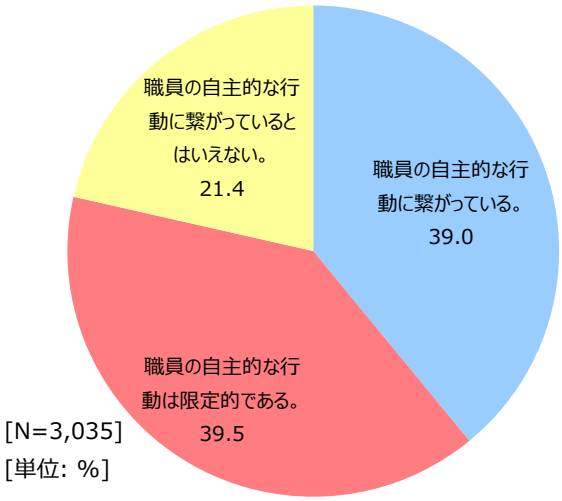

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高くなる。

図表 194　温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】

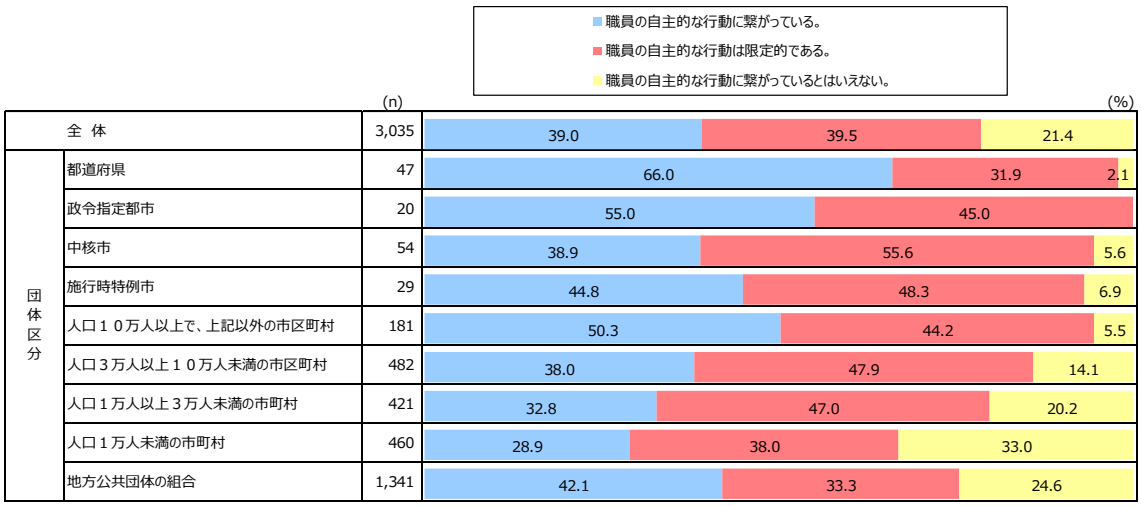

N数（%）

	全体	団体区分								
		都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	3,035 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	29 (100.0)	181 (100.0)	482 (100.0)	421 (100.0)	460 (100.0)	1,341 (100.0)
職員の自主的な行動に繋がっている。	1,185 (39.0)	31 (66.0)	11 (55.0)	21 (38.9)	13 (44.8)	91 (50.3)	183 (38.0)	138 (32.8)	133 (28.9)	564 (42.1)
職員の自主的な行動は限定的である。	1,199 (39.5)	15 (31.9)	9 (45.0)	30 (55.6)	14 (48.3)	80 (44.2)	231 (47.9)	198 (47.0)	175 (38.0)	447 (33.3)
職員の自主的な行動に繋がっているとはいえない。	651 (21.4)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.9)	10 (5.5)	68 (14.1)	85 (20.2)	152 (33.0)	330 (24.6)